令和4事務年度 開示検査事例集

令和5年8月 証券取引等監視委員会事務局

目 次

証	券	取引等監視委員会からのメッセージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
		■ 監視委コラム(開示検査と犯則調査は何が違う?)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
Ι		最近の開示検査の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		🔁 監視委コラム(「業界特有の商流」ってどんなもの?) ・・・・・・・・・・	7
		■監視委コラム(大量保有報告書・変更報告書の提出義務について) ······	8
Π		最近の開示検査の実績とその内容	
	1	課徴金納付命令勧告事案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	2	開示規制違反の背景・原因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	3	金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立て	
		(無届募集) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10
	4	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
		🔁 監視委コラム(内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか?) ‥‥‥	12
		■ 監視委コラム(特定関与行為とは?)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
Ш		最新の課徴金納付命令勧告事例	
	1	売上の過大計上	
		【事例1】売上の過大計上等(株式会社アマナ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
		【事例2】売上の過大計上(株式会社東京衡機)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
		【事例3】売上の過大計上等(株式会社旅工房)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	2	非財務情報の不記載	
		【事例4】重要事象等の不記載等(株式会社ディー・ディー・エス) ·····	21
		🔂 監視委コラム(非財務情報の開示の充実) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
IV		過去の検査事例	
	1	開示書類の虚偽記載	
		(1) 売上高	
		【事例5】売上の過大計上等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
		【事例6】売上の過大計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
		【事例7】売上の過大計上等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33

	【事例8】	売上の過大計上等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	【事例9】	売上の前倒し計上等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	【事例 10】	当社及び子会社における売上の前倒し計上等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	圆監視	委コラム(証券監視委と公認会計士・監査審査会との連携) · · ·	44
	【事例 11】	売上の過大計上等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	🛃 監視	要コラム(架空取引(資金循環取引)の気付き)・・・・・・・・	47
	【事例 12】	売上の過大計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	🔁 監視	!委コラム(「業界の特殊性」は本当?) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	53
(2)	一 売上原値	t i	
	【事例 13】	売上原価の過少計上等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	【事例 14】	子会社による売上原価の過少計上等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	🙆 監視	見委コラム(海外子会社管理は大丈夫?)・・・・・・・・・・・・	60
	【事例 15】	売上原価の過少計上等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
(3)	販売費及	ひび一般管理費	
	【事例 16】	販売費及び一般管理費の過少計上等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
	【事例 17】	子会社による費用の過少計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	【事例 18】	代位弁済立替金に係る貸倒引当金の過少計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
(4)	営業外和	刊益	
	【事例 19】	グループ会社を連結の範囲から除外し、	
		内部取引利益を連結決算で利益計上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
(5)	営業外費	費用	
	【事例 20】	貸倒引当金の過少計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
(6)	特別利益	益	
	【事例 21】	匿名組合清算配当金の過大計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
(7)	特別損夠	ŧ	
	【事例 22】	減損損失の過少計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
	【事例 23】	貸倒損失の不計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
	【事例 24】	長期未収入金及び長期貸付金に係る貸倒引当金の過少計上・・・・	90
(8)	資産		
	【事例 25】	ソフトウェア仮勘定の架空計上等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
	【事例 26】	のれんの過大計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
	【事例 27】	投資有価証券の過大計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
	【事例 28】	棚卸資産の過大計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106

	(9)	負債		
		【事例 29】	前受金の過少計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
	(10)	純資産		
		【事例 30】	純資産額の過大計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
	(11)	関連当事	事者取引に係る注記の不記載	
		【事例 31】	関連当事者取引に係る注記の不記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
		🙆 監視	見委コラム(関連当事者取引はなぜ注記が必要か?) ・・・・・・・・	123
	(12)) 非財務性	青報	
		【事例 32】	「コーポレート・ガバナンスの状況」の虚偽記載‥‥‥‥	125
		【事例 33】	役員の報酬等の過少記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	128
		【事例 34】	大株主の所有株式数の虚偽記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130
		【事例 35】	第三者割当予定先の状況等に係る虚偽記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
2	2	引示書類の	不提出に係る個別事例	
		【事例 36】	訂正届出書の不提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
		🙆 監視	翌 まっちょく でまった第三者割当に関する情報) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	139
		【事例 37】	発行開示書類(有価証券届出書)の不提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
3	移	査による	自発的訂正	
		【事例 38】	A 社(東証二部、製造業(その他製品))·····	141
		【事例 39】	B社(東証ジャスダック、機械)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	143
		【事例 40】	C社(非上場、サービス業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	143
2	ᅡ	羽部統制の	実態	
		【事例 41】	A社(東証一部、サービス業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
		【事例 42】	B社(東証マザーズ、建設業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
		【事例 43】	C社(東証ジャスダック、情報・通信業)・・・・・・・・・・・・・・	145
5	再	発防止策	の履行状況把握	
		【事例 44】	A社(東証一部、サービス業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
6	5 特	持定関 与行	為に係る個別事例	
		【事例 45】	特定関与行為(東証一部、広告制作業)	147
٧	審半	刂手続の状	況及び個別事例	
		【審判事例	1】新株予約権証券の募集を行った相手方の使用人該当性の可否	149
		【審判事例	2】関連当事者との取引における「重要な事項」の不記載	
			への該当性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152

	【審判事例3】第三者割当予定先の状況等の虚偽記載
	【審判事例4】販売斡旋手数料の売上計上の可否
	(役務提供及び対価の実態の有無)・・・・・・・・・・161
	【審判事例5】課徴金の要件としての経済的利得や故意過失の必要性 165
	【審判事例6】虚偽記載のある有価証券届出書により
	新株予約権証券を取得させた場合の課徴金額・・・・・・・167
	【審判事例7】虚偽記載(資産の架空計上)の有無
VI	参考資料 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 171

(用語の定義)

• 「法」:金融商品取引法

・「旧法」: 平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法

•「施行令」:金融商品取引法施行令

・「企業開示府令」:企業内容等の開示に関する内閣府令

「財務諸表等規則」:財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する内閣府令

「連結財務諸表規則」:連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する内閣府令

・「課徴金府令」:金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令

• 「証券監視委」: 証券取引等監視委員会

•「東証」:東京証券取引所

• 「大証」: 大阪証券取引所

•「名証」:名古屋証券取引所

•「札証」:札幌証券取引所

•「福証」:福岡証券取引所

※勧告時等の市場区分を記載



証券取引等監視委員会からのメッセージ

この事例集の目的は?

粉飾決算に代表される有価証券報告書の虚偽記載等をはじめ、 上場会社による開示規制違反は、投資者に不測の損害をもたら すだけでなく、その会社自身の信用を失い、ひいては我が国証 券市場の信頼を大きく失墜させます。

証券監視委は、こうした開示規制違反を早期に発見するとともに、再発防止や未然防止のため、金融商品取引法の規定に基づいて、開示検査を実施しています。そして、開示検査の結果、重大な開示規制違反が判明したときには、金融庁長官等に対して課徴金納付命令の勧告を行ったり、その会社に自主的な訂正報告書等の提出を促したりしています。

この事例集は、こうした開示検査によって判明した開示規制 違反の内容やその背景・原因を事例ごとにご紹介しています。

この事例集を通じて、上場会社、会計監査人、投資者の皆さんの、開示規制違反の手法、背景・原因等についての理解を深めていただくことで、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人とのコミュニケーションや投資者の皆さんと投資先である上場会社との対話がますます活発に行われることを期待しています。そして、その活発なコミュニケーションや対話は、開示規制違反の未然防止・再発防止につながるものと確信しています。

この事例集の内容は?

この事例集は、開示検査によって開示規制違反が認められ、 課徴金納付命令勧告を行った事例のほか、課徴金納付命令勧告 は行わなかったものの、開示規制違反の背景・原因を追究した 上でその再発防止策を会社と共有した事例、会社に対して訂正 報告書等の自発的な提出を促した事例等、様々な事例を積極的 に紹介しています。

「Ⅲ 最新の課徴金納付命令勧告事例」では、最近1年間に 課徴金納付命令勧告を行った最新の事例をまとめて掲載し、開 示規制違反の内容、その背景・原因やその是正策の概要をご紹 介しています。これらの事例については、それぞれ「事案のポ イント」を設け、特色、概要、背景・原因等を簡潔にまとめて 記載しました。

また、「監視委 コラム」では、内部統制やガバナンスの重要性等について解説していますので、市場関係者の皆様の適正な情報開示に向けた取組みの参考にしていただければ幸いです。

上場会社の皆様へ

開示検査によって判明した開示規制違反等の問題の背景には、 多くの場合、その会社の取締役・監査役等が本来の役割を果た していないなど、ガバナンスの機能不全が認められます。この 1年間に終了した開示検査の中でも、経営陣のコンプライアン ス意識の欠如や内部管理体制の機能不全などが不正な会計処理 につながった事例が多く見受けられました。

取締役会の皆様におかれましては、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、適正な情報開示を

行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改め て点検していただければと存じます。

また、監査役・監査委員の皆様におかれましては、独立した 立場から取締役等の業務の執行をチェックするという本来の役 割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を 防止することにつながるものと考えられます。

この事例集が、会社経営陣、監査役等、業務執行部門、会計 監査人等との間の積極的なコミュニケーションのきっかけとな り、そして、それによってガバナンスの向上に向けた自律的な 取組みが行われることを期待しております。

会計監査人の皆様へ

会計監査は、企業の財務状況・経営成績の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支えるとともに、 それが日本経済の持続的な成長につながることの前提となる極めて重要なインフラです。

会計監査人である公認会計士や監査法人におかれましては、 このことを常に念頭に置きつつ、適切な会計監査の実施と品質 の確保に努めていただくことが重要であると考えております。

この事例集を通じて、不正会計の実例やその背景・原因、会社自身による再発防止に向けた対応等についてご理解いただいた上で、監査対象会社の経営陣や担当者と十分なコミュニケーションを行っていただくことを期待しております。

また、監査報告書に記載される「監査上の主要な検討事項 (KAM) 」について、その選定・検討においても、この事例集を参考にしていただけるのではないかと思います。

投資者等の皆様へ

上場会社による開示規制違反は、当該会社に投資を行う投資者に甚大な損害をもたらすだけでなく、その上場会社の信用を 大きく失うことは言うまでもありません。

投資者、とりわけ機関投資家におかれましては、この事例集を通じて、上場会社による開示情報の正確性や公認会計士・監査法人による会計監査の品質などに関心を寄せていただいた上で、投資先上場会社と建設的な「目的を持った対話(エンゲージメント)」を行っていただく必要があると考えています。そして、この対話の中で、投資先上場会社に対し、ガバナンスの機能強化、コンプライアンス経営の徹底等を求めていただくことにより、その投資先上場会社のみならず、市場全体における適正な情報開示に関する規律の向上につながるものと確信しています。



開示検査と犯則調査は何が違う?

証券監視委では、開示規制違反の早期発見・早期是正や再発防止・未然防止を確実に推し進めるため、上場会社等の開示書類の開示検査を行っております。結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、金融庁長官等に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行っています。

さらに、開示規制違反の事案の中でも、重大で悪質なものについては、刑事告発 による刑事訴追を求めるべきものとして、金融商品取引法の規定に基づき、証券監 視委が犯則調査を実施しています。

I 最近の開示検査の取組み

近年、日本を代表するグローバル企業による不正会計、非財務情報における虚偽記載等、開示規制違反事案が多く発覚しています。証券監視委では、このような開示規制違反の早期発見・早期是正や再発防止・未然防止を確実に推し進めるため、開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析能力の強化や機動的かつ多面的な開示検査の実施に努めています。

開示検査の結果、投資者の投資判断に影響を及ぼすような開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には課徴金納付命令勧告を行い、また、開示規制違反は認められるものの、課徴金納付命令勧告に至らない場合であっても、その開示規制違反の背景・原因についてその会社経営陣との対話を行っています。こうした対話を通じて、経営陣がその背景・原因を認識し、会社自ら適正な情報開示に向けた体制整備を行うことが、開示規制違反の再発防止につながるものと認識しています。

このような考えの下、証券監視委は、引き続き、開示検査について以下のような取組みを実施しています。

開示規制違反の早期発見・早期是正 ・・・ 情報力の強化

- ▶ 開示規制違反のリスクに着目した情報収集・分析を行っています。具体的には、
 - ・ 市場インパクト(仮に、問題が発覚した場合の市場への影響)や不正発生 リスクなどに着目し、上場会社について継続的に情報収集・分析を行って います。
 - 各種財務データ等に基づく分析だけではなく、各業界の商流・商慣行等、 ビジネスの実態に即した深度ある情報の調査・分析を行っています。

開示規制違反の早期発見・早期是正を図るため、機動的かつ効率的に検査・ヒアリングを実施しています。これにより、会社の自主的な有価証券報告書等の訂正や会社自身による適正な情報開示のための体制整備等が迅速に行われることを期待するものです。

- ▶ 多面的かつ効果的な開示検査を実施する観点から、
 - ・ 検査対象会社のガバナンスの機能状況の把握
 - 有価証券報告書等の非財務情報についての積極的な調査・検査
 - 特定関与行為に関する積極的な検査

を実施しています。

※ 「特定関与行為」とは、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出 を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為をいいます。

開示規制違反の再発防止・未然防止・・・ 経営陣との積極的な対話・ 積極的な広報活動

- ▶ 開示規制違反が認められた上場会社の経営陣と開示規制違反の背景・原因等について議論し、問題意識を共有することで、適正な情報開示に向けた体制構築・整備を促し、再発防止を図っています。
- ▶ 開示書類の訂正報告書等を自発的に提出した上場会社についても、訂正内容、 その会社の内部統制の機能状況等を把握する必要が認められる場合には、開 示検査を行っています。
- ▶ 開示規制違反の未然防止に向けた取組みの一環として、証券監視委ウェブサイト「市場へのメッセージ」において、課徴金納付命令勧告を行った事案の内容を分かりやすく説明しています。また、毎年公表しているこの事例集では、課徴金納付命令勧告に至らなかった開示規制違反事例等についても、その内容を紹介しています。こうした積極的な情報発信による広報・啓蒙活動を通じて、上場会社内での適正な情報開示に向けた議論や監査対象会社と公認会計士又は監査法人との対話を促進し、開示規制違反の再発防止・未然防止を図っています。



「業界特有の商流」ってどんなもの?

証券監視委では、幅広い情報収集・分析の一環として、市場、マスコミの注目や関心を集めている業界を中心に、業界特有の慣行や商流等について深度ある調査分析を行い、これらの調査結果を、開示検査に活用しています。また、これらの調査結果を更に深度あるものとするため、業界に精通した方々と意見交換を行ったり、情報共有を行ったりしています。

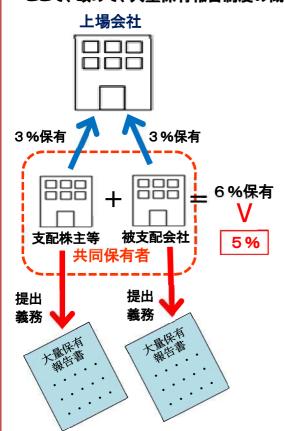
以下にこれまでの調査や検査において、判明した各業界特有の慣行、商流等をご紹介しますので、ご参考にしてください。なお、ここでご紹介した慣行、商流等が、現段階で、直ちに問題であるということはありません。

- ▶ A業界については、有価証券報告書で開示している受注高について、キャンセル可能な受注が含まれており、これらの受注高は必ずしも売上高に直結するとは限らない。
- ▶ B業界、C業界については、一つの商品の売れ行き動向が売上高を大きく左右する ため、業績予想が大きく狂うことが多く投資者から批判を受けやすい。
- ▶ D業界については、ソフトウェアの開発、提供を主としているが、類似の商品であって も開発費や製作費の資産計上の考え方が異なっており、企業間比較が難しい業界 である。
- ➤ E業界については、数回に及ぶサービスの提供に係る代金を全額一括して先に受領しているが、顧客との契約の形態によっては受領時点で全額売上に計上できない場合がある。
- ▶ F業界については、事業を実施する際は様々な企業から出資を受けファンドを形成して行っているが、ファンドの内容・実態が明らかにされていない場合があり、チェックが及ばない可能性がある。
- ▶ G業界については、業務委託により事業を遂行する場合があるが、委託内容が事業の内容や環境の変化によって大きく変わり得るといった理由から、業務委託時には口頭で発注し契約書の作成を行わない場合があり、業務委託の進捗状況や成果に対するチェックが及ばない可能性がある。



大量保有報告書・変更報告書の提出義務について

金融商品取引法に定められている大量保有報告制度は、法人であっても、個人であっても、保有する上場会社の株券の保有割合が5%を超えた場合には「大量保有報告書」を その割合が1%以上増減した場合には「変更報告書」を提出することを義務付けています。 ここで、改めて、大量保有報告制度の概要をご紹介します。



▶ 提出義務は誰が負うか?

上場会社等が発行する株券等の保有割合 (以下「株券等保有割合」という)が5%超となった「保有者」(法人・個人を問いません)は、原則、その日から5営業日以内に「大量保有報告書」を、その後、株券等保有割合が1%以上増減した場合には、その日から5営業日以内に「変更報告書」を提出しなければなりません。

▶ 誰が「保有者」に該当するか?

株券等の「保有者」には、自己の名義をもって 株券等を所有する者のみならず、他人(仮設人 を含みます)の名義をもって株券等を所有する 者も含まれます。したがって、計算の帰属は本 人でありながら、取引口座や株券等の名義を 他人名義や架空の名義にして実質的に所有し ている者、名義書換をしておらず前の所有者の 名義となっている株券等の所有者等も含まれま す。

> 「株券等保有割合」は「共同保有者」分も含めて計算!

「株券等保有割合」の計算に当たっては、「保有者」の保有株券等の数に「共同保有者」の保有株券等の数を加えて計算しなければなりません。

「共同保有者」は、他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は議決権その他の権利を行使することに合意している者をいいます。また、このような合意をしていなくても、会社の総株主の議決権の 50%を超える株式を所有する者(「支配株主等」)と当該会社(「被支配会社」)の関係を有する者(=親子会社)、支配株主等を同じくする被支配会社同士の関係を有する者(=兄弟会社)等も、「共同保有者」に含まれます(いわゆる「みなし共同保有者」です)。

Ⅱ 最近の開示検査の実績とその内容

最近の開示規制違反の傾向としては、売上の過大計上や売上の前倒し計上といった売上に関する不適正な会計処理による開示書類の虚偽記載が多く見られています。また、最近では、上場会社において開示規制違反を契機として、上場廃止に繋がったケースも見られており、開示規制違反が会社の存続にかかわるような重大な結果を招いています。

こうした中、「I 最近の開示検査の取組み」でご紹介した取組みにより、令和4事務年度(令和4年7月~令和5年6月)においては、18件の開示検査を実施し、9件が終了しました。開示検査が終了した9件のうち、開示書類における重要な事項についての虚偽記載等が認められた4件について課徴金納付命令勧告を行いました。また、金融商品取引法違反行為が認められた1件について、裁判所への禁止及び停止命令発出の申立てを行いました。

このうち、令和4事務年度における4件の課徴金納付命令勧告の事案においては、売上の過大計上といった不適正な会計処理による開示書類の虚偽記載が認められました。また、うち1件については、その後、上場廃止となりました。このほかの特徴としては、非財務情報において重要事象等の不記載が認められました。

また最近の開示検査では、課徴金納付命令勧告を行った上場会社のみならず、 課徴金納付命令勧告は行っていないものの、開示規制違反が認められた上場会社 についても、開示規制違反の再発を防止する観点から、これら上場会社の経営陣 と開示規制違反の背景・原因について議論し、問題意識を共有した上で、適正な 情報開示を行うための体制の構築・整備を促しています。適正な情報開示に向け た積極的な姿勢が見られない場合には、必要に応じて、金融商品取引所や会計監 査を行っている監査法人等と当該上場会社に関する情報の共有を行っています。

1 課徴金納付命令勧告事案の概要

前述のとおり、令和4事務年度においては4件の課徴金納付命令勧告を行っています。これらの事案のうち、特徴的な事案の概要は以下の通りです。

(1) 商品売買を仮装した売上の架空計上及び代理人取引による売上の過大計上 上場会社とその連結子会社は、商品売買を仮装した資金貸付取引による売上 の架空計上を、また、上場会社は、代理人取引において、仕入価格と販売価格 の差額(純額)を手数料収入として売上計上すべきであったにもかかわらず、 売上及び売上原価を総額で計上することで売上の過大計上を行いました。

これにより、当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書及 び四半期報告書を提出しました(Ⅲの「事例2」参照(P17~P18))。

(2) 重要事象等の不記載等

上場会社は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等(以下「重要事象等」という。)が存在しているにもかかわらず、不適正な会計処理を行うことにより営業利益が発生したとして、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載していない有価証券報告書等を提出しました。

これらの開示書類は、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき 重要な事項の記載が欠けている開示書類に該当します(Ⅲの「事例4」参照 (P21~P23))。

2 開示規制違反の背景・原因

これらの課徴金納付命令勧告を行った事案において認められた開示規制違反 に至った背景・原因としては、例えば、

- ▶ 社長より掲げられた当社グループとしての大きな目標達成のための売上や 利益を上げなくてはならないというプレッシャーがあったこと
- ➤ 不適切な取引を容認する企業風土があったこと
- ⇒ 会長の業績目標達成の経営姿勢及び部下による忖度があったこと
- ▶ コーポレート・ガバナンス及び内部統制の機能不全があったこと 等が挙げられます。

証券監視委は、開示規制違反の背景・原因について、会社経営陣と議論し、問題意識を共有した上で、会社自身による適正な情報開示のための体制構築・整備を促すことによって、再発防止に努めています(「 監視委コラム「内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか?」」参照(P12~P13))。

3 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出 の申立て(無届募集)

前述のとおり、以下の金融商品取引法違反行為が認められた1件について、 証券監視委は、法第192条第1項に基づき、大阪地方裁判所に対し、当社等及 び当社等の会長かつ代表者を被申立人として、金融商品取引法違反行為の禁止 及び停止を命ずるよう申立てを行いました。

- 有価証券届出書を提出することなく有価証券の募集を行った(法第4条第1項違反)
- ▶ 届出の効力発生前に有価証券を取得させた(法第15条第1項違反)

4 その他

証券監視委では、開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められなかった場合でも、正確な情報を投資者に提供する観点から、開示書類の記載内容の訂正が必要と認められた場合には、これらの開示書類の提出者に対し、自発的に開示書類の訂正報告書等を提出するよう促すこととしています。

令和4事務年度においては、一部の取引において循環取引の疑いのある会社の代表者に対し、その旨伝達し、当社が循環取引の疑義等を調査するために調査委員会を設置しました。当該調査委員会の調査の結果、有価証券報告書等に虚偽記載が認められたため、訂正報告書等を提出しました。

また、開示検査を実施し、内部統制の不備が認められた場合には、開示規制 違反を未然に防止する観点から、経営陣とその是正策・改善策等について議論 を行うこととしています。

この他、必要に応じて、特定関与行為についての検査も行うこととしています(「<a>「<a>「<a>「<a>に 監視委コラム「特定関与行為とは?」」参照(P14))。

令和4事務年度においては、特定関与行為が認められた事案はありませんでしたが、令和5年8月には、特定関与行為に対する課徴金制度が導入されて以降、初となる特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告を行いました(関連する記載については、「Ⅲ 最新の課徴金納付命令勧告事例」の【事例4】参照(P21~P23))。当該特定関与行為に対する勧告の詳細については、証券監視委ウェブサイトを参照ください。

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2023/2023/20230804-1.html



内部統制やガバナンス体制は大丈夫ですか?

近時の開示検査の結果、開示書類の投資者の投資判断に影響を与えるような重要な虚偽記載等が認められた事例では、経営陣のコンプライアンス意識の欠如や内部統制・内部管理体制の機能不全など、以下のような背景・原因が認められています。

- ▶ 経営トップ主導のコンプライアンスを無視した業績至上主義の企業 風土がまん延していたこと
- ▶ 短期的な業績向上に注力するために個人の成果主義に依拠した 経営体制であったこと等を背景として、十分な内部管理体制を構築できなかったこと
- ➢ 経営陣が、リスク管理体制の脆弱性を認識しながら、その是正の ための取組みを行ってこなかったこと
- ▶ 担当者が行った業務を組織的にチェックする体制が欠如していたこと
- ▶ 経理部門に会計処理の詳しい知見を有する者がいない中、経営幹部の会計基準等への理解不足により不適正な会計処理に至ったこと
- ▶ 監査役及び内部監査室において不正リスクへの意識が希薄であったこと
- 内部監査担当者が他部門と兼任していたり、内部監査規程が明確に規定されていないなど、内部統制、内部監査が機能不全であったこと
- ▶ 取締役会等に出席しているものの、適切な指摘や質問を行っていないなど、監査役や社外監査役が機能不全だったこと
- > 会計監査人に会計処理の基礎となる十分な情報伝達がされてい なかったこと

これらのことから、開示規制違反の再発防止・未然防止には、上場会社における適正な情報開示を行うための体制整備が必要であると考えられます。

さらに、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人との十分なコミュニケーションや、投資者と投資先である上場会社との建設的な対話が活発に行われることがより重要になってきているものと考えます。

また、我が国の内部統制報告制度においては、経営者による内部統制の評価範囲の外で開示すべき重要な不備が明らかになる事例が見受けられるなど、同制度の実効性に関する懸念が指摘されていることや、不正に関するリスクへの対応の強調等が行われた国際的な内部統制の議論の進展を踏まえ、令和5年4月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が改訂されています。

こうした状況を踏まえ、経営陣を含めた上場会社の皆様におかれましては、コンプライアンス意識を高く持っていただくことや、自社のガバナンスが形式だけでなく実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているか、適正な情報開示を行うための体制が実効的に機能しているかなどについて、改めて点検していただくことが必要です。また、監査役等の皆様におかれましては、独立した立場から取締役等の業務執行をチェックするという本来の役割を果たしていただくことが、開示規制違反等の企業不祥事を防止することにつながるものと考えられます。

さらに、上場会社とその会計監査人である公認会計士・監査法人と の十分なコミュニケーションや、投資者と投資先である上場会社との建設的な対話が活発に行われることがより重要になってきているものと 考えます。



特定関与行為とは?

特定関与行為は、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為をいい、このような行為を行った外部協力者は課徴金納付命令の対象となります。このような行為は、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出と同様に、資本市場の公正性を損なう行為であると考えらえることから、その抑止を図る必要があります。

特定関与行為の範囲は、金融商品取引法第 172 条の 12 第2項において規定されています。

具体的には、特定関与行為とは、開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出・提供・公表することを容易にすべき行為であって、次の①、②のいずれかに該当するもの又は開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出・提供・公表することを唆す行為をいいます。

- ① 当該虚偽開示書類等の作成に必要な会計処理の基礎となるべき事実の全部・一部を隠蔽し、又は仮装するための一連の行為を行い、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき当該虚偽開示書類等を作成する者が当該虚偽開示書類等を作成することに関し、助言を行うこと。
- ② ①に規定する隠蔽し、又は仮装するための一連の行為の全部・一部であることを知りながら、これらの一連の行為※の全部・一部を行うこと。
 - ※公認会計士又は監査法人が行う監査証明を除きます。

Ⅲ 最新の課徴金納付命令勧告事例

令和4事務年度に開示検査が終了した事案のうち、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められ、課徴金納付命令勧告を行った事案についてご紹介します。

1 売上の過大計上

【事例1】売上の過大計上等(株式会社アマナ:東証グロース市場、ビジュアルコミュニケーション事業)

事案のポイント

《特色》

国内において虚偽の証憑作成等による売上の過大計上等や、上海に所在する海外子会社において中国の税法上必要とされる個人所得税の源泉徴収及び納税を行わないことによる売上原価の過少計上を行った事案です。

《概要》

当社は、当社及び当社の連結子会社において売上の過大計上、売上原価の過少計上 等の不適正な会計処理を行ったことにより、過大な当期純利益等を計上しました。こ れにより、当社は、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出し たことから、証券監視委は、課徴金納付命令の勧告(課徴金額 1,650 万円)を行いま した。

《背景·原因》

- ▶ 当社グループ職員のコンプライアンス意識が不足していたこと
- ▶ 役員における不適正会計に対する危機意識及び会計リテラシーが低かったこと
- ▶ 当社グループの内部統制に不備があったこと

等が考えられます。

(1) 事案の概要

① 法令違反の概要

当社は、当社及び当社の子会社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載した有価証券報告書及び四半期報告書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

② 不適正な会計処理の概要

当社及び当社の子会社が行った主な不適正な会計処理は、以下のとおりです。 ア 当社及び当社の国内子会社における売上の過大計上 当社の国内子会社は、虚偽の証憑を作成する等によって、実際には受注がなかった案件において、売上を架空計上したほか、当社及び当社の国内子会社は、同様の手口により、翌四半期以降に納品予定の案件において、売上を前倒し計上しました。

イ 当社及び当社の国内子会社における売上原価の繰延計上

当社及び当社の国内子会社は、虚偽の証憑を作成する等によって、複数の案件の外注費について、他の案件に付替え、売上原価を繰延計上しました。

- ウ 当社の海外子会社における売上原価の過少計上
 - 上海に所在する当社の海外子会社は、
 - a 従業員の給与の一部について、従業員が立て替えた会社費用の精算という虚偽 の名目で支払うことにより、
 - b フォトグラファー等の個人事業主と契約した役務報酬額をそのまま支払うこと により、

中国の税法上必要とされる個人所得税の源泉徴収及び納税を行っていませんでした。これにより、当該海外子会社は、個人所得税額に相当する金額の売上原価 (給与及び外注費)を過少に計上しました。

(2) 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

① 背景·原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の 点が考えられます。

ア 当社グループ職員のコンプライアンス意識が不足していたこと

国内では、一部の中間管理者等において、目先の数字を優先して取引の検証を適正に行わずに承認を行っていたほか、海外子会社でも、税務上の問題を認識しながらも、中国の広告制作業界では一般的なものであるとして不適正な会計処理を継続していたなど、コンプライアンス意識が不足していた。

- イ 役員における不適正会計に対する危機意識及び会計リテラシーが低かったこと 当社の社内役員は、原価付替を認識したにもかかわらず、重要な問題として認識 せず、財務報告への影響を適切に判断できなかったことから、改善に向けた適正な 対応を行わず、また、取締役会や会計監査人への共有を行わなかった。
- ウ 当社グループの内部統制に不備があったこと

案件担当者がマネージャーの職位であれば、受注登録・売上確定・発注・支払等の申請及びそれら申請の承認手続について、全て単独で行うことが可能な統制となっていた。

また、当社の海外子会社において、現地の社長の権限が大きく、当社グループによる牽制が不十分であったほか、海外子会社の日常の経理処理の適正性に関して、当社から容易に確認可能なシステムとなっていなかった。

② 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ア 当社グループ職員のコンプライアンス意識の徹底
- イ 役員における不適正会計に対する危機意識及び会計リテラシーの向上
- ウ 当社グループの内部統制の改善

【事例2】売上の過大計上(株式会社東京衡機:東証スタンダード市場、 精密機器)

事案のポイント

《特色》

商品売買を仮装した資金貸付取引(実質金融取引)による売上の架空計上や、代理 人取引による売上の過大計上を行った事案です。

《概要》

当社は、売上の過大計上の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました。これにより、証券監視委は、課徴金納付命令の勧告(課徴金額 1,200 万円)を行いました。

《背景•原因》

- ▶ 売上や利益を確保しなければならないとのプレッシャーが存在していたこと
- ▶ 会計コンプライアンス意識が欠如していたこと及び不適切な取引を容認する企業 風土が醸成されていたこと
- ▶ 本件問題事象を可能ないし容易にした機会が存在していたこと 等が考えられます。

(1) 事案の概要

① 法令違反の概要

当社は、売上の過大計上の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出しました。

② 不適正な会計処理の概要

ア 商品売買を仮装した資金貸付取引(実質金融取引)による売上の架空計上 当社及び当社の連結子会社(以下「当社等」という。)は、日本国内の特定の仕 入先から日本国内で流通している日用雑貨、化粧品、掃除機やテレビ等の家電製品 など主に中国向けの商品を仕入れ、日本国内の中国系の仲介業者に販売していまし た。本取引は、当社等の仕入先に対して支払った仕入代金が、販売先を経由して当 社等に還流しており、商品売買という商取引の形態を採っていますが、実質的には 資金貸付取引でした。

したがって、仕入代金と売上代金を相殺の上、利益相当額を営業外収益として計上すべきであったにもかかわらず、当社等は、売上及び売上原価を総額で計上しました。

イ 代理人取引による売上の過大計上

当社は、仕入先と販売先の間で取引商品や金額・決済条件等が概ね決定され、目的物の引渡し等に対する関与の程度が小さく、代金の立替払いをすることを主な役割として手数料を得る取引において、仕入価格と販売価格の差額(純額)を手数料収入として売上計上すべきであったにもかかわらず、売上及び売上原価を総額で計

上しました。

(2) 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

① 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の 点が考えられます。

- ア 売上や利益を確保しなければならないとのプレッシャーが存在していたこと 当社の従前の主力事業が新型コロナウイルス感染症の影響により減収減益となっ ていた中で、前々代表取締役社長により掲げられた当社グループとしての大きな目 標の達成のためには、商事事業において売上や利益を確保しなければならないとい う一定のプレッシャーが存在していた。
- イ 会計コンプライアンス意識が欠如していたこと及び不適切な取引を容認する企業 風土が醸成されていたこと

実質金融取引のような不適切な取引につき十分な内部統制 (チェック機能・牽制機能等) が図られていない状況であることを前任監査人から指摘されていたにもかかわらず、これを容認するような企業風土が醸成されていた。

ウ 本件問題事象を可能ないし容易にした機会が存在していたこと

商事事業における仕入先及び販売先との取引条件等に係る協議について、商事事業担当取締役に業務が属人的に帰属しており、第三者がこれをチェックすることができず、不適切な状況が継続することとなった。

また、商事事業の一部の取引先について、実質金融取引を行っている可能性があると社内関係者に情報共有されていたものの、その後も取引を継続するなど、取引先の適格性等について十分な調査が行われていなかった。

② 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ア 役員主導によるコンプライアンス意識の醸成
- イ 新規事業の開始及び取引先等の選別に係る基準の厳格化
- ウ 会計監査人からの指摘事項に対する取組みの強化等

【事例3】売上の過大計上等(株式会社旅工房:東証グロース市場、 サービス)

事案のポイント

《特色》

GoTo トラベル事業給付金の支給を受けることを目的に、資金循環取引による売上の過大計上等を行った事案です。

《概要》

当社は、資金循環取引による売上の過大計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出しました。これにより、証券監視委は、課徴金納付命令の勧告(課徴金額1,200万円)を行いました。

《背景·原因》

- ▶ 資金循環の疑義に関する相談を受けた元 CFO の判断の誤りがあったこと

(1) 事案の概要

① 法令違反の概要

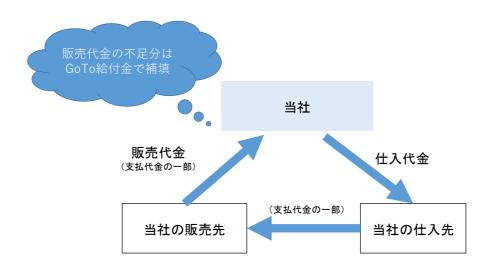
当社は、資金循環取引による売上の過大計上等の不適正な会計処理を行ったことにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出しました。

② 不適正な会計処理の概要

当社は、GoTo トラベル事業給付金対象となる受注型企画旅行商品の仕入れ・販売を行っていましたが、本取引は、GoTo トラベル事業給付金の支給を受けることを目的に、当社から仕入先に支払われた仕入代金の一部が仕入先から販売先に資金移動し、販売先から当社に支払われる販売代金の一部に充てられていました。

したがって、当社は、売上及び売上原価を計上することができなかったにもかかわらず、売上及び売上原価を計上しました。

(参考:資金循環のイメージ)



(2) 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

① 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の 点が考えられます。

- ア 資金循環の疑義に関する相談を受けた元 CFO の判断の誤りがあったこと 当社の元 CFO は元営業担当取締役の指示の下、経理担当者が作成した支払フロー 図等の資料について、執行役員の一人から資金循環を疑問視する相談を受けていた にもかかわらず、会計上の問題の有無を事前に会計監査人に確認・相談するなど慎 重な対応を行わなかった。
- イ 元社長らの不正リスクへの意識が希薄であったこと 元社長らは、当社を起点とする資金循環という異常な支払フローを認識していた にもかかわらず、監査役会に報告し、あるいは取締役会に上程するなどして会計上 の問題の有無を検討するなどの対応を行わなかった。

② 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ア CFO の所管範囲を財務、営業経理及び経理に限定
- イ 会計監査人との連携の強化
- ウ 営業部門とコーポレート部門の職務分掌の運用徹底

2 非財務情報の不記載

【事例4】重要事象等の不記載等(株式会社ディー・ディー・エス:東証グロース市場(令和5年8月上場廃止)、情報・通信業)

事案のポイント

《特色》

有価証券報告書等の第一部【企業情報】において、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等(以下「重要事象等」という。)が存在する旨及びその具体的な内容を記載しなかった事案です※。 ※重要事象等の不記載を課徴金納付命令勧告の対象とした初めての事案です。

《概要》

当社は、不適正な会計処理を行ったことにより、過大な親会社株主に帰属する当期純利益等を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載し、又は重要事象等が存在する旨及びその具体的な内容を記載していない有価証券報告書及び四半期報告書並びに当該有価証券報告書等を組込情報又は参照情報とする有価証券届出書を提出しました。これにより、証券監視委は、課徴金納付命令の勧告(課徴金額2億 573 万円)を行いました。

《背景・原因》

- 元会長の経営姿勢及び部下による忖度があったこと
- ▶ コーポレート・ガバナンス及び内部統制の機能不全があったこと 等が考えられます。

(1) 事案の概要

① 法令違反の概要

当社は、重要事象等が存在しているにもかかわらず、不適正な会計処理を行うことにより営業利益が発生したとして、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載していない有価証券報告書及び四半期報告書並びに当該有価証券報告書等を組込情報又は参照情報とする有価証券届出書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている開示書類に該当します。

② 重要な事項の不記載の概要

重要事象等が存在する場合には、有価証券報告書及び四半期報告書の第一部【企業情報】の第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、その旨及びその内容を開示する必要があります。

当社は、本来、継続して営業損失が発生するなど、重要事象等が存在しているにもかかわらず、売上の過大計上及び貸倒引当金繰入額の過少計上等の不適正な会計処理

を行うことにより営業利益が発生したとして、重要事象等が存在する旨及びその内容 を記載しませんでした。

③ 不適正な会計処理の概要

当社が行った主な不適正な会計処理は以下のとおりです。

- ア 連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上 当社は、シンガポール所在法人との間のライセンス契約に基づくソフトウェアラ イセンス等の販売に関し売上を計上しているが、当該売上は、
 - a 当該シンガポール法人の株主が、当社元役員が全額出資する法人であること
 - b 当該シンガポール法人が事業を運営するには当社のソフトウェアライセンス提供が必須であり、当社との契約が、同法人の事業等の方針の決定を支配すると認められること

から、当該シンガポール法人は当社の子会社に該当するものとして、連結内部取引 と認められます。

したがって、本来は消去すべき売上を計上することにより、売上を過大に計上しました。

- イ 役員貸付金に対する貸倒引当金繰入額の過少計上 当社から当社元役員に対して行った貸付金については、
 - a 担保とされた元役員所有の非上場株式は、貸付金の回収に足る資産ではなかったこと
 - b 元役員の預金残高等の資産状況からは、返済能力が認められないこと から、貸倒引当金を計上すべきであったにもかかわらず、貸倒引当金を計上しない ことにより、貸倒引当金繰入額を過少に計上しました。

(2) 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理等の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

背景・原因

当社において、不適正な会計処理等が行われてきた背景・原因としては、主に以下 の点が考えられます。

ア 元会長の経営姿勢及び部下による忖度があったこと

元会長は、非現実的な売上予算の策定に固執し、合理的根拠を伴わない売上予算であっても、部下に必達を強く求めていた。このような経営姿勢が、部下である役職員への売上予算達成への強いプレッシャーとなった。

イ コーポレート・ガバナンス及び内部統制の機能不全があったこと

経営トップである元会長に対して、社内役員はかねてより従属関係にあったことから牽制機能は全く働いておらず、また、社外取締役や社外監査役は、経営会議や取締役会の場で非現実的な売上予算の策定について指摘し、修正を働きかけることもないなど、コーポレート・ガバナンスは機能不全に陥っていた。さらに、内部監査については、専任スタッフが長年存在しておらず、令和3年から内部監査室長が就任しているが、非常勤であり、監査役会も予算策定や与信管理に着目して監査を行うこともないなど、内部統制も有効に機能していなかった。

② 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- ア 予算策定の精緻化
- イ 企業風土の改革とコンプライアンスの重視
- ウ コーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化
- エ 与信管理の厳格化
- オ 適切な売上計上のための運用強化
- カ 子会社 (海外拠点) の閉鎖等
- ※令和5年8月、証券監視委は、株式会社ディー・ディー・エスが提出した虚偽開示書類に係る特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告を行いました(「II 最近の開示検査の実績とその内容」の「4 その他」参照(P11))。



非財務情報の開示の充実

有価証券報告書における財務情報及び非財務情報※は、いずれも、投資者にとって適切な投資判断を行うことを可能とする重要な情報であるとともに、企業にとっても、投資者との建設的な対話の促進を通じて、経営の質を高め、持続的に企業価値を向上させることにつながる重要な情報であると考えられます。

※ 非財務情報は、一般に、法定開示書類(有価証券報告書等)において提供される情報のうち、金融商品取引法第 193 条の2が規定する「財務計算に関する書類」において提供される財務情報以外の情報を指します。

具体例としては、有価証券報告書における非財務情報の記載項目として、

- ・ 第1 企業の概況(従業員の状況など)
- ・ 第2 事業の状況(経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、 サステナビリティに関する考え方及び取組など)
- ・ 第3 設備の状況(設備投資等の概要など)
- ・ 第4 提出会社の状況(コーポレート・ガバナンスの状況等など) 等があります。

特に非財務情報については、財務情報を補完し、企業と投資者との対話の基盤として重要性を増してきており、これまでも非財務情報の開示の充実化に向けた取組みが進められてきました。こうした中、企業情報の開示を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、更なる非財務情報の開示の充実を促すため、令和5年1月に「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正されました(令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用)。

主な改正内容は、以下のとおりです。

- ▶ サステナビリティに関する企業の取組みの開示
 - サステナビリティ情報の『記載欄』を新設し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の開示を求める
 - ✓ 「戦略」、「指標及び目標」については、各企業が重要性を踏まえて開示 を判断
 - ✓ 人的資本について、「人材育成方針」や「社内環境整備方針」及び当該 方針に関する指標の内容や当該指標による目標・実績を開示

· 「従業員の状況」において、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」 及び「男女間賃金格差」の開示を求める

> コーポレートガバナンスに関する開示

- · 「コーポレート・ガバナンスの概要」において、取締役会、指名委員会及び報酬委員会等の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容等)の開示を求める
- · 「監査の状況」において、内部監査の実効性を確保するための取組(デュアルレポーティング※の有無等)の開示を求める
- ※デュアルレポーティングとは、内部監査部門が経営陣に加え、取締役会及び 監査役会の機能発揮に向け、これらに対し適切に直接報告を行う仕組み¹。

このように、非財務情報は、資本市場にとって極めて重要な情報であり、虚偽 記載等を行うことは許されるものではありません※。

このため、証券監視委では、投資者に正確な情報が提供されるよう、非財務情報を含め、開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析、開示検査を実施していきます。

※ただし、令和5年1月に「企業内容等開示ガイドライン」が改正され、有価証券報告書等に記載した将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券報告書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないこと等が明確化されています。

¹ 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード(2021年6月版)」補充原則4-13③を参照。

Ⅳ 過去の検査事例

1 開示書類の虚偽記載

(1) 売上高

▶ 不適正な会計処理の手法

- ① 売上の架空計上や過大計上
 - ・ 未受注であるにもかかわらず、発注書や受領書を未受注の取引先から詐取又は自ら 偽造することで、受注及び納品の事実を仮装し、売上の架空計上を行うことにより、 売上を過大に計上した。(【事例5】参照)
 - ・ 当社が販売先を確保することを前提とした取引先への商品販売については、会計基準上の収益認識要件の一つである「財貨の移転の完了」を満たしているものとは認められないにもかかわらず、商品販売時点で売上を計上することにより、売上を過大に計上した。(【事例6】参照)
 - ・ 最終販売先に蓄電池を順次販売する商流に参加するという理解の下、複数の商流に参加したが、蓄電池は存在しない架空取引であり、これらの商流における決済資金は関係者の間で循環していたにもかかわらず、売上を過大に計上した。(【事例7】参照)
 - ・工事進行基準を適用していた太陽光発電所建設工事において、大幅な追加原価が発生し始めたにもかかわらず、工事原価総額の増加がどの程度になるか適時・適切に 見積ることができない状況となった。このため、工事完成基準に変更して、工事完成時に工事収益を認識すべきであったが、それを行わず、売上を過大に計上した。

(【事例8】参照)

- ・ 物品販売とその仕入れを内容とする実体のない架空循環取引により、売上を過大に 計上した。(【事例 11】参照)
- ・ 上場前に適用していたものの、上場後に要件を満たさなくなり、適用することができなくなった企画売上の計上基準を引き続き適用したことによって、売上の過大計上等を行った。(【事例12】参照)
- ・工事進行基準適用案件において、工事の受注時点又は進行中に損失が見込まれていたにもかかわらず、実現可能性の低い又は具体的裏付けのないコスト削減策を織り込むことなどで見積工事原価総額を過少に見積もり、工事進捗度を高くすることにより売上を過大に計上した。(【事例 15】参照)
- ・共同研究開発契約に基づき共同開発先から受け取った金銭を研究開発費から減額する必要があったが、売上高として計上したことにより売上を過大に計上した。 (【事例 16】参照)
- ・ 台湾の取引先に対して、日本人顧客拡大に向けたプロモーション施策に関する役務 提供を行ったとして売上を計上したが、実際には、役務提供を伴わない架空の取引 を売上として計上した。(【事例 25】参照)
- ・未設置物件に関する架空売上を計上することにより、売上を過大に計上した。

- ・ 取引先から受託したしたコールセンター業務において、稼働時間の水増しを行い、 取引先に対して当該水増し分を課題に請求するとともに売上を過大に計上した。
- · 子会社が不動産売買の媒介契約等において架空の取引名義人の印鑑を用意して契約書を偽造するなどして、複数の架空の売上を計上した。
- ・ 子会社における不動産販売について、売上げを過大に計上し、かつ、不採算子会 社等を連結範囲から除外し、過大な当期純利益等を計上した。
- ・ 子会社において、実態のないコンサルティング業務や商品販売等によって、売上 の過大計上等を行った。
- ・ 同一人物が代表取締役を務める仕入先会社と販売先会社との間の架空取引(資金 循環取引)によって、売上の過大計上等を行った。
- ・ 当社の元出資者が代表取締役を務める会社(当社の仕入先会社)と同一人物を代表取締役とする2つの会社(仕入先会社の仕入先会社・当社の販売先会社)との間の架空取引(資金循環取引)によって、売上の過大計上等を行った。
- ・ サーバー等の販売において、複数の会社を利用した循環取引を行うことにより、 架空売上を計上した。
- ・ 海外連結子会社による取引先企業等との架空取引、その滞留売掛金隠蔽のための 架空取引等によって、売上過大計上、貸倒引当金不計上等を行った。
- ・ 海外販売子会社において、基幹システム上で架空の受注伝票等を登録することに より、架空の売上を計上した。
- ・ 太陽光発電事業に係る商材及びタブレット端末の取引において、実態のない架空 取引により、架空売上を計上した。
- ・ 代表取締役が代表を兼務していた他社による太陽光発電事業に係る販売取引の一 部を、子会社による販売取引のように装うことにより売上を過大に計上した。
- ・ バイオ関連開発権の譲渡について、譲渡先の取締役会の承認が得られず契約が成立していないにもかかわらず成立したかのように装ったほか、回収困難となった 商品売上代金を回収したかのように装うなどして、架空売上を計上した。
- ・ 連結子会社による発電施設の建設工事についての工事進捗度の操作によって、工 事売上の過大計上等を行った。
- ・ 帳票のみで行われ、取引の仲介に入るだけの取引において、取引先(同業他社) と意を通じるなどして、架空売上及び架空仕入を計上した。

② 売上の前倒し計上

- ・ 実際には納品が未了であるにもかかわらず、受領書を受注済みの取引先から詐取 又は自ら偽造することにより、納品の事実を仮装し、本来の売上計上日よりも前 倒しして、売上を計上した。(【事例5】参照)
- ・ 太陽光発電所に係る合同会社の持分を譲渡したが、譲渡先が代金支払能力がない 先であるなど、持分の譲渡は実体を伴わない形式的なものであったため、当該持 分が最終的な転売先に譲渡され、その代金全額の回収が完了した時点で売上を計 上すべきであったにもかかわらず、形式的な持分の譲渡をもって売上を計上した ことにより、売上を前倒しで計上した。(【事例9】参照)

- ・ 当社は、当社が財務及び営業又は事業の方針を決定し続けている会社に対し、太陽光発電所に係る設備 ID 等を売却したにもかかわらず、第三者への売上として計上した。(【事例9】参照)
- ・ 創業者一族で、筆頭株主である代表取締役による指示の下、子会社及び当社における売上の前倒し計上等、多数の不適正な会計処理を行った。(【事例 10】参照)
- ・ コンサルティング業務名目での売上の前倒し等、多数の不適正な会計処理を行った。
- ・ 工事進行基準を適用しているソフトウェア取引において、勤務表を改ざんして実際には作業に従事していない人員の作業時間数(労務費)を実際原価に含めて、 工事進捗度を高くすることにより、売上を前倒し計上した。
- ・ 取引先とは交渉中であったにもかかわらず、虚偽の契約書を作成し、売上を前倒 し計上した。
- ・ 取引先から預かった印章を用いて虚偽の証憑類を作成し、売上を前倒し計上した。
- ・ 検収基準により売上を計上していたが、発注者に対し、社内資料として使用する だけであるなどと説明をし、除染作業の進捗度や測量結果とは無関係に作成した 「検収書」等に発注者の押印を得るなどして、売上を前倒し計上した。

③ 売上の取消し処理の未済

- ・ 毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、期末に未実施の授業数に 対応する部分を前受金に振替処理すべきであったにもかかわらず、売上の取消し を行わなかった。(【事例 29】参照)
- · 注文が取り消されたにもかかわらず、取消し手続を行わなかった。

【事例5】売上の過大計上等(東証一部、サービス)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を記載した有価証券報告書等を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要は、次のとおりです。

a 売上の架空計上

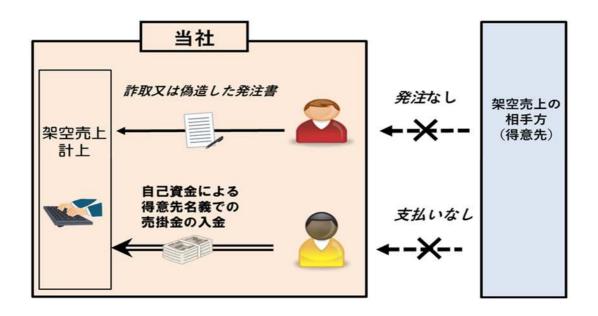
当社は、平成28年3月期から令和3年3月期までの間、売上計上した一部の案件について、未受注であるにもかかわらず、発注書や受領書を、未受注の取引先から詐取又は自ら偽造することにより、受注及び納品の事実を仮装し、売上の架空計上を行うことにより、売上を過大に計上しました。なお、売上の架空計上に係る売掛金については、前会長、前社長、取締役及び営業担当者が、それぞれの自己資金を投入して、得意先名義で当社に振り込むことにより、売掛金の回収を仮装していました。

b 売上の前倒し計上

当社は、平成28 年3月期から令和3年6月第1四半期までの間、一部の案件について、実際には納品が未了であるにもかかわらず、受領書を受注済みの取引先から詐取又は自ら偽造することにより、納品の事実を仮装し、本来の売上計上日よりも前倒しして、売上を計上しました。

c 売上原価の前倒し計上及び付け替え

売上の前倒し計上が行われていた多くの案件については、当該売上の前倒し計上に併せて、売上原価の前倒し計上や、別の売上案件に係る原価を付け替えて計上しており、これにより利益率を調整していました。



② 不正の原因

本件の不適正な会計処理の背景・原因は、以下のとおりです。

本件不適正な会計処理は、前会長、前社長、取締役及び営業担当者によって実行されたと認められます。当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

ア 当社の前会長による過剰な業績目標があったこと

当社の前会長は、当社が東証マザース(当時)に上場する以前から、当社の役職員に対し過剰な業績目標を課すなど、売上を偏重する傾向にあり、上場後、一層過剰になった。

イ 当社の前会長のコンプライアンスを無視した業績至上主義があったこと

当社の前会長は、当社の役職員へ過剰な業績目標を課すのみならず、営業担当者による売上の架空計上を把握した後も、会長自らが自己資金を投入して当該案件の売掛金の回収を偽装させることにより、架空売上を訂正することなく推し進めた。これらにより、当社には業績目標に固執した企業風土がまん延し、発注書や受領書を取得すれば売上計上可能という誤った理解の下、発注書や受領書の偽造や詐取が行われるようになった。

ウ 当社における内部統制、内部監査が機能不全であったこと

当社の前社長らは、当社の生え抜き社員であり、かねてより前会長に対して従属関係にあったこと、また、社外取締役や監査役も前会長を畏怖していたため、前会長のコンプライアンスを無視した業績至上主義に異を唱えることはできなかった。内部監査については、内部監査室長が営業部次長を兼任する中、取締役等から内部監査が尊重されない組織風土、内部監査室専任者が不在等の問題があり、内部監査室が十分に機能していなかった。このように、当社の内部統制及び内部監査ともに、機能不全に陥っていた。

【事例6】売上の過大計上(東証グロース市場、サービス)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社が行った不適正な会計処理により、過大な四半期純利益等を計上した 連結財務諸表を記載した四半期報告書を提出しました。

この開示書類は、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不適正な会計処理の概要

当社は、A社に対する美容ローラー等の商品販売に関して、中国における当該商品の最終的な販売先(A社の販売先)を当社が確保することなどを前提にA社に当該商品を販売し、売上を計上しました。しかしながら、その後、当社は、A社の販売先を見つけることができなかったことから、当該商品の大半をA社から買い戻しています。当該取引(当社が、A社の販売先を確保することを前提としたA社への商品販売)については、会計基準上の収益認識要件の一つである「財貨の移転の完了」を満たしているものとは認められないことから、本来であれば、当社は、A社へ商品を販売した時点においては、売上を計上できないものであったにもかかわらず、当社は、A社へ商品を販売した時点で売上を計上することにより、過大な売上計上を行いました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

本件不適正な会計処理は、東証マザーズ(当時)上場直後に業績見込みに係る公表数値を達成するために行ったものと考えられます。当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

- a 社長の業績目標達成の経営姿勢及び部下による忖度があったこと 当社社長は、上場直後に業績見込みに係る公表数値を下回ることに強い危機感 を抱き、経営会議等において、業績目標を必達すべきなどと発言していたことか ら、当社の営業を統括する取締役等は、この社長の経営姿勢を過度に配慮、忖度 していた。
- b 適切な会計処理を行うための仕組みが脆弱であったこと A社との取引を考案・実行した部署は、当社財務経理部門等に対して、A社と の間の取引内容や契約条件の詳細等について、適時・適切に報告していなかった。
- c 管理部門の機能が軽視されていたこと

A社との取引については、本来必要な本社管理部門が主管する決裁が行われていないケースが認められた。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

a 企業風土の改革とコンプライアンスの重視

- b 適切な会計処理を行うための仕組みの強化
- c 管理部門の機能の強化

【事例7】売上の過大計上等(東証スタンダード市場、その他金融業)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社が行った不適正な会計処理により、過大な売上高等を計上した連結財 務諸表等を記載した有価証券報告書及び四半期報告書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不適正な会計処理の概要

当社の子会社は、蓄電池の製造会社から数社を経て最終販売先に蓄電池を順次販売する商流に参加するという理解の下、複数の商流に参加しました。しかしながら、取引対象とされていた蓄電池は存在しない架空取引であり、これらの商流における決済資金は関係者の間で循環していたものであったにもかかわらず、当社は、売上高及び売上原価を過大に計上しました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の 点が考えられます。

- a 当社経営陣をはじめ全社的にコンプライアンス意識が欠如していたこと 当社の当時の経営陣は、当社が長年の経営不振から慢性的な赤字状態にあった ため、売上高を大きく見せたいという動機があり、リスクを十分に吟味せずに実 行に移してしまったと考えられる。
- b 取締役会が機能不全であったこと

当時の取締役会においては、過去の経歴・実績等を背景として特定の取締役に対する絶大な信頼が形成されていた。また、当社は、各関係会社の役員を当社役員が兼務し、各関係会社の管理は実質的に担当役員に委ねられていたことを背景に、関係会社についてのレポーティングラインが不明確であり、特定の人物に権限が集中する状態であった。

c 監査役会及び内部監査室が機能不全であったこと

監査役会においては、会計監査人からの監査報告会など重要な会議には常勤監 査役のみが出席していた。また、内部監査室の人員不足に加え、監査役と内部監 査室との連携が不十分であったことから、内部監査が十分に機能していなかった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a コンプライアンス意識の醸成
- b 取締役会の改善及び経営等監視委員会の設置等
- c 監査役会及び内部監査室の改善

【事例8】売上の過大計上等(札幌証券取引所、建設業)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した財 務諸表等を記載した有価証券報告書及び四半期報告書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不適正な会計処理の概要

a 工事進行基準から工事完成基準への不変更による売上の過大計上

当社は、太陽光発電所建設工事において、工事進行基準を適用し、工事の進捗度に応じて工事収益(売上)を計上していましたが、令和2年 11 月以降、土木工事等の大幅な追加原価が発生し始めたにもかかわらず、具体的な増加金額を把握できておらず、工事原価総額の増加がどの程度になるか適時・適切に見積ることができない状況となっていました。このことから、当社は、令和2年 12 月第3四半期以降、工事進行基準から工事完成基準に変更して、工事完成時に工事収益を認識すべきであったにもかかわらず、売上を過大に計上しました。

- ※1 工事進行基準とは、工事契約に関して、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事 進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を認識する方法のことで す。
- ※2 工事進行基準を適用した工事契約について、事後的な事情の変化により成果の確実性が失われた場合には、その後の会計処理については工事完成基準を適用することとされています。
- b 売上原価の過少計上

当社は、上記 a とは別の太陽光発電所建設工事において、発破追加工事費用等の 多額の費用追加に繋がる見積書を受領しており、令和3年3月期において、追加 費用のうち令和3年3月末までに発生した工事原価を計上する必要があったにも かかわらず、工事原価に計上せず、当社は売上原価を過少に計上しました。

② 不正の背景・原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景・原因としては、主に以下の 点が考えられます。

- a 当社が大型土木工事案件の経験に乏しかったこと
 - 当社は、工事遅延、設計変更、資材高騰等の大きなコスト変動の可能性がある 大型案件の土木工事経験が乏しいにもかかわらず、管理の難易度が極めて高い大 型土木工事案件を受注した。
- b 元常務の過度の介在により内部統制が機能不全であったこと 元常務は、担当を外れた後も当該工事等を主導し、工事原価が予算を大きく超 過する可能性があることを把握していたにもかかわらず、社内へこれら情報の共

有を行わなかったため、取締役会等に適切な情報が伝わらなかった。

c 内線事業本部内における内部管理体制が脆弱であったこと及び会計ルールについて理解不足であったこと

当該工事の責任者である内線事業本部長(当時)は、当該工事の主導権を元常務に委ね、現場の情報を適時に報告する体制構築等を行わなかった。

当該工事の現場担当者や内線事業本部担当者の会計ルールについての理解不足により、適切な時期に実行予算の変更が行われなかった。

d モニタリング体制が機能不全であったこと

当該工事に関するリスク等については、適切な報告体制を構築することとされていたが、実際には履行されず、さらに、社長をはじめとして、考査室及び取締役会によるモニタリングも不十分であった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 大型案件等重要案件の管理強化
- b 実行予算の適切な管理
- c 企業風土の改革
- d 管理部門を巻き込んだ内部監査の実施による監視監督機能の強化

【事例9】売上の前倒し計上等(東証スタンダード市場、情報・通信)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、不適正な会計処理を行ったことにより、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を作成し、これらの連結財務諸表等を記載した有価証券報告書、四半期報告書及び当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

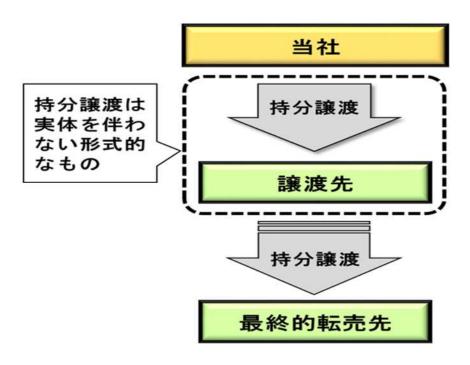
また、当社は、当社の実質的な主要株主であり役員に準ずる者が議決権の過半数を所有している会社との取引を、「関連当事者との取引」(連結財務諸表規則第 15 条の4の2第1項)として、連結財務諸表に注記しなかったことにより、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出しました。

イ 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

a 未実現取引による売上の前倒し計上

当社は、宮城県に所在する太陽光発電所に係る合同会社の持分を2社に対して 譲渡し、持分を譲渡した時点で売上を計上しました。しかしながら、譲渡先は、 代金の資金負担を行っていない先、ペーパーカンパニーであり代金支払能力がな い先であるなど、持分の譲渡は実体を伴わない形式的なものでした。当該持分は、 最終的な転売先に譲渡され、その代金全額の回収が完了した時点で売上を計上す べきであったにもかかわらず、形式的な持分の譲渡をもって売上を計上したこと により、売上及び売上原価を前倒しで計上しました。



b 連結除外による売上の前倒し計上

当社は、三重県に所在する太陽光発電所に係る設備 ID 等を当社が設立した子会社であるA合同会社に売却する契約を締結し、売却日の前日にA合同会社の出資持分 100%をB社団法人に譲渡したことをもって、A合同会社は第三者であるとして、設備 ID 等の売却日に売上を計上しました。しかしながら、実質的には当社がA合同会社の財務及び営業又は事業の方針を決定し続けており、A合同会社は当社の子会社に該当し、売上を計上できないにもかかわらず、第三者への売上として計上していました。後日、第三者に対して、設備 ID 等を譲渡しており、本来、その時点で売上を計上すべきでした。これにより、当社は売上及び売上原価を前倒しで計上しました。

ウ 重要な事項の不記載の概要

連結財務諸表提出会社は、当該会社の親会社、役員といった「関連当事者」との取引を行っている場合には、その重要なものについて連結財務諸表に注記することとされています。

しかしながら、当社の実質的な主要株主であり役員に準ずる者が議決権の過半数を 所有している複数の会社が「関連当事者」に該当し、当該会社との取引が当社におけ る売上の過半を占めていました。また、当社は、関連当事者該当性について、蓋然性 が高いにもかかわらず、必要な調査を行わず、当該会社との取引を注記しませんでし た。

② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理等の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

本件不適正な会計処理等は、赤字回避や業績目標を達成するために行ったものと考えられます。当社において、不適正な会計処理等が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

a 太陽光発電事業が聖域化していたこと

太陽光発電事業案件の大半は、前代表取締役が自らの営業力・人脈を活かして獲得したものであったため、各案件の重要局面での交渉等は前代表取締役に任せざるを得なかった。一方、前代表取締役からは、太陽光発電事業案件に関する十分な情報が共有されなかった。

b 業績追及の姿勢があったこと

契約書案の規定内容を検討・確認する際、早期の売上・利益計上が可能かという観点から行われていた状況がみられ、役員間には業績重視の認識が共有されていた。

c 当社のコーポレート・ガバナンスが機能不全であったこと

取締役会の議案について、取締役会当日に具体的内容が変更されたり、招集後に議案が追加されるなど、事前に検討する機会が十分に確保されていなかった。 また、重要な業務執行について、取締役会決議を経ることなく行われたこともあり、取締役会決議が軽視されていた。 d 内部監査に関する不適切な状況があったこと

内部監査の担当者が被監査部門である経理部門の業務を行っていたり、非常勤のため十分な執務時間を確保できない等、内部監査の実効性が十分に確保できていなかった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 取締役会の実効性確保(審議の活性化)
- b 監査等委員会及び内部監査の実効化(内部監査部門の人員強化等)
- c 社外取締役の選任(企業経営の知見に富んだ人材の登用)
- d 業務提携先との関係整備(利益相反取引の回避等)

【事例 10】当社及び子会社における売上の前倒し計上等(東証 JASDAQ スタンダード、その他製品)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送り等、不適正な会計処理を行いました。これらにより、当社は、過大な当期純利益、純資産等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券報告書等を提出しました。

イ 不適正な会計処理の概要

不	適正な会計処理等	H27/9	H28/9	H29/9	H30/9
а	子会社における売上の前倒し計上等			0	0
b	未完成品を顧客からの預かり在庫とする売上の前 倒し計上	0	0	0	0
С	仕入及び買掛金除外並びにその隠蔽操作		0	0	0
d	架空棚卸資産の計上		0	0	0
е	固定資産の減損損失の先送り等		0	0	0
f	事業委託金(補助金)収入の前倒し計上				0
g	修繕費の固定資産勘定等への仮装計上			0	0
h	賞与引当金の過少計上				0
i	架空営業在庫の計上	0	0	0	0
j	長期滞留棚卸資産の評価損の未計上	0	0	0	0
k	従業員の横領による費用の過大計上等	0	0	0	0

当社が行った不適正な会計処理のうち、金額が比較的多額のものの概要は以下のとおりです。

a 子会社における工事売上の前倒し計上等

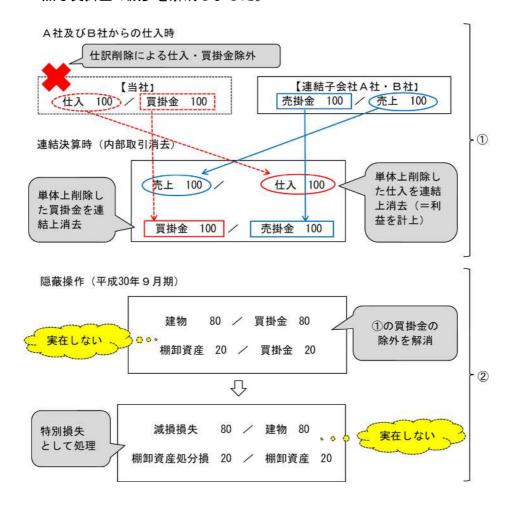
当社の連結子会社であるA社は、太陽光設備設置工事を平成 29 年7月に受注し、同年 12 月に完成させました。当社は工事完成基準を採用していたため、工事売上及び工事原価を、工事が完成した平成 29 年 12 月第 1 四半期に一括して計上する必要があったにもかかわらず、当社はA社に指示し、同年 6 月第 3 四半期及び同年9月第 4 四半期に分割して前倒し計上させました。また、工事原価については、平成 29 年 9 月期から平成 30 年 9 月期までに、工事売上と関係なく恣意的に計上さ

せました。

b 未完成品を顧客からの預かり在庫とする売上の前倒し計上

当社は、オープンラック等の製品につき、製造が完了していないにもかかわらず、顧客から製品保管依頼書を入手する、製品の保管場所に空き箱を混在させるなどして、顧客に販売済みの製品を当社に保管しているように偽装して、実現していない売上を前倒して計上しました。

- c 仕入及び買掛金除外並びにその隠蔽操作
 - イ 当社は、売上原価を減少させて利益を増加させるため、平成 29 年 6 月第 3 四半期に、当社の連結子会社である A 社及び B 社からの仕入並びにこれに 対応する買掛金を除外しました。
 - 当社は、仕入除外等の発覚を免れる方策として、平成30年9月期において、架空の建物及び棚卸資産を計上し、これらに対応させる形で買掛金を増額させた上で、建物については減損損失を、棚卸資産については棚卸資産処分損をそれぞれ計上し、いずれも特別損失として処理することにより、不自然な買掛金の減少を解消しました。



d 架空棚卸資産の計上

当社は、売上原価を減少させて売上総利益を増加させるため、当社及びB社の棚卸資産を、単価や数量の水増し、一定金額の上乗せ等の方法により、過大に計上しました。

e 固定資産の減損損失の先送り等

会計基準上、減損の兆候がある資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識することが求められます。当社は、割引前将来キャッシュ・フローを算定するに当たり、営業利益の悪化傾向を踏まえる必要があるにもかかわらず、これを行わず、当該キャッシュ・フローの総額を過大に見積もり、結果として、平成28年9月期に行うべき固定資産の減損損失の計上を平成30年9月期まで先送りしていました。

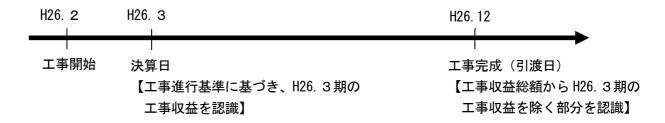
(参考) 会計監査人の関与

公認会計士・監査審査会は、本件課徴金納付命令勧告を行った日と同じ日に、当社の会計監査人であった監査法人に対する公認会計士・監査審査会の検査結果に基づく勧告について公表しました。その中では、「特定の監査業務において、最高経営責任者を含む業務執行社員が、監査意見証明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったと認識していながら、無限定適正意見を表明している極めて不適切な状況が認められている」とされていいます。また、公認会計士・監査審査会の検査では、「検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に、会計基準及び監査の基準の理解が不足している状況、職業的懐疑心が欠如している状況がみられ、それらに起因する重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められている」とされています。

(参考) 工事契約に係る工事収益の認識基準について

① 工事進行基準

決算日において、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度※ 1を合理的に見積もり、これに応じて当期の工事収益※2を認識する方法。



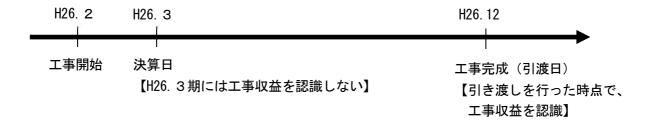
※1 工事進捗度の算定 (原価比例法)

※2 当期の工事収益の算定

当期の工事収益 = 工事収益総額 × 工事進捗度 - 過年度計上工事収益

② 工事完成基準

工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で、工事収益を認識する方法。



② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と、当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

代表取締役は、取引銀行と良好な関係を保つためには不適正な会計処理を行っても 構わないと考えていたなど、利害関係者に対し適正な財務報告を行うという意識が欠 如していました。また、創業者一族で、筆頭株主である代表取締役に権限が収集する 中、他の取締役や幹部職員も代表取締役に異議を唱えることができず、当社に、不適 正な会計処理を許容する企業風土が醸成されていました。さらに、取締役会は形骸化 し、職務執行に対する監督機能が発揮されず、監査役による監査もほとんど行われて いなかったなど、ガバナンスが全く機能していませんでした。

このような状況の中で、経常利益等をマイナスにしないようにとの代表取締役の指示の下、役員及び幹部社員は、不適正な会計処理の方法を考え、実施しました。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、

- a 代表取締役、取締役及び監査役の刷新
- b 不適正な会計処理の温床となっていた「社長ミーティング」を廃止。役員及び 各部門長による会議を設置し議論を活性化するほか、月次での取締役会の開催 を徹底
- c トップダウンによる過大な売上・利益目標を廃止し、ボトムアップによる実現 可能な予算の策定、部門長会議での確認体制を構築
- d 取締役会の直下に内部監査室を設置し、専任の内部監査責任者1名及び兼任の 内部監査担当者2名を配置。リスクに応じた内部監査計画をもとに内部監査を 実施
- e 監査役の役割を明確にし、適切な監査計画をもとに監査を実施。月次での監査 役会の開催を徹底
- f 経理・総務・人事部門を区分するほか、経理部員の増員により経理部門を強化 し、会計監査人との会議を定期的に実施
- g 代表取締役及び外部の弁護士等から構成されるコンプライアンス委員会を設置。 コンプライアンス意識の醸成に向けた施策等を毎月議論し、役職員に対する研 修を実施
- h 社内規程の改廃等による整備

等の再発防止策を実施しています。



証券監視委と公認会計士・監査審査会との連携

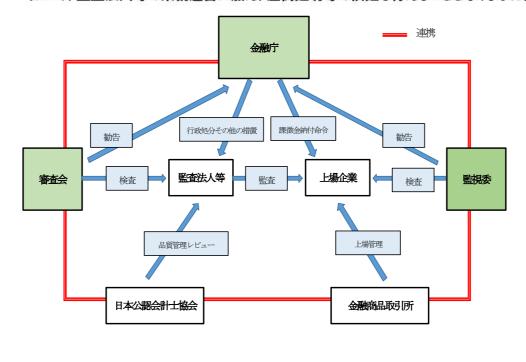
上場会社を監査している監査法人・公認会計士は、財務諸表等の監査に加え、監査を通じて、内部統制の有効性の評価を行うことも役割となっています。

監査法人・公認会計士は、監査業務の品質を合理的に確保するため、監査の品質管理のシステムの整備及び運用が求められています。他方、企業の監査役・監査委員は、業務監査等を行って、取締役の職務の遂行を監査するとともに、会計監査人である監査法人・公認会計士による監査の方法と結果の相当性を判断することが求められています。このような関係にある会計監査人と監査役・監査委員が連携して、それぞれの役割を果たすことによって、企業活動の健全化が図られるものと期待されています。

しかしながら、開示検査では、会計監査人と監査役・監査委員の双方ともに、果たすべき役割を果たしていなかった事例が確認されています。この事例では、特に、会計監査人の杜撰な監査手続によって、上場会社による不適正な会計処理が看過されてしまったり、不適正な会計処理を適正なものに正すための指摘が行われていませんでした。これは、監査法人の監査業務の品質の問題でもあります。

こうしたことから、証券監視委は、監査法人等の監査品質をチェックしている公認会計士・監査審査会と緊密な連携を図り、証券監視委による開示検査と公認会計士・監査審査会による監査法人に対する検査の双方がより効果的・効率的なものとなるよう努めています。

※ 令和5年4月に改正公認会計士法が施行され、公認会計士・監査審査会の立入検査等に おいて、監査法人等の業務運営に加え、虚偽証明等の検証も行えることとなりました。



【事例 11】売上の過大計上等(東証一部、情報・通信)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社が行った不正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結 財務諸表等を記載した有価証券報告書等及び有価証券報告書等の訂正報告書を提出し ました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不正な会計処理の概要

当社が行った不正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

a 架空循環取引による売上の過大計上等

当社は、物品販売とその仕入れを内容とする取引を複数の企業との間で繰り返し、売上及び売上原価を計上しました。

しかし、当該取引は物やサービスがやり取りされておらず、当社の元社員は、 自らが偽造した注文書や見積書を当該複数の企業に送付し、当該複数の企業にそ の内容に合致した証憑の作成等をさせていました。

したがって、これらの取引は架空循環取引であり、それにより当社は連結財務 諸表において、売上及び売上原価を過大に計上しました。

b 架空循環取引に係る売上原価の過大取消

当社は、有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、上記 a の架空循環取引に係る と判断した売上及び売上原価を取り消しました。

しかし、当社の調査の結果、取り消した売上原価の中には、本架空循環取引とは関係のないA社へ発注した取引について、本架空循環取引とは関係のないB社が当社に対して役務提供等を行ったものが含まれていました。具体的には、当社の元社員が、本架空循環取引とは関係のない当社の実案件の採算を良く見せるため、当該実案件に係る当社からB社への発注金額を必要な金額よりも低く抑えるようにB社に要請しつつ、その埋め合わせとして、本架空循環取引から流出させた資金の一部を、A社を通じてB社に支払わせていました。

これらのことから、当社の元社員は、本架空循環取引を利用して実取引に係る 原価の付替を行っていたと認められ、当社は、付替えられた原価について売上原 価として計上すべきでしたが、上記の有価証券報告書の訂正報告書において、こ の付替えられた原価相当額を過大に取り消したことにより、当社の連結財務諸表 において売上原価を過少に計上しました。

なお、当該原価の付替えについて、当社は、当社の元社員の供述により認識していましたが、十分な調査を実施することなく、当該資金の流出による当社の会計処理への影響については検討しませんでした。

② 不正の原因とその是正策

本件の不正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

これらの不正な会計処理の一部は、元社員が首謀して行われていたと認められました。他方、当社において、不正な会計処理が行われた背景としては、主に以下の点が 考えられます。

a 内部統制の問題点

当社は、短期的な業績向上に注力するために個人の成果主義に依拠した経営体制であったこと等を背景として、以下のように十分な内部統制が構築されていなかった。

- イ 過去の不正取引を踏まえた取組みや部門内及び部門間の牽制等による十分な リスク管理体制が構築できていなかったこと
- ロ 営業部門において、承認権者は不正リスク等について確認する意識が十分でなく、また各営業案件に関する情報は営業担当者しかわからない状況であったことにより、営業部門内だけでなく他部門による取引内容のチェックが機能しなかったこと
- か 管理部門において、不正リスクに対応する役割が不明確かつ連携が不十分であり、さらに、適正な人員が配置されておらず、会計不正に係るリスクを意識したチェック活動が不十分であったこと
- b 監査部門による監査の問題点
 - イ 監査役及び内部監査室において不正リスクへの意識が希薄であったこと
 - 内部監査室の体制・能力、業務監査の範囲、指摘事項に関するフォローアップが不十分であったこと
 - n 監査役、会計監査人と内部監査室との連携、経営陣と内部監査室との連携が 必ずしも十分でなかったこと
- c 経営陣は、リスク管理体制の脆弱性を認識しながら、是正のための取組みが不 十分であったこと

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a ガバナンスの改革と推進
- b リスク管理体制の強化
- c 業務執行に係る体制及び社内体制の強化
- d 監査体制の抜本的な見直し
- e 社員の声を集める仕組み
- f 組織文化の改革・形成
- g 会計リテラシー教育及び過去不祥事からの学び·啓蒙
- h モニタリング体制の継続



架空取引(資金循環取引)の気付き

これまでの事例には、検査対象上場会社又はその子会社(以下「各社」といいう。)が業績拡大を図るため、取引先等からの紹介により、仕入先からの商品を販売先に販売するという新しい商流に加わったものの、実態は取引先の会社代表者によって企てられた架空取引(資金循環取引)であったために、不正会計を行っていたというものがありました。

各社は、これらの取引が架空取引であることを認知していませんでした。しかしながら、これらの取引を開始するに当たり仕入先と販売先が決められていたこと、さらに、各社の一部経営陣等の中には、仕入先と販売先の会社代表者が同一人物である、又は取引先の会社代表者と緊密な関係にあることを把握していたことからすれば、これらの取引は、取引先の資金繰りに寄与するだけであり、取引に参加する合理性が不明瞭な取引であったと考えられます。

また、これらの取引は商品が仕入先から販売先に直送されるという帳合取引ということで、各社は、商品の実在性に関してサンプルの確認を行った程度で、個々の取引の商品の物流に関する証憑類を入手していたものの、それらに含まれていた偽造を示唆する情報に気付くこと無く取引を続けていました。

会計監査人の監査手続も、取引先からの証憑類や売掛金の入金に着目した対応に止まっていました。取引量の拡大等に伴って、会計監査人が売上計上をグロスからネットに変更するよう指摘した事例もありましたが、商品の実在性の確認は疎かになっていました。

【事例 12】売上の過大計上(東証一部、情報・通信業)

① 事案の概要

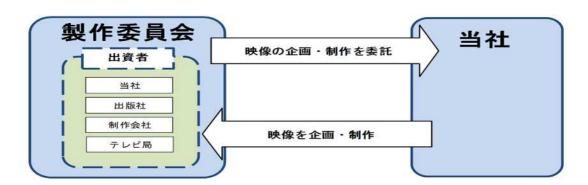
ア 法令違反の概要

当社は、映像(TV アニメ等)の企画・制作事業において、売上の過大計上や映像の製作委員会に対する当社からの出資金に係る減損損失の不計上などの不適正な会計処理を行った。これらにより、当社は、

- ▶ 当期純利益、純資産等を過大計上した連結財務諸表等を記載した有価証券報告書及び四半期純利益、純資産等を過大計上した四半期連結財務諸表等を記載した四半期報告書を提出したほか、
- ▶ 当期純利益、純資産等を過大計上した財務諸表を記載した有価証券届出書及び当該有価証券報告書を参照情報とする有価証券届出書を提出し、これらの有価証券届出書に基づく募集により株券及び新株予約権証券を取得させた。

イ 不適正な会計処理の概要

当社は、出版社や制作会社等の共同出資者と組成した製作委員会から受託した映像の企画・制作事業を行っていた。



(図1) 当社と製作委員会との間の取引の概要

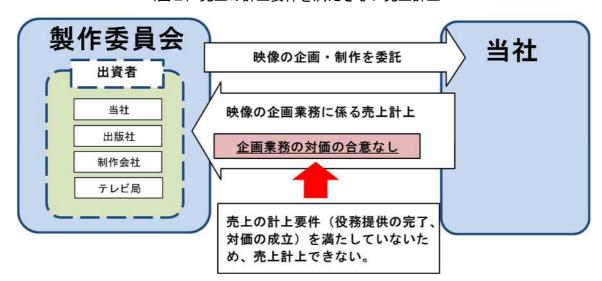
当社は、平成 26 年 3 月の東証マザーズ上場後、速やかに東証第一部への市場変更を目指し、その要件を満たすため、売上や利益目標の達成を優先した結果、当社経営陣の主導の下、主に以下の a から d に掲げる不適正な会計処理を行った。

- a 要件を満たさない売上計上による売上の過大計上等
 - イ 当社が一部を出資する製作委員会から受託する TV アニメの企画業務に係る 対価について、かつては、当社が当該制作委員会の他の出資者と締結する契 約書において「総製作費の 20%相当額」と明記されていた。しかしながら、 事案が大型化・長期化し、出資者が増加する中、相当数の事案については、 当該対価を「総製作費の 20%相当額」とすることについて他の出資者と合意 に至らなくなったことから、企画業務の対価についての合意がないまま、契 約書が締結されるようになった。

会計上、売上を計上する要件は、一般的に「役務提供の完了」及び「支払

人及び受取人の間で役務提供に対する対価の合意・成立」が必要であるとされている。

従って、出資者との間で企画業務の対価について合意できなかった事案については、売上計上要件を満たさないため、売上を計上することはできなかったが、当社は、総製作費の 20%を売上として計上し続け、売上の過大計上を行っていた。



(図2) 売上の計上要件を満たさない売上計上

□ 当社は、上記化とは別に、TV アニメを制作し、完成したものを納品して制作 売上を計上していた。しかしながら、当社は、決算月において、複数の作品 のうちのほとんどが未完成でありながら、当該制作業務に係る対価の合意・ 成立はあったことから売上計上基準を満たしているとして、これら未完成の 作品を含めた複数の作品分の制作売上を計上していた。

イのとおり売上計上は、「役務提供の完了」がなければ要件を満たさないため、当社は、完成(納品)した作品分についてのみ売上を計上すべきであったところ、未納分の映像作品に係る売上を前倒しで計上していた。

b 架空売上の計上による売上の過大計上

当社は、劇場用アニメの企画・制作に出資者として参加することができなかったことから、

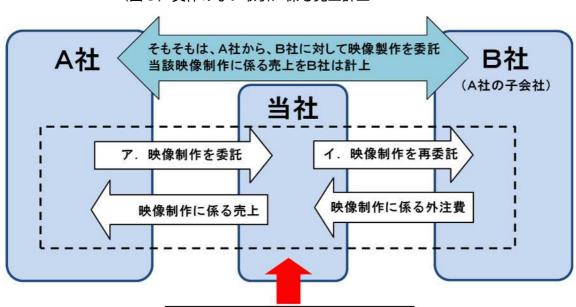
- イ 当該企画・製作の製作委員会の出資者であるA社と契約して、A社から映像 の制作業務を受託し、
- □ A社から受託した映像の制作業務をA社の子会社でA社から映像製作の委託 を受けていたB社に再委託する

ことによって、A社とB社との間の映像制作に係る取引に参加したとしていた。

これにより、当社は、A社からの映像制作の受託に係る売上及びB社への映像制作の委託に係る外注費用をそれぞれ計上していた。

しかしながら、当社はA社とB社との間の取引に形式的に参加したことにしただけであり、これらの取引は実体のない架空取引であるため、映像の制作業務に係る

売上は架空売上であり、また、映像制作の委託に係る外注費用の計上も架空の費用 計上であった。

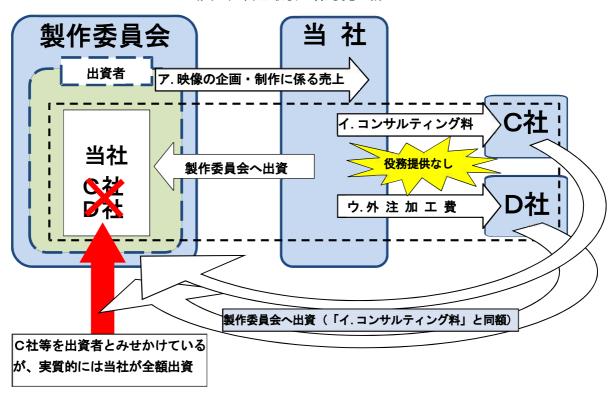


実体のない架空取引であり、当該取引 からの架空売上は計上できない。

(図3) 実体のない取引に係る売上計上

- c 自己取引に係る売上の計上による売上の過大計上
 - イ 当社は、アニメの製作に関してC社・D社と製作委員会を組成して出資するとともに、当社が当該アニメの企画・制作を行う旨の共同事業契約書を両社との間で取り交わした。当社は、これに基づいて企画売上を計上するとともに、その後、制作売上を計上した。
- 当社は、当該企画・制作に関連したコンサルティング業務をC社に委託し、 C社に支払う対価(コンサルティング料)として、外注費を計上していた。
- n 当社は、当該企画・制作に関してD社に外注加工費を支払っていた。
- こ しかしながら、C社・D社は、当社に対してコンサルティング業務等の役務提供は行っておらず、その一方で、当社からC社・D社に支払われたコンサルティング料・外注加工費は、C社・D社から当該製作委員会に対して行われていた出資の原資となっていたことが認められた。つまり、C社・D社の当該製作委員会への出資は見せかけの出資であり、実質的には、当社が製作委員会に全額出資していると認められることから、会計上、当社と製作委員会は同一であると認められる。
- 様って、当社の当該企画・制作に係る売上は自己取引に基づくものであり、 売上として計上することはできないものの、当社は当該売上を計上し、売上 の過大計上を行った。

(図4) 自己取引に係る売上計上



d 製作委員会への出資金に係る減損損失の不計上

上記 a 及び c の事例では、製作委員会から当社が受けていたアニメの企画・制作業務について、本来であれば計上できない売上を当社は計上し、同時に、当社はこれら製作委員会に対して出資を行っていた。

従って、当社は、これらの企画・制作業務からのキャッシュ・フローが見込めないことから、当社からこれら製作委員会に対する出資金について減損損失を計上すべきであるところ、計上していなかった。

② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と、当社の是正に向けた対応は、以下のとおりである。

ア 背景・原因

a 客観的かつ検証可能な売上計上基準の不存在

当社は、映像の企画業務について、過去(マザーズ上場以前)に総製作費の20%を売上として計上していた。その後、事案の大型化、長期化に伴い、製作委員会の他の出資者との間で企画業務の対価の合意が得られなくなったことから、どのように売上を計上するべきか検討する必要があったにもかかわらず、検討を行わず、総製作費の20%相当額の売上計上を継続した。

b コンプライアンス意識の著しい欠如

当社の一部経営陣等(取締役 CFO、経営管理部長等)は、監査法人の監査対策として虚偽の証憑を作成し、また作成を指示していた。また、当社社長は会計知識

に乏しかったことから、会計処理全般を当社の一部経営陣に一任しており、本件 不正会計の一部について認識していたものの、本件不正会計を抑止する措置を取 らなかった。

c 内部統制機能の不全

事案ごとの売上及び原価等を集計及び管理している基幹システムにおいて、経営管理部全員に対して売上等の申請・承認権限が付与されていたことから、経理部門長等は上司の決裁を得ることなく自ら売上等の申請・承認・確定を行うことができたため、経理部門長等は、当該権限を恣意的に悪用し、映像企画業務に係る売上を計上するなどしたものである。

このように、当社内における相互牽制は全く機能していなかった。

また、映像制作業務においては、証憑等の売上計上の根拠資料が無いにもかかわらず、売上計上が行われており、売上計上の妥当性が判断されていなかった。

d 監査体制の機能不全

当社の内部監査担当者は経営管理部を兼任する1名のみであり、当社が市場変更のため売上や利益目標の達成を目指す中で、企画業務に係る売上の適正性に疑義を唱えることができない等、適正な内部監査が行われなかった。また、監査役との連携も図っていなかった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、他の上場会社に第三者割当増資を実施して連結子会社となった。今後、親会社からの派遣を含め、新たな取締役及び監査役を選任し、取締役会の監督機能及び監査役会の監査機能を強化していくこととしている。また、内部監査室長の採用、経営会議・取締役会への出席による情報収集機能の強化等による内部監査体制の整備や、新たな CFO による経営管理部に対する監督・牽制機能の強化を行うこととしている。

また、幹部職員向け及び全役職員向けのコンプライアンス研修及び事業部の役職員に対する会計処理に関する研修を実施するとともに、今後も継続していくこととした。



「業界の特殊性」は本当?

一般的に、アニメや映画等のコンテンツビジネスには、作品の企画、資金調達、制作からその興行等といった一連のビジネスが含まれます。したがって、作品が大型化する場合には多額の資金が必要となり、そのリスクも高くなることから、多くの場合は、製作委員会方式が採られています。製作委員会方式では、企画を行う会社が幹事会社となって、制作会社、配給会社、出版社、放送会社、公告会社などの出資者を募り、出資者間で共同事業契約を締結することになることが多く、また、取引の柔軟性を重視することなどから、契約の締結が遅れることもあると言われています。さらに、製作委員会の幹事会社は、各出資者に対し、出資割合に応じた分配金の計算などを行っていますが、製作委員会における会計方針に関する取り決めはなく、財務諸表を作成していないケースが多いようです。

事例 12 では、会計基準の要件を満たさず、計上することができない企画売上 を計上していたケースが多く認められました。

当社の上場前は、作品の規模が比較的小さく、総製作費の概ね 20%程度を企画の対価とすることについて、出資者との間で合意することができていました。また、企画から制作まで1年以内に終了することが多く、仮に企画売上を先行計上しても同一事業年度内に制作売上が計上されることから、売上を企画分と制作分に厳密に分けなくても実質的な影響はありませんでした。しかしながら、上場後は、作品が大型化し、企画の対価について出資者との間で合意することができなくなりましたが、当社は、このようなケースにおいても、引き続き、上場前の取引に使用していた企画売上の割合(総製作費の概ね 20%程度)を使用して企画売上を計上していました。また、当社が製作委員会の幹事会社となった場合に、当社は、区分すべき当社と製作委員会の会計処理等を厳密に区分せずに行っており、こうした当社のコンプライアンス意識の欠如が、企画売上の恣意的な計上の背景にあると考えられます。

さらに、会計監査人は、売上の計上を特別な検討を必要とするリスクと認識していたことから、企画売上をより厳格に、かつ適切に監査する必要があったにもかかわらず、当社の基準を特段検証することなく容認し、形式的な監査に止まっていたことも、企画売上の計上を許した一因であると考えられます。

製作委員会方式を取る場合の会計実務は複数あると言われていますが、役務提供が完了していること、役務提供に対する対価が成立していること等の観点から収益を認識すべきかどうかを厳格に考える必要があります。

(2) 売上原価

▶ 不適正な会計処理の手法

- ① 売上原価の過少計上、売上原価の繰り延べ
 - ・ 太陽光発電所建設工事において、多額の追加費用に繋がる見積書を受領しており、追加費用のうち当期末までに発生した工事原価を計上する必要があったにもかかわらず、 工事原価に計上せず、売上原価を過少に計上した。(【事例8】参照)
 - ・ 期末在庫について、適切な加工進捗率を用いて評価すべきところ、加工進捗率の水増しを行い、架空の期末在庫を計上することにより、売上原価を過少に計上した。 (【事例13】参照)
 - ・ 海外グループは、仕入先から原材料を納入後、「仮買掛金」と称する仮勘定を用いて「仕入/仮買掛金」を暫定的に計上し、仕入先から発票を受領した時に、「仮買掛金」 を買掛金に振り替える処理を行っており、「仮買掛金/売上原価」等の仮買掛金を借 方に計上する架空の仕訳を行うことにより、売上原価を過少に計上した。(【事例 14】参照)
 - ・ 製造等委託先に対して、調達価格を上回る額であるマスキング価格で、生産行為に必要な数量を超えた数量の部品を有償支給し在庫として保有させるなどして利益を計上 (会計上は、製造原価を減額)した。(【事例 15】参照)
 - ・ 適切な原価差額の配賦を行わず、売上原価を過少に計上した。(【事例 15】参照)
 - ・ 架空の原価付替伝票を作成して原価を完成品から仕掛品に付け替えることにより、売 上原価を過少に計上した。
 - ・ リベート(仕入値引)の過大計上により、売上原価を過少に計上した。
 - ・ 改良作業に着手したものの、その後、作業を中断したソフトウェアについて、販売 の見込みがないにもかかわらず、仕掛品に計上したまま費用処理しなかった。
 - 期末までに認識可能な売上原価を総発生原価見通しに含めなかった。
 - ・ 店舗の実地棚卸において、棚卸原票に架空の商品を在庫として記載することにより、 期末在庫数量の水増しを行った。
 - ・ 工事予算額を超過することが見込まれる工事について、工事原価を過少計上し、計 上しなかった工事原価を簿外で繰り延べ、翌期以降の別の工事に付け替えた。
 - ・ 仕掛品を売上原価に振り替えず、売上原価を過少計上した。
- ② 架空仕入の計上(売上原価の過大計上)
 - ・ 売上の前倒し計上が露見することを恐れ、売上原価を過大に計上した。
- ③ 外注費の繰り延べ
 - ・ 完成工事の外注費を他の未成工事に付け替え、翌期以降に繰り延べた。

【事例 13】売上原価の過少計上等(東証一部、電気機器)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社が行った不正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結 財務諸表等を記載した有価証券報告書等を提出しました。

また、これら有価証券報告書等を参照情報とする有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により有価証券を投資者に取得させました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載のある開示書類に該当します。

イ 不正な会計処理の概要

当社が行った不正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

a 架空の期末在庫の計上による売上原価の過少計上

当社は、期末在庫について、適切な加工進捗率を用いて評価すべきところ、加工進捗率の水増しを行い、架空の期末在庫を計上することによって、売上原価を過少に計上しました。

- b 販売見込みのない在庫の評価損未計上による売上原価の過少計上 当社は、販売見込みのない在庫について、販売見込みがあると偽りの評価を行 い、評価損を計上しなかったことにより、売上原価を過少に計上しました。
- c 収益の認識基準を満たしていない売上の計上

収益の認識基準では、「物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を企業が 買手に移転したこと」を満たさなければ収益を認識することができないため、当 社に買戻義務がある製品については売上を計上することはできないにもかかわら ず、当社は、当該製品について売上を計上したことにより、売上を過大に計上し ました。

d 固定資産の過大計上

当社は、固定資産と関係のない支出について、発生時に費用として計上すべきところ、固定資産として計上し、固定資産の減価償却を行うことにより、費用計上を繰り延べました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。 ア 背景・原因

これらの不正な会計処理については、直接的には、経理実務の権限が集中していた 当時の経理担当者の指示の下で行われ、また、その一部については、当時の執行役員 CFO (取締役ではありません) も認識していたことが認められました。当社において、 長期間にわたり、多岐・多額の不正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以 下の点が考えられます。

- a 経理実務に関する権限が一人の経理担当者に集中していたこと
- b 適正な会計処理を重視しない企業風土があったこと

- c 経理部門に対する当社内のチェック機能が不全であったこと
- イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a ガバナンス向上委員会の設置及び開催
- b 会計処理と情報開示に対する意識の変革
- c ガバナンスが不十分であったことに対する以下の改善措置
 - イ 指名委員会等設置会社へ移行することにより、取締役会による相互監視監督 機能の強化
 - □ CF0 の執行役員から執行役への格上げ
 - n 特定の大株主の意向のみによって意思決定が左右されないよう、社外取締役 の増員
- d 内部統制システムが不十分であったことに対する以下の改善措置
 - イ 経理に関する諸規定の改訂
 - ロ CFO 及び経理部長による経理業務に対する監督の強化
 - ハ 内部監査体制の強化
 - 内部通報制度の改善

【事例 14】子会社による売上原価の過少計上等(東証一部、電子機器製造受託事業)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社の中国の子会社各社(以下「当社中国グループ」という。)等が行った不正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券報告書等を提出しました。

また、これら有価証券報告書等を参照情報とする有価証券届出書等を提出し、当該有価証券届出書等に基づく募集により有価証券を投資者に取得させました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不正な会計処理の概要

当社中国グループが行った不正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

a 売上原価の過少計上

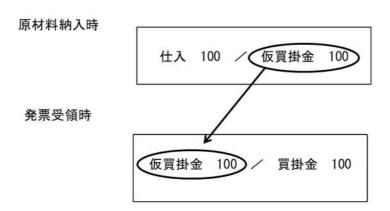
イ 買掛金の過少計上による売上原価の過少計上

当社中国グループは、仕入先から原材料を納入後、「発票」※を受領するまでは、買掛金ではなく、「仮買掛金」と称する仮勘定を用いて「仕入/仮買掛金」を暫定的に計上し、その後、仕入先から発票を受領した時に、「仮買掛金」を買掛金に振り替える処理を行っています。

こうした「仮買掛金」を用いた会計処理が行われる中、当社中国グループは、「仮買掛金/売上原価」等の仮買掛金を借方に計上する架空の仕訳を行うことにより、売上原価を減少させました。

これにより、当社の連結財務諸表において、売上原価は過少に計上されました。 なお、こうした売上原価の過少計上は平成 26 年3月期より前から行われてお り、過年度各期における売上原価の過少計上により累積された純資産額の過大計 上額は、当社の連結財務諸表においても純資産として計上され、当社は過大な純 資産を計上しました。

【仕入取引における仮買掛金を用いた通常の仕訳】



【架空の仮買掛金を用いた不適正な仕訳】



※ 中国では、「発票」という中国税務当局が管理する証憑を用いて税務申告が行われており、決算書の作成においては、販売者側の「発票」の発行や、仕入側の「発票」の受領の時点をもって、収益や費用を認識する「発票主義」が広く採用されています。多くの場合、「発票」の授受は商品の受け渡し後になります。

在庫の過大計上による売上原価の過少計上

当社中国グループ等は、会計システム上で移動平均法に基づき自動的に算出される在庫の単価について、より高い単価に上書き変更することにより、期末棚卸資産を増加させ、売上原価を減少させました。

これにより、当社の連結財務諸表において、売上原価は過少に計上されました。 なお、こうした売上原価の過少計上は平成 26 年3月期より前から行われてお り、過年度各期における売上原価の過少計上により累積された純資産額の過大計 上額は、当社の連結財務諸表においても純資産として計上され、当社は過大な純 資産を計上しました。

b 顧客の同意を得ない売上の過大計上

当社中国グループでは、顧客から受注した製品を製造するための生産ラインの設置等に係る初期費用について、顧客から支払いの同意を得られた場合に売上として計上することとしていましたが、顧客の同意が得られていないものについても売上として計上しました。

これにより、当社の連結財務諸表において、売上は過大に計上されました。

なお、こうした売上の過大計上は平成 26 年 3 月期より前から行われており、過年度各期における売上の過大計上により累積された純資産の過大計上額は、当社の連結財務諸表においても純資産として計上され、当社は過大な純資産を計上しました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。 ア 背景・原因

これらの不正な会計処理の太宗は、当社の社長が業績偏重の考えに基づき過大に設定した業績目標の必達を役職員に強要する中、当社中国グループが業績目標達成のために行ったものであり、当社中国グループの代表者を兼ねる当社取締役副社長及び当社の財務報告の責任を有する当社取締役副社長が、不正な会計処理を自ら指示又は容認していたと考えられます。当社中国グループにおいて不正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

- a 業績偏重の考えに基づき過大に設定した業績目標の必達を役職員に強要するな ど、当社社長のコンプライアンス意識が欠如していたこと
- b 当社中国グループの代表者等の2名の当社副社長が不正な会計処理を自ら指示 又は容認していたなど、当社中国グループの内部統制は無効化され、機能して いなかったこと
- c 当社は、取締役会において、当社社長や当社中国グループの代表者を兼ねる当 社取締役副社長の意見に対して異を唱える者はおらず、監査役会も、会社に否 定的な疑問が生じても取締役会での確認や議論を避けるようになっていたこと から、当社中国グループへの牽制機能は働かない状況であったこと
- d 当社は、製造部門及び営業部門を重視する一方、管理部門及び内部統制部門の 役割を軽視していたことから、管理部門及び内部統制部門は、十分な予算や人 員が配分されず、適切に機能していなかったこと
- e 当社中国グループにおいて、証憑を確認せずに売上の計上を行っていたことや 架空の仕訳をシステムに入力していたこと等、不正な行為を行うことが業務フロー上可能となっており、内部統制の整備及び運用上の不備があったこと

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 適切な会計処理に対する責任明確化
- b 経営体制移行のための役員改選
- c 経営体制移行にともなうガバナンス機能強化
- d 管理監督体制の機能強化
- e 業務統制上の不備の改善



海外子会社管理は大丈夫?

近時、上場会社の海外子会社を舞台にした会計不正が発覚しています。その原因は、親会社である上場会社の海外子会社に対する管理体制の甘さにあると考えられます。

ある事例では、会計不正が行われた海外子会社には1名の日本人駐在員がいましたが、権限はこの駐在員に集中し、牽制機能が十分に働いておらず、また、滞留債権や与信枠等の管理などの面において、本社による統制も十分に機能しているとはいえない状況でした。さらに、監査役監査、内部監査及び会計監査人の監査の連携が不十分であり、約2年に亘り、この海外子会社に対する往査も行われていませんでした。

別の事例では、不正な会計処理の太宗は、当社の社長が業績偏重の考えに基づき過大に設定した業績目標の必達を役職員に強要する中、当社海外子会社グループが業績目標達成のために行ったものであり、当社海外子会社グループの代表者を兼ねる当社取締役副社長及び当社の財務報告の責任を有する当社取締役副社長が、不正な会計処理を自ら指示又は容認していました。

このように、海外子会社管理のために現地に日本人担当者を駐在させたり、また、本社からその海外子会社や地域を統括する責任者を派遣していても、管理体制そのものが脆弱であったり、全く機能していなかったために、会計不正をはじめ不正行為が発生している事例が多く見受けられます。

また、令和5年4月に改訂された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準」では、財務報告における内部統制の有効性の評価範囲の決定にあたり、例えば、「海外に所在する事業拠点」のような複雑又は不安定な権限や職責及び指揮・命令の系統の下での事業又は業務を行っている場合、当該事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告に対する影響の重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加することを検討することとなっています。

上場会社の皆様におかれては、海外子会社管理の重要性について、しっかりと認識していただく必要があるのではないでしょうか。

【事例 15】売上原価の過少計上等

① 本事例の特色

本件は、一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上が行われたほか、映像事業、パソコン事業及び半導体事業等の一部において、売上原価の過少計上、費用の過少計上などが行われるなどしたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は31億9,400万円の利益であったにもかかわらず、これを700億5,400万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。

本件不適正な会計処理が発生した原因として、歴代社長による予算達成要求と財務経理部門における牽制機能の無効化が、歴代社長に対する牽制が働かなかった根本原因として、コーポレート・ガバナンス上の不備が認められた。

本件勧告の課徴金額は、歴代最高額の73億7.350万円となった。

② 発行者である会社

電気機器、東証一部 - 名証一部上場

③ 事案の概要

ア 工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上

一部インフラ関連の工事進行基準適用案件において、工事の受注時点又は進行中に 損失が見込まれていたにもかかわらず、実現可能性の低い又は具体的裏付けのないコ スト削減策を織り込むことなどで見積工事原価総額を過少に見積もり、適切な工事損 失引当金の計上をしなかったほか、工事進捗度を高くすることにより売上を過大に計 上した。

イ 費用の過少計上

映像事業において、発生主義に従って計上すべき引当金を適切に計上しなかったほか、経費計上の翌期以降への繰り延べ等を行っていた。

ウ 売上原価の過少計上等 a

パソコン事業において、当社が当社子会社を通じて製造等委託先に調達価額を上回る額であるマスキング価格で主要部品を有償支給する部品取引と、同委託先が製造した完成品を当社子会社を通じて当社に納入する取引(完成品取引)とは、実質的に一連の取引であり(部品取引と完成品取引を合わせて Buy-Sell 取引という)、会計上は一個の取引と評価されることから、本来、有償支給した部品が製造等委託先に四半期末に在庫として存在する場合には、部品取引時に製造原価から減額したマスキング価格と調達価額の差額(以下「マスキング値差」という。)を未実現利益として取り消す必要があったところ、部品調達価格とマスキング価格の比(マスキング倍率)が年々拡大する中、正常な生産行為に必要な数量を超えた数量の部品を製造等委託先に対して有償支給し在庫として保有させ、当該部品取引時にマスキング値差を製造原価から減額した上、同一四半期末に当該会計処理を取り消さない等により、売上原価を過少に計上等した。また、映像事業と同様、経費計上の翌期以降への繰り延べ等を行っていた。

Buy-Sell 取引におけるように部品取引と完成品取引が実質的に一連の取引である場合において、部品取引で計上されたマスキング値差は一時的な未実現利益であり、これが取り消されない際には、架空の利益の計上とされる。

エ 売上原価の過少計上等 b

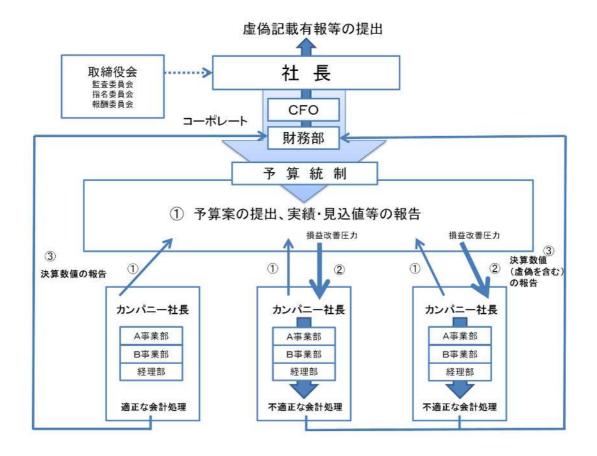
半導体事業において、生産工程が「前工程」と「後工程」に分かれているところ、 前工程の標準原価を臨時に改訂した一方で、後工程の標準原価は改訂しなかったこと により、後工程で多額に発生した原価差額を、前工程と後工程の原価差額を合算して 配賦を行う合算配賦法を適用して配賦することで前工程の期末在庫を過大に計上する 等、適切な原価差額の配賦を行わず、売上原価を過少に計上したほか、一部の棚卸資 産について適切な評価損の計上をしなかった。

④ 事案の背景

当社は、平成 11 年、グローバル社会の中で事業運営に関わる迅速な意思決定及びその実行を可能とし、各事業を強化することを狙いとして、各事業部門を独立採算制で一つの会社(カンパニー)に見立てて運営する「社内カンパニー制」を導入した。

社内カンパニー制における本社機能はコーポレートが担い、各カンパニーの予算の作成を指導し、「社長月例」と呼ばれる月次報告会等において、各カンパニーから前月の実績並びに当月及び当四半期末の損益の見込値を報告させ、予算必達の名の下にカンパニーに損益改善要求(「チャレンジ」)を行うことにより予算統制を行っていた。

当社は、平成 20 年のリーマンショックを契機に大幅に業績が落ち込んだことから、その回復を急ぐ余り、歴代社長の統制の下、四半期末の予算の達成を強く求めたことから、この達成が困難なカンパニーにおいて、利益の前倒しや費用の繰り延べ、引当金の過少計上等の手法を用いた不適正な会計処理が行われた。その中には歴代社長が認識していたものもあるが、その全体像を把握するものがいない中で、広範に不適正な会計処理が継続されたものである。



⑤ 不正の原因

ア 歴代社長による予算達成要求と当社内部の財務・経理部門における牽制機能の無効 化

当社及び当社子会社において、長期間にわたり広範に不適正な会計処理が行われていたが、これらの原因として、

- ▶ 歴代社長が当期利益至上主義の下で予算の達成や実績見込の上積みを強く求めた こと
- → 一部の事業において、カンパニー社長は、歴代社長の要求に応えるためには、損益調整をすることもやむなしとしていたこと

その一方で、

- ▶ カンパニー経理部は、カンパニー社長の指揮命令の下、カンパニーの一員 として損益改善に取り組むことを求められる立場にあったため牽制機能が果たせ なかったこと
- ▶ コーポレート財務部門は、カンパニーによる会計処理を把握し、一部の不適正な会計処理について段階的是正に向けた検討・提案は行ったものの、カンパニーの事業部門で行われた当該会計処理の基礎となる事実関係の把握が必ずしも容易ではなかったこと、あるいは、歴代社長らの意向を慮るあまり、「解釈の余地があるもの」として会計上の適否の線引きを明確に行わず、過年度の財務諸表の是正も含めた適正な財務報告に向けた行動には至らないなど、コーポレート財務部門としてカンパニー及び経営陣に対する牽制機能が果たせなかったこと

などが認められる。

イ コーポレート・ガバナンス上の不備

当期利益至上主義の下で予算の達成を強く求めた歴代社長に対する牽制が働かなかった根本的な要因として、以下に述べるコーポレート・ガバナンス上の不備が認められる。

当社は指名委員会等設置会社であるところ、取締役会は、経営の基本方針等の重要 事項の決定及び執行役等の職務の執行に対する監督の機能が期待されていた。また、 監査委員会は、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われ ているかを監査し、これを確保するための内部統制システムの整備・機能状況を確認 し、必要に応じて取締役会を通じて是正措置を講じさせることが期待されていた。し かしながら、取締役会や監査委員会が本来期待されていた役割を果たして代表執行役 たる社長に対する牽制機能を発揮することができなかった。

その根本的な原因として、当社においては、執行役等の選解任や報酬等に係る原案策定等の権限が社長に集中していたが、その状況下において、取締役会について、

- a 報告対象事項の定義が不明確であったため、適切に報告がなされていない案件 があり、また、
- b 社外取締役に対し、案件の事実関係に関する情報提供が不十分であったほか、
- c 審議時間が十分に確保されていないなどから、重要な議題について審議を十分 に行うことができる態勢を有していなかった

ことなどがある。

また、当社は、会計監査は一義的に会計監査人の職責であるといった認識があり、会社の計算関係書類の監査における役割及び責任を軽視する傾向があったため、

- a 監査委員会が主体的に会計監査人の監査の方法及びその結果の相当性を検証する態勢や会計監査人に対して十分な情報提供を行う態勢を整備していなかった ほか
- b 経営監査部が会計処理の観点での監査を十分に実施していなかったにもかかわらず、監査委員会は取締役会を通じて必要な是正措置を講じさせなかったことなどがある。

⑥ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、工事損失引当金の過少計上、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、法第 172 条の 4 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

a 第 X1 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	700 億 5, 400 万円	31 億 9, 400 万円

b 第 X2 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	773 億 6, 600 万円	134 億 2, 500 万円

イ 発行開示書類

- a 当社は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、 売上原価の過少計上等により、同期間における連結当期純損益が 539 億 4,300 万円(100 万円未満は切捨て。以下同じ。) の損失であるところを 197 億 4,300 万円の損失と記載するなどした連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を参 照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集に より、社債券を 1,200 億円で取得させた。
- b 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アの a)を参照書 類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、 社債券を300億円で取得させた。
- c 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アの a)を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、 社債券を900億円で取得させた。
- d 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アの b)を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、 社債券を300億円で取得させた。
- e 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アの b)参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、 社債券を500億円で取得させた。

同社が行った上記 a~e の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

⑦ 課徴金額

73 億 7, 350 万円

(継続開示書類 計 1 億 7, 350 万円、発行開示書類 計 72 億円)

(3) 販売費及び一般管理費

▶ 不適正な会計処理の手法

- ① 費用の過少計上、費用の繰り延べ
 - ・ 発生主義に従って計上すべき引当金を適切に計上しなかったほか、経費計上の翌期 以降への繰り延べ等を行っていた。(**【事例 15】参照**)
 - ・ 当社は、一部の開発プロジェクトに係る自社利用ソフトウェアの制作費について、 将来の収益獲得が確実な状況に至っていないことから、費用処理しなければならな いにもかかわらず、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定として資産計上すること により販売費及び一般管理費を過少に計上した。(**【事例 16】参照**)
 - ・ 取引先からの仕入の前倒し計上や繰延計上を行うことで、費用を過少に計上した。 (【事例 17】参照)
 - · 海外販売子会社が、発生した営業関係費を費用計上しなかった。
 - ・ 期中に広告宣伝業務の役務提供を受けたにもかかわらず、その対価の支払が翌期以 降であることを理由として、広告宣伝費の計上を翌期以降に繰り延べた。
 - ・ 将来の収益獲得が確実とはいえないソフトウェアについて、本来は期間費用処理を 行うべきところ、これを行わず、ソフトウェアとして資産計上した。
 - ・ 営業費等の各種費用を翌期以降に繰り延べた。
- ② 貸倒引当金(繰入額)の不計上・過少計上(売掛債権等)
 - ・ 賃借人に対する求償債権である代位弁済立替金について、会計基準に従った適切な 区分を行っておらず、貸倒引当金を過少に計上した。(【事例 18】参照)
 - ・ 海外子会社による滞留売掛金に係る回収期間の延伸、前渡金を利用した回収偽装等 によって、貸倒引当金の過少計上等を行った。
 - ・ 滞留債権について回収を装うなどし、滞留債権が認識されず貸倒引当金を過少計上 した。
 - ・ 資金循環により延滞債権等の回収を装い、貸倒引当金を計上しなかった。

【事例 16】販売費及び一般管理費の過少計上等(東証マザーズ、サービス)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を記載した有価証券報告書等及び当該有価証券報告書等を参照情報とする有価証券届出書を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

a 自社利用ソフトウェアの不適正な資産計上

当社は、一部の開発プロジェクトに係る自社利用ソフトウェアの制作費について、将来の収益獲得が確実な状況に至っていないことから、費用処理しなければならないにもかかわらず、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定として資産計上することにより販売費及び一般管理費を過少に計上しました。

- ※ 研究開発費等に係る会計基準等において、自社利用のソフトウェアは、将来の収益獲得等が確実 と認められる場合は資産計上し、確実であると認められない場合等については、費用処理するこ ととされています。
- b 共同開発に係る売上の過大計上

当社は、共同研究開発契約に基づき共同開発先から受け取った金銭を研究開発 費から減額する必要がありましたが、売上高として計上したことにより売上を過 大に計上しました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。 ア 背景・原因

本件不適正な会計処理は、代表取締役を含む経営幹部の会計基準等に関する理解不足が原因と考えられます。具体的には、ソフトウエアの開発は将来の収益を獲得するための活動であり、当該開発活動に関連して発生した費用は将来獲得される収益に対応させて費用化するまでの間、ソフトウエアとして資産計上してよいという誤った会計基準等の解釈をし、売上の過大計上についても、会計基準等への理解不足により不適正な会計処理に至っていました。

当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

- a 経理部門及びこれを支える体制が脆弱であったこと 当社の経理部門は、ソフトウエアに関する会計処理について詳しい知見を有す る者がいなかったことに加え、開発部門の開発計画等に関する情報が経理部門に 適切に提供される仕組みになっていなかった。
- b 会計監査人とのコミュニケーションが不足していたこと

ソフトウェアの資産性の評価に関し、当社は会計監査人に対して、既存技術を 組み合わせたものに過ぎない旨の説明にとどまり、売上の受注実績等の「収益獲 得・費用削減の確実性」を疎明するための材料を十分に共有しなかった。また、 売上の過大計上に関しても、十分な情報伝達がされていなかった。

c 契約内容及び権利関係を明確に整理しきれず、会計処理との関係性を十分に検 討していなかったこと

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 代表取締役を含む経営幹部が会計基準等への理解を深める
- b 管理部門に関する体制の強化
- c 会計処理に係る社内基準の策定及び運用並びにモニタリングの実行
- d 会計監査人とのコミュニケーション不足の解消
- e 契約内容及び権利関係の整理の不足を補うための取組み

【事例 17】子会社による費用の過少計上(東証 JASDAQ スタンダード、 食料品)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、連結子会社A社(以下「A社」という。)が行った不正な会計処理により、 過大な営業利益等を計上した連結財務諸表等を記載した有価証券報告書等を提出しま した。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不正な会計処理の概要

A社が行った不正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

a 仕入の前倒し及び繰延計上

イ 仕入の前倒し計上

A社は、A社の取引先であるB社及びC社からの平成29年11月納品分の仕入について、同年11月に費用として計上すべきであったにもかかわらず、A社が当社の連結子会社となる同年10月末日前の同月に計上する一方で、当該仕入の月末在庫の認識を同年11月末に行いました。

A社が上記の処理をすることで、本来同年 11 月に連結子会社の費用として計上されるべき費用が計上されず、その結果、当社は、平成 30 年3月期の連結財務諸表において過少な費用を計上しました。

ロ 仕入の繰延計上

A社は、A社の取引先であるD社からの平成30年3月納品分の仕入について、同年4月に前渡金として処理した上で、これを同年5月に仕入に振替える一方で、 当該仕入の月末在庫の認識は同年3月末に行っていました。

A社は、当該仕入の納品月が平成30年3月であるにもかかわらず、上記の処理をすることで、本来同年3月に計上されるべき費用を同年5月に計上したことにより、当該費用は当社の平成30年3月期の連結財務諸表において費用として計上されず、当社は過少な費用を計上しました。

b 販売促進費の繰延計上

A社の複数の販売子会社によるインターネットの販売サイトを介した健康食品、日用品等の小売販売に関し、販売額からその販売額に応じて通販サイトに支払うべき販売促進費を控除した金額が、販売代金として通販サイトから各販売子会社に2週間に一度入金され、各販売子会社はその入金された金額をA社に入金していました。このような取引に係る販売促進費の会計処理に関して、下記の問題点が認められました。

イ A社は、販売額を販売月に期間按分して売上計上する一方で、対応する販売促進費は販売代金が各販売子会社から入金される月に計上しており(現金主義)、 関連する収益と費用で異なる会計方針が採用されていました。 「企業会計原則」の「第二 損益計算書原則」の「損益計算書の本質」で定められているとおり、全ての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならないため (発生主義)、販売促進費は、発生主義に基づき期間配分して計上すべきでした。

ロ また、A社による販売促進費の会計処理の中には、平成30年3月末に販売サイトから各販売子会社に3月分の販売代金が入金されていたにもかかわらず、全ての販売子会社の代表取締役社長を兼務するA社代表取締役社長が意図的に当該代金のA社への入金を翌4月に実行することで、販売促進費の計上を意図的に翌期に繰延べていた取引が存在していました。

これらの結果、当社の平成 30 年 3 月期の連結財務諸表において計上されるべき 費用が計上されず、当社は過少な費用を計上しました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。 ア 背景・原因

本件は、当社からA社に対する利益計上についてのプレッシャーがあったことから、A社は、少しでも利益を高く見せかけるために、上記のとおり不正な会計処理を行ったものと考えられます。A社において不正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

- a A社の会計処理に関するチェック体制に不備があったこと
- b 当社の子会社の業務活動、会計処理等の実態把握や管理・指導が不十分・不適 切なものであったこと

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 当社代表取締役社長の異動による管理体制の強化
- b 取締役のコンプライアンス意識の徹底、及び取締役並びに経理担当者等に対する経理リテラシーの向上に向けた対応
- c 本件子会社代表取締役の異動による管理体制の強化
- d 本件子会社取締役会に対する当社関与の強化
- e 社内規程の整備、運用の検証
- f 本件子会社に対する内部監査(業務監査)の有効な実施に向けた改善
- g 内部監査、監査等委員である取締役及び監査法人との連携強化
- h 本件子会社の経理機能の強化
- i 内部通報制度の整備
- j 役員報酬の自主返上

【事例 18】代位弁済立替金に係る貸倒引当金の過少計上(東証一部、 その他金融)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

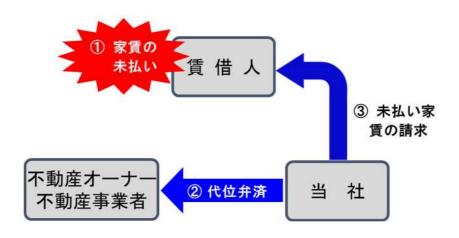
当社は、家賃債務保証事業において発生した代位弁済立替金(求償債権)に係る貸 倒引当金を過少に計上するという不適正な会計処理を行いました。これにより、当社 は、

- a 過大な当期純利益、連結純資産等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券 報告書等を提出したほか、
- b 「重要な事項につき虚偽の記載」がある発行開示書類を提出し、当該有価証券 届出書に基づく募集により有価証券を投資者に取得させました。

イ 不適正な会計処理の概要

当社の家賃債務保証事業は、当社が賃借人との間で家賃債務保証委託契約を、不動産オーナー又は不動産事業者との間で家賃保証契約を締結し、賃借人から保証料を受領するものです。保証契約期間において、賃借人に家賃の未払いが生じた場合、当社は、不動産オーナーまたは不動産事業者に対して代位弁済を行い、賃借人に対して未払い家賃の請求を行います。

【家賃債務保証事業】



「債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する 債権」には、「現に債務の弁済がおおむね1年以上延滞している場合」や「債務の一 部を条件どおりに弁済できない可能性の高いこと」(金融商品会計に関する実務指針) も含まれます。

当社は、賃借人に対する求償債権である代位弁済立替金について、下記のとおり適切な区分を行っておらず、貸倒引当金を過少に計上しました。

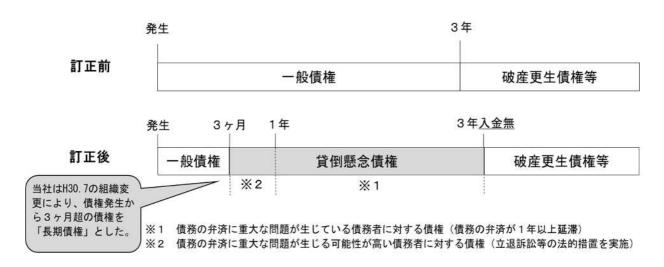
a 経過期間※が1年以上3年以内の債権 債務の弁済が1年以上延滞している債権があったにもかかわらず、当社は、こ れらを会計基準に従って「貸倒懸念債権」に分類しませんでした。

b 経過期間※が1年以内の債権

当社が法的措置を含む回収対応をしている債権については、会計基準に従い、 「債務の弁済に重大な問題が生じる可能性の高い債務者に対する債権」として、 「貸倒懸念債権」に区分する必要があったにもかかわらず、これを「一般債権」 に区分していました。

※ 代位弁済(立替)の実行によって同債権が発生した日である「基準日」からの経過期間をいいます。

【当社による債権区分(経過期間別)】



② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

- a 当社は、代位弁済立替金と一般的な貸付金とは回収状況に差があるという認識 が不十分であったため、滞留債権の回収状況等のモニタリング体制が不十分だ ったこと
- b 当社は、適切な会計処理を行わなければならないという認識が欠如していたこと
- c 当社は、貸倒引当金算定に関する会計基準を十分に理解していなかったなど、 会計処理の適正性を検証する体制が未整備だったこと

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、中長期滞留債権の回収状況のモニタリング体制に関して、債権回収活動における管理指標として、債権管理部門において賃借人ごとに名寄せした経過期間毎の代位弁済立替金の回収状況を採用した上で、当該管理指標に関する資料を作成し、毎月の取締役会において報告を行うこととしました。また、各種会計処理の妥当性について、監査法人と、一層、能動的・主体的な意見交換ができる体制を構築する等の再発防止策を実施しています。

(4) 営業外利益

- > 不適正な会計処理の手法
 - グループ会社を連結の範囲から除外し、内部取引利益を連結決算で利益計上
 - ・ 子会社が実質的に支配する孫会社を連結の範囲から除外することなどにより、 連結財務諸表において、子会社の社債評価益を、内部取引利益として孫会社の 評価損と相殺消去せず、過大に計上した。(【事例19】参照)

【事例 19】グループ会社を連結の範囲から除外し、内部取引利益を連結決算で利益計上

① 本事例の特色

本件は、子会社が実質的に支配している孫会社を連結の範囲から除外するとともに、 当該孫会社が発行し当該子会社が保有していた他社株償還特約付社債券(EB債)の発 行日を偽るなどして当該子会社の会計帳簿等を作成することにより、連結財務諸表にお いて、本来計上できない社債評価益を過大に計上するなどしていたものである。

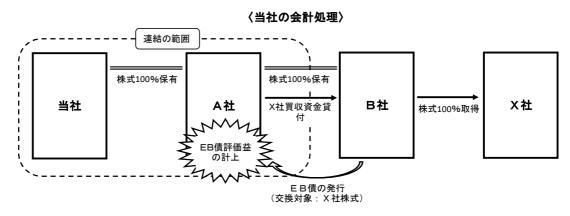
これにより、当社は、当期純損益について、本来は352億6,800万円の利益であったにもかかわらず、これを469億3,500万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。

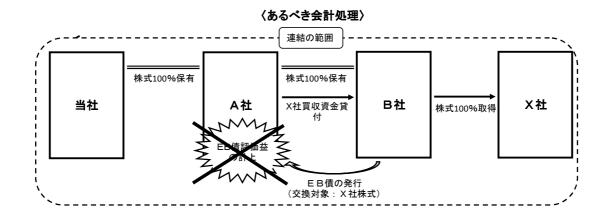
② 発行者である会社

証券・商品先物取引業、東証一部・旧大証一部・名証一部上場(完全子会社化に伴い 上場廃止)

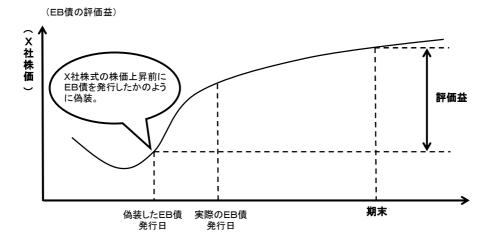
③ 事案の概要

- ア 当社の子会社(A社)が買収目的会社B社(A社の子会社)を通じてX社を買収後、B社が買収資金としてA社から調達した借入金を EB 債に振り替えるため、B 社は、A社に対してX社株式を交換対象とする EB 債を発行した。当該 EB 債について、取得者であるA社はいつでも一定の交換価格でX社株式と交換できる権利(コールオプション)を保有しており、当該オプション部分は区分して時価評価されることから、X社株式の株価が上昇すればA社に評価益が発生するものであった。
- イ 当社は、A社を連結の範囲に含める一方、孫会社であるB社を連結の範囲から除外することにより、本来は内部取引利益として連結決算上相殺されるべき当該 EB 債の評価益を計上した。





ウ また、本件 EB 債について、X社株式の価格上昇後に EB 債の発行を最終的に決定 したにもかかわらず、発行日を遡らせて会計帳簿等を作成することにより、当該 EB 債の評価益を過大に計上した。



④ 不正の背景

当社及び当社子会社では、業績連動型賞与制が採用されていたこともあり利益追求の 姿勢が強く、また、当社経営幹部において、適正な会計処理を行うことの重要性に関す る認識及びコンプライアンス意識が欠如していた。

⑤ 法令違反の事実関係

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類(※第 X1 期有価証券報告書)を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく一般募集により、500億円の社債券を取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

※ 第 X1 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	777 億 1, 700 万円	589 億 6,800 万円
連結当期純損益	469 億 3, 500 万円	352 億 6,800 万円

⑥ 課徴金額

5億円

(5) 営業外費用

> 不適正な会計処理の手法

- ① 貸倒引当金の過少計上
 - ・ 短期貸付金及び未収利息について、貸倒引当金の計上や未収利息の損失処理等を適正に行わなかったほか、当該短期貸付金等を関連当事者に譲渡したことに伴う譲渡代金債権についても、貸倒引当金の計上を適切に行わなかった。(【事例 20】参暇)
 - ・ 本来は貸付として処理すべき資金を、物品の購入価格に上乗せすることにより不正 に支出し、当該貸付金に対する貸倒引当金を計上しなかった。

② 費用の過少計上

・ 資金調達に要したアレンジメントフィーをソフトウェア購入費に付け替え、費用を 過少計上した。

【事例20】貸倒引当金の過少計上(東証ジャスダック、その他金融業)

① 事案の概要

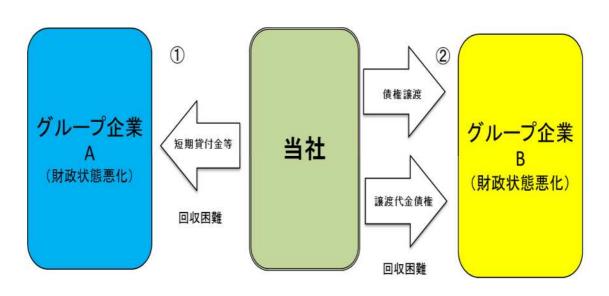
ア 法令違反の概要

本件は、当社の保有する短期貸付金及び未収利息について、貸倒引当金の計上や未収利息の損失処理等を適正に行わなかったほか、当該短期貸付金等を当社の関連当事者に譲渡したことに伴う譲渡代金債権についても、貸倒引当金の計上を適正に行わなかったことにより、過大な純資産額や過少な純損失を計上した四半期連結財務諸表を記載した重要な虚偽記載のある4件の四半期報告書を提出したものである。

イ 不適正な会計処理の概要

当社は、当社社長又は当社社長の親族等が経営するグループ企業との間において運転資金の融通を行っていたが、

- a 当社の親会社の破綻及びその後の破産管財人との訴訟等によってグループ企業Aの財政状態が悪化し、当社のグループ企業Aに対する短期貸付金等の回収が困難となる可能性が高いことを把握していたにもかかわらず、短期貸付金に対する貸倒引当金の計上や滞留した未収利息の損失処理等を適正に行わなかった。
- b 当該短期貸付金等の債権を別のグループ企業日に譲渡したことに伴う譲渡代金債権についても、グループ企業日の財政状態が悪化したことにより、回収が困難となる可能性が高いことを把握していたにもかかわらず、貸倒引当金の計上を適正に行わなかった。



② 不正の原因とその是正策

本件は、以下のような背景・原因によって不適正な会計処理が行われた。このような背景・原因を踏まえ、当社はその是正に向け、以下のように対応することとした。

ア 背景・原因

当社は、融通した短期貸付金や譲渡代金債権等の回収が困難となる可能性を把握し

ていたものの、貸出先がグループ企業等であることから、グループ企業間での支援等により回収は可能であると安易に考えていた。

こうした状況を背景に、当社は会計監査人から貸倒引当金の計上等について指摘されていたにもかかわらず、会計監査人との意見交換の時間も確保せず、十分な議論を 行っていなかったものである。

また、当時の取締役経理部長がグループ企業との兼務となり、さらにその後に役職を辞任し、経理部門を統括すべき者が不在となるなど、適正な情報開示を行うための管理体制が機能していなかった。

イ 是正に向けた当社の対応

a 監査体制の強化

会計監査人の経営者ミーティングへの参加や当社社長及び経理担当取締役が直接、会計監査人と密に連絡を取り、意見交換を行うことができる体制を整備することとした。

b 経理部門の強化

経理部門の体制強化や第三者の視点からの意見を受けるため、経理業務の一部 をアウトソースし、問題点の早期洗い出しを行うこととした。

(6) 特別利益

- > 不適正な会計処理の手法
- ① 匿名組合清算配当金の過大計上
 - ・ 匿名組合出資先の特別目的会社に不動産に係る信託受益権を譲渡した不動産流動化 スキームについて、本来であれば認められない売却処理(オフバランス処理)を装 い、不動産の買戻しによる当該スキームの終了時に匿名組合清算配当金を特別利益 として過大計上した。(【事例 21】参照)
- ② 債務免除益の架空計上
 - ・ 債権放棄を受けたとして架空の債務免除益を計上した。

【事例 21】匿名組合清算配当金の過大計上

① 本事例の特色

本件は、匿名組合出資先の特別目的会社に不動産の信託受益権を譲渡する不動産流動化スキームにつき、本来、金融取引として会計処理すべきであったにもかかわらず、これを売却取引として会計処理することにより、不動産の買戻しによるスキーム終了時に匿名組合清算配当金を利益計上したものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は16億6,200万円の損失であったにもかかわらず、これを41億1,200万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。

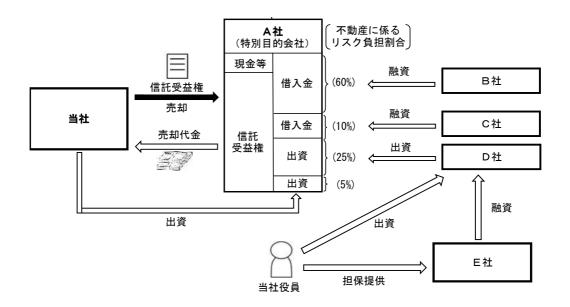
② 発行者である会社

小売業、東証一部上場

③ 事案の概要

ア 当社は、本店ビル等を対象とする不動産流動化スキームにおいて、当該不動産に係る信託受益権を特別目的会社(A社)に譲渡した。A社は、当該信託受益権の取得資金を当社からの匿名組合出資並びにB~D社からの融資及び匿名組合出資により調達していたが、当社は、A社に対する匿名組合出資によるリスク負担割合が5%以下であるとして、本件流動化について売却処理(オフバランス処理)を行った。

これにより、当社は、A社に対する信託受益権の譲渡時に売却益を計上するとともに、その後、本件不動産を買い戻して本件流動化スキームを終了させる際に、A社から受けた匿名組合清算配当金を特別利益として計上した。



- ※不動産が特別目的会社に適正な価額で譲渡されており、かつ、当該不動産に係るリスクと経済価値のほとんど全てが、譲受人である特別目的会社を通じて他の者に移転していると認められる場合には、譲渡人は不動産の譲渡取引を売却取引として会計処理する。リスク負担割合がおおむね5%の範囲内であれば、リスクと経済価値のほとんど全てが他の者に移転しているものとして取り扱うこととされている。
- イ しかし、A社に匿名組合出資を行ったD社は、当社の緊密者である前会長がその 議決権の全てを保有するとともに、同社の資金調達の過半について、前会長の保有 する株式等による担保提供があることなどから、当社の子会社として連結対象とす べきであったにもかかわらず、当社は、D社の出資者が当社とは無関係の第三者で あるかのように装っていた。

そして、当社とD社を合計すればA社に対する匿名組合出資によるリスク負担割合は5%を大幅に超過することから、本件流動化については、売却取引でなく金融取引として処理すべきであった。

ウ したがって、当社のA社に対する信託受益権の譲渡は売却処理(オフバランス処理)とは認められないことから、本件不動産を買い戻してスキームを終了させる際に当該匿名組合清算配当金は本来発生することはなく、これを当社の特別利益として計上することはできないものであった。

④ 不正の背景

ア 社内牽制機能の不備

特定の役員に意思決定権限等が過度に集中するとともに、取締役会が定期的に開催されないなど、社内牽制機能が働いていなかった。

イ コンプライアンス意識の欠如

当社経営幹部において、適正な会計処理を行うことの重要性に関する認識及びコンプライアンス意識が欠如していた。

⑤ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、匿名組合清算配当金の過大計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

a 第 X1 期有価証券報告書

連結財務諸表の「重要な後発事象」の注記に、匿名組合清算配当金 49 億 2,000 万円が発生していると記載。

b 第 X2 期半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	71 億 4,500 万円	13 億 9, 800 万円

c 第 X2 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て、▲は損失)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	41 億 1, 200 万円	▲16 億 6, 200 万円

d 臨時報告書(X2期中に提出)

本件不動産流動化スキームの終了に伴い、X2 期の個別決算及び連結決算において、特別利益として匿名組合清算配当金49億2,000万円を計上する予定と記載。

イ 発行開示書類

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類(アの a 及び b)を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、約 16 万株の株券を 123 億 3,771 万円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧法第 172 条第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項に つき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為 に該当する。

⑥ 課徴金額

2億5,353万円

(継続開示書類 計 678 万円、発行開示書類 2億4,675 万円)

(7) 特別損失

> 不適正な会計処理の手法

- ① 貸倒引当金(繰入額)の不計上・過少計上
 - ・ 会計監査人を含め対外的に連帯保証及び担保が継続しているかのように装い、また、 回収を偽装することで、回収見込みがない貸付金について、貸倒損失計上を回避し た。(【事例 23】参照)
 - ・貸倒懸念債権に対する貸倒見積高について、財務内容評価法により算定しなければならなかったにもかかわらず、合理的な根拠のない回収見込額をもとに算出したことによって貸倒引当金を過少に計上した。(【事例 24】参照)
 - ・ 売買取引を装うなどして、実質破綻状態にあった当社役員に資金を流出させていた にもかかわらず、その流出資金について貸倒引当金繰入額を計上していなかった。
 - ・ 新規事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして流出させた資金や、提携先に 対する長期貸付金等について、適切な貸倒引当金繰入額の計上をしなかった。
 - ・ 役員等に対し金銭や当社の保有株式を貸し付けたものの、当該貸付に係る債権の回収可能性を適切に検討せず、貸倒引当金繰入額を過少に計上した。
 - ・ 代表者が不正に支出した資金(長期貸付金等)について、貸倒引当金を計上しなかった。
 - ・ 貸倒懸念債権(貸付金)について返済がなされたように見せかけ、貸倒引当金の計 上を回避した。
 - ・ 取引先の資金繰りが悪化したことにより、立替金及び貸付金の回収が困難になった ことを認識していたにもかかわらず、貸倒引当金を計上しなかった。

② 投資有価証券評価損の不計上・過少計上

- ・ 当社が投資した海外の不動産プロジェクトを資金使途とする社債について、償還可 能性の評価を誤り、投資有価証券評価損を計上しなかった。
- ・ 連結子会社保有の株式について、実質価額の著しい低下を認識していたにもかかわらず、当該株式を簿価で第三者に売却したように装い、投資有価証券評価損を過少に計上した。

③ 減損損失の不計上・過少計上

- ・ 担当者が虚偽の資料を作成して、当社及び当社連結子会社の店舗に配賦すべき本社 経費を、特定の店舗について不正に操作し、当該店舗の経費を適正額より過少に計 上する不適正な会計処理を行い、減損損失の計上を回避した。(【事例 22】参照)
- · 子会社において不適正な会計処理が行われていた結果、当該子会社に係るのれん等 固定資産について減損の兆候の認識をせず、本来計上すべき減損損失を計上しなかった。

- ・ 保有する固定資産についての減損の兆候に係る認識が適切ではなく、本来計上すべき減損損失が計上されなかった。
- ・ 業績の低迷等により取得以降何ら利用されないままとなっていた土地について、減 損損失を計上しなかった。
- · 建設仮勘定を固定資産に振り替えず、減損損失を計上しなかった。
- ・ 保有する著作権について、資産価値が全く認められないにもかかわらず、全額の減 損処理を行わなかった。

④ 除却損失の過少計上

資産価値のないソフトウェア仮勘定について除却を行わなかった。

⑤ のれんの過大計上による損失の過少計上

- ・ 過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手 続において、のれんを過大計上するとともに、本来計上すべき抱合せ株式消滅差損 の計上を回避した。(【事例 26】参照)
- ・ 関連会社を連結子会社とした際に発生したのれんについての減損損失を計上しなかった。
- ・ 事業譲受で計上したのれんについて、資産のグルーピングや減損の兆候の有無の判 定を誤り、減損会計の適用による特別損失を計上しなかった。
- ・ 買収した子会社について、取得価額と子会社の純資産額の差額をのれんとして計上 したが、何ら資産性がなく、全額損失処理すべきであった。
- · 子会社株式の取得価額が過大であった部分につき、本来は当該株式に係る損失を計 上すべきところ、これを行わず、のれんの計上を行った。

⑥ その他損失の過少計上

- ・ 海外ファンドに送金された資金を営業出資金として資産計上していたが、当該ファンドにおける運用の実態はなく、資金は社外流出していることから、使途不明金として損失計上すべきであった。
- ・ 取引先に対する貸付金について、その一部を相手方との合意により債務免除したが、 当該債務免除について損失計上を行わなかった。

【事例22】減損損失の過少計上(東証二部、小売業)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結 財務諸表等を記載した有価証券報告書を提出しました。

この開示書類は、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不適正な会計処理の概要

当社は、担当者が虚偽の資料を作成して、当社及び当社連結子会社の店舗に配賦すべき本社経費を、特定の店舗について不正に操作し、当該店舗の経費を適正額より過少に計上する不適正な会計処理を行い、減損損失の計上を回避しました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。 ア 背景・原因

本件不適正な会計処理は、本社の減損処理の担当者が、減損損失の計上を回避するために行ったものと考えられます。当社において、不適正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

a 当社の減損担当者のコンプライアンス意識が欠如していたこと及び取締役の監督が不十分であったこと

減損処理の担当者は、不適正な会計処理と認識しつつ実態と乖離した計算を行っており、コンプライアンスを遵守する意識が欠如していた。減損処理の担当者を指導監督する立場にあった取締役は、取締役会で報告された各店舗の業績とは明らかに異なる内容の減損関連資料を受領していたにもかかわらず、不正操作に気付かないなど、部下に対する監督が不十分だった。減損処理の担当部署は、減損関連資料について恣意的な改ざんが可能な状況にあり、担当者が行った業務を組織的にチェックする体制が構築されていなかった。

b 内部監査体制が機能不全であったこと

当社の内部監査室は、店舗における現金管理などの業務不正と事故防止に特化した内部監査を行っており、管理部門の法令遵守状況や業務手順をチェックする 役割を果たしておらず、内部監査体制が有効に機能していなかった。

c 規程等が未整備であったこと及び経営陣が無関心であったこと 当社においては、実態と業務分掌の規定が乖離し、責任者の責任範囲が不明確 となっていた。上場時に制定された規程等の見直しや、マニュアルの整備もほと んどなく、経営陣においてもその必要性に対する認識・関心が薄かった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a コンプライアンス意識を高める風土の醸成
- b 減損兆候判定業務のシステム化

- c 内部監査規程の改訂、具体的な監査業務マニュアルの作成及び人員増強
- d 内部監査室によるモニタリング体制の強化
- e 組織体制、組織関連規程、業務分掌規程等の改正

【事例 23】貸倒損失の不計上(東証 JASDAQ スタンダード、証券・商品 先物取引業)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、不正な会計処理により、過大な純資産を計上した財務諸表を記載した有価 証券報告書を提出しました。

この開示書類は、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不正な会計処理の概要

当社は、回収見込みがないA社に対する貸付金について、以下のとおり貸倒損失の 計上を回避しました。

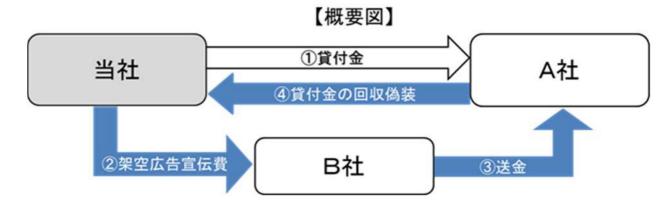
a 連帯保証及び担保継続の偽装

当社は、当該貸付金に係る連帯保証及び担保が解除された時点において、これまで回収可能と判断していた担保株式の時価相当額について貸倒損失の計上等を行わなければならないため、連帯保証及び担保を解除した事実を取締役ほか限られた範囲のみの秘密にしました。当社は、担保株式の管理を引き続き行う等、会計監査人を含め対外的には連帯保証及び担保が継続しているかのように装って、損失計上を回避しました。

b 回収偽装

当社は、当該貸付金について、会計監査人から担保権を実行して担保株式を処分した資金を返済に充当し、充当しきれない差額は回収不能として貸倒損失として処理すべきとの指摘を受けました。

これに対して当社社長は、経理本部長に損失計上を回避するための案を検討するように指示し、当社は、取引のあったB社に対して架空の広告宣伝費を水増しして支払い、B社からこれをA社に送金させ、さらにA社から当社へ当該資金を還流させることにより、当該貸付金の回収を偽装しました。



② 不正の原因とその是正策

本件の不正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。 ア 背景・原因 これらの不正な会計処理の太宗は、当社社長が、回収見込みがない貸付金に係る貸倒損失計上を回避するため、経理本部長に指示したと認められます。当社において、不正な会計処理が行われてきた背景としては、主に以下の点が考えられます。

- a 歴代経営陣において、コンプライアンス意識が欠如していたこと
- b 過去に取締役会長や取締役社長を退任した者が顧問や相談役に就任し長期間に わたって実権を握っていたため、特定の経営陣に権限が集中していたこと
- c 監査役について、広く情報収集を行い、リスク評価に応じた実行性ある監査の 実施に努め、不正な会計処理を発見し、あるいはそれを防止しようとする職責 意識が欠如していたこと
- d 当社において、上席者の確認・承認が不要な業務フローがあるなど、役員・従 業員間の牽制機能を発揮する体制になっていなかったこと
- e 内部監査について、監査報告を社長のみに行っており、監査役・会計監査人と の連携を行っていないなど、内部監査機能に不備があったこと

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a コンプライアンス意識の強化
- b ステークホルダーへの配慮と健全な組織風土の醸成
- c 経営体制の変更・強化
- d 取締役による監視・監督の強化
- e 監査役監査体制の整備・強化
- f 社内規程の整備・運用の徹底
- g 内部監査の整備・運用管理の徹底
- h 内部通報制度の整備

【事例24】長期未収入金及び長期貸付金に係る貸倒引当金の過少計上 (東証 JASDAQ スタンダード、不動産)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、中国における住宅開発事業から発生した長期未収入金及び長期貸付金に係る貸倒引当金の過少計上といった不適正な会計処理を行いました。当社は、これらの不適正な会計処理により、過大な連結純資産等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券報告書等を提出しました。

イ 不適正な会計処理の概要

【債権の計上について】

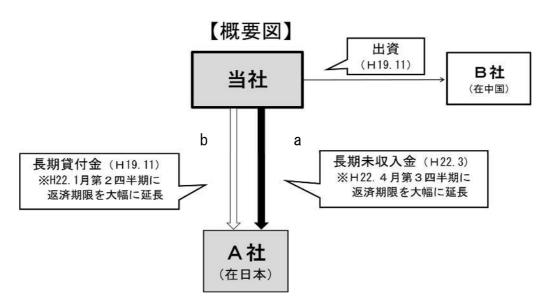
当社は、中国での住宅開発事業に関し、

- a 当該住宅開発事業の実施主体であるB社へ出資し、その後、出資持分をA社 (A社とB社の代表取締役は同一)に譲渡して、売買代金債権を長期未収入金 に振り替え(平成22年3月)、また、
- b 住宅開発事業の資金不足のため、A社に対し貸付けを行いました(平成19年11月)。

【債権の回収及び返済期限の延長について】

a の長期未収入金について、返済額がごく一部に止まっており、また、住宅開発事業から収益が発生しないと返済される見込みがないことから、当社は、A社に住宅開発事業の竣工予定日や支払可能金額を口頭で確認するなどしつつ、平成 22 年4月第3四半期に返済期限を3年超延長し、貸倒懸念債権に分類しました。その後、返済期限の延長を5回行いました。

bの長期貸付金について、当初の返済期限までに全く返済されず、また、平成22年1月第2四半期に、A社から住宅開発事業から収益が発生しないと返済される見込みがないと主張されたことから、平成22年7月期に返済期限を3年超延長し、貸倒懸念債権に分類しました。その後、返済期限の延長を3回行いました。



【不適正な貸倒見積高の算定について】

金融商品に関する会計基準上、貸倒懸念債権の貸倒見積高の算定については、

- ▶ 債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法(「財務内容評価法」)
- ▶ 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積 もり、債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法(「キャッシュ・フロー見積法」)

のいずれかの方法によることとされています。

当社は、債権の元本及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができなかったことから、

- a 長期未収入金については、返済期限を大幅に延長した平成22年4月第3四半期 に一般債権から貸倒懸念債権に分類を変更し、
- b 長期貸付金については、返済の見込みがないことを把握した平成 22 年 1 月第 2 四半期に一般債権から貸倒懸念債権に分類を変更し、

それぞれ財務内容評価法により貸倒見積高を算定しなければなりませんでした。

しかしながら、当社は、長期未収入金及び長期貸付金について、平成 22 年 7 月期 から、合理的な根拠のない元本の回収額を見積もって貸倒見積高を算出した結果、貸倒引当金が長期間にわたって過少となっていました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

検査の結果、当社における不適正な会計処理は、以下を背景に、当時の代表取締役 及び当時の交渉担当者であった現代表取締役等が主導して行われたものであると認め られました。

a 米国のサブプライムローン問題等の影響を受けて業績が悪化し、GC 注記を付されていた中、更なる業績悪化を回避しようとしたこと

- b 中国での住宅開発事業に関する情報を他の取締役等と共有せず、また、他の取締役も代表取締役等に対する牽制機能を果たしていなかったこと
- c 当社において会計基準の知識及び適切な会計処理を行う意識の不足があったこと、また、債務者の支払能力を検討せず、債務者の口頭説明や根拠のない住宅 開発事業の完成見込みをもとに貸倒見積高を算定するなど、不適切な債権管理 があったこと

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、経営に重要な影響を与える取引について、取締役会への報告の義務化及び 担当者の複数化を行いました。また、債権管理マニュアルを新たに作成し、回収期間 が1年以上の債権の回収可能性の評価に際し、債務者の支払能力を確認するために取 得すべき書類等、債権管理上の確認事項を明確にしました。さらに、新たに債権管理 担当者を定め、債権の継続的な管理を強化することとしました。

(8) 資産

> 不適正な会計処理の手法

① 売上債権の過大計上

・ 取引先から設計システム購入にあたっての資金の融通を依頼された当社が、販売元 からシステムを仕入れて取引先に販売し、売上及び売掛債権を計上したが、この取 引に要した資金は実質的には取引先への貸付金であり、売掛債権として計上すべき ものではなかった。

② 棚卸資産の架空・過大計上

- ・ 事業を取得するに当たり、当該事業に係る資産を適切に時価評価せず、棚卸資産 (開発事業等支出金)を過大に計上した。(**【事例 28】参照**)
- ・ 所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定士が行った過大な鑑定評価結果に 基づき、棚卸資産(販売用不動産)を過大に計上した。
- ・ 取引先の検収が終了していたにもかかわらず、検収後に発生した保守作業分の費用 を当期の費用として処理せず、仕掛品勘定として計上していた。
- ・ 取引先からシステム開発業務の契約を解除されたにもかかわらず、システム開発に 係る仕掛品を費用とせず、棚卸資産として計上し続けた。
- ・ 収益性が低下していた棚卸資産について評価損を計上せず、棚卸資産を過大に計上した。
- ・ 金額の妥当性が検証できないものや、原価配賦計算に合理性が認められないものを、 棚卸資産として計上した。
- · 売掛金の回収偽装に協力した会社に対し、協力会社が回収偽装に要した資金を補填 するために、機械及び装置を購入したかのように装った。

③ 土地の過大計上

・ 土地の取得費用として支出済みの金額について、当該土地の取得を断念したにもか かわらず損失処理を行わず、その後に取得した別の土地の取得費用であることとし て合算することにより土地を過大に計上していた。

④ リース資産の架空・過大計上

- ・ スルー取引や循環取引を行い、架空のリース資産を取得したかのように装った。
- ・ 架空のリース資産を計上した上、架空のリース収入を計上して辻褄を合わせていた。

⑤ 無形固定資産の架空・過大計上

ア のれん

- ・ 過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結 手続において、当初子会社化から再子会社化までの間の同社に対する投資損失等 を適切に反映させず、のれんを過大計上した。(【事例 26】参照)
- ・ 買収先企業の企業価値を不当に高く見積り、当該株式を本来の価格より高値で買取ることにより、本来は計上できないのれんを計上した。(【事例 27】参照)
- ・ 債務超過となっていた買収先の株式の実質価額の回復可能性に係る裏づけを有しないまま、本来は計上できないのれんを計上した。
- ・ 実在性のないのれんを架空計上する一方、その取得名目で支出した資金を架空売上により還流させた。
- · 実態のない事業を譲り受け、のれんを計上した。

イ ソフトウェア

- ・ 当社はシステム開発会社にソフトウェア開発を依頼したとして、その対価を支払ったが、支払った資金の大半は当該システム開発会社を介して当社元取締役が資金横領をしていた。このように、ソフトウェア開発の事実はないにもかかわらず、上記取引をソフトウェア仮勘定として架空に計上した。(【事例 25】参照)
- ・ 実際はソフトウェアの開発を行っていなかったにもかかわらず、ソフトウェア等 の架空資産を計上した。
- ・ ソフトウェアを架空計上した上、減損処理を行わなかった。
- 循環取引に用いる資金を捻出し、ソフトウェアを取得したかのように計上した。
- ・ 取得したソフトウェア資産について虚偽の見積書等を作成し、実際の取得価額よりも多く計上した。

ウ 著作権

・保有する著作権について、全額の減損処理を行わず、過大に計上した。

⑥ 投資有価証券の過大計上

- ・ 簿外ファンドに含み損を抱える運用資産を簿価で買取らせることにより、投資有価証券の評価額を過大に計上した。(【事例 27】参照)
- ・ 保有する非上場株式について実質価額が著しく下落していたにもかかわらず、評価 損を計上しなかった。

⑦ 関係会社株式の過大計上

・ 関係会社株式の減損処理に当たり、適正な会計基準による処理を行わず、関係会社 株式を過大に計上した。

⑧ 出資金の架空計上

・ 株式上場前からスル一取引や循環取引を行い、出資金を架空計上した。

⑨ 前渡金の過大計上

・ 架空の売掛債権の回収偽装の資金として、前渡金の名目で資金を流出させた。

【事例 25】ソフトウェア仮勘定の架空計上等(東証グロース市場、サービス)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社が行った不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表等を記載した有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券報告書等の訂正報告書並びに当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書等を提出しました。

これらの開示書類は、それぞれ、重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類に該当します。

イ 不適正な会計処理の概要

当社が行った不適正な会計処理の概要は、以下のとおりです。

a 台湾取引先に対する売上の架空計上

当社は、台湾の取引先に対して、日本人顧客拡大に向けたプロモーション施策に関する役務提供を行ったとして売上を計上しましたが、実際には、役務提供を伴わない架空の取引を売上として計上しました。

b 資金横領に伴うソフトウェア仮勘定の架空計上

当社は、システム開発会社にソフトウェア開発を依頼したとして、その対価を 支払いましたが、当社が支払った資金の大半は当該システム開発会社を介して当 社元取締役(以下「元取締役」という。)が代表を務める会社に送金、または、 領収書を偽造した元取締役に当社から直接手渡されており、元取締役によって資 金横領されていました。このように、ソフトウェア開発の事実はないにもかかわ らず、当社は、上記の取引をソフトウェア仮勘定として架空に計上しました。

② 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

当社は、上場直後の上半期の業績が好調であり、業績予想を上回ることが公表されていたが、下期は業績が振るわなくなったために業績予想の下方修正を行わなければならない状況であった。このため、本件不適正な会計処理は、当社が業績予想の下方修正を避けるために行ったものと考えられます。

当社において不適正な会計処理が行われた背景としては、主に以下の点が考えられます。

a 当社経営陣のコンプライアンス意識が欠如していたこと 当社元取締役が横領を行う等、経営陣自体のコンプライアンス意識の欠如が甚 だしく、コンプライアンス軽視の企業体質が醸成されたことなどからコンプライ

b 当社の内部統制が無効化されていたこと

アンス機能が十分に機能しなかった。

元取締役により取締役会等への提出書類が改ざんされる等、内部統制が無効化されていた。

c 当社元取締役に権限が集中していたこと

元取締役について、営業以外の経理財務や人事評価の権限が集中し、社内では 社長と比肩する絶対的な地位を有していたこと等から、同人の指示には強い強制 力があった。

d 当社のコーポレート・ガバナンスが機能不全であったこと

本件は、取締役3名のうち代表取締役を含む2名が関与していたほか、社外取締役及び不適正な会計処理が行われた当時の社外監査役3名のうち2名は、当社入社以前から元取締役と旧知の間柄等であった。このように、ガバナンスを発揮すべき経営陣が不正に関与し、監査役の監査機能も発揮されない等、ガバナンスは全く機能していなかった。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、主に以下の再発防止策を実施することとしています。

- a 経営陣自らのコンプライアンス意識の改革及び全役職員に対するコンプライアンス教育の実施
- b 当社内規定・経理規定の見直しや管理運営の強化
- c 社外役員選定基準を見直す等の当社ガバナンス体制の強化
- d 当社内部通報制度の実効化

【事例 26】のれんの過大計上

① 本事例の特色

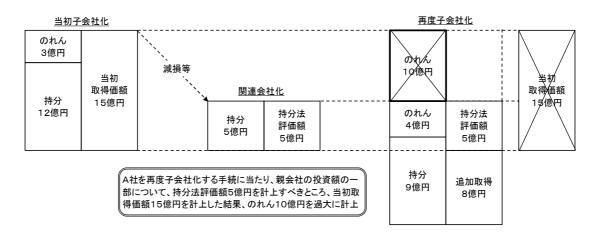
本件は、過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、同社に対する過去の投資損失等を適切に反映させず、のれんを過大計上するなどしたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 37 億 300 万円であったにもかかわらず、これを 46 億 8, 300 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。

② 発行者である会社

小売業、ジャスダック上場

③ 事案の概要

当社は、過去に株式を取得して子会社化したA社について、A社がB社を吸収合併したことから、一時期当社の関連会社となっていたが、第 X1 期第1四半期に再度A社の株式を取得して子会社とした。この取引について、当社は、実施予定のファイナンスを有利に進めるため、A社の当初子会社化から再子会社化までの間のA社に対する投資損失(持分法による投資損益等の累計額)を全く反映させず、投資簿価(当初子会社化の際の株式取得価額と再子会社化の際の株式の追加取得価額の合計額)を用いてA社の資本と相殺消去する資本連結手続を行った結果、のれんを過大に計上するとともに、本来計上すべき抱合せ株式消滅差損の計上を回避したものである。



④ 不正の背景

ア 経理・会計部門の脆弱性

経理部門に連結決算及び企業再編に関して専門的知識を有する者がおらず、また、 合併等の重要な事項に関して会計処理の問題点の有無等を検討する体制も不十分であった。

イ コンプライアンス意識の欠如

業績の下方修正を回避する目的で経済実態と齟齬した会計処理を行い、ファイナン

スの成功等当社にもたらす利益を最重要視するなど、コンプライアンス意識が欠如していた。

⑤ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、のれんの過大計上及び抱合せ株式消滅差損の過少計上等により法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

a 第 X1 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	46 億 8, 300 万円	37 億 300 万円

b 第 X1 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は損失)

	提出書類の記載	正当な記載
四半期純損益	▲ 1 億 8, 100 万円	▲11 億 3,600 万円

c 第 X1 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は損失)

	提出書類の記載	正当な記載
四半期純損益	▲2, 200 万円	▲9億5,200万円

d 第 X1 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て、▲は損失)

	提出書類の記載	正当な記載
当期純損益	2億9,200万円	▲ 6 億 1, 200 万円

イ 発行開示書類

- a 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アの a) を組込情報とする有価証券届出書(第1回及び第2回新株予約権付社債)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を16億5,000万円で取得させた。
- b 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アの d)を組込情報とする有価証券届出書(第2回新株予約権証券)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、20個の新株予約権を1億113万5,700円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。
- c 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アの d) を組込情報とする有価証券届出書(第3回新株予約権付社債)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を2億円で取得させた。
- d 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アの d)を組込情報とする有価証券届出書(第4回及び第5回新株予約権付社債)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を1億7,000万円で取得させた。

同社が行った上記 a~d の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

⑥ 課徴金額

1億145万円

(継続開示書類 計600万円、発行開示書類 計9,545万円)

【事例 27】投資有価証券の過大計上

① 本事例の特色

本件は、投資運用により抱えた多額の含み損の計上を回避するため、海外の簿外ファンドに対して当該運用資産を簿価で買取らせること等により、連結財務諸表から含み損を抱えた資産(投資有価証券等)及び負債を分離させるとともに、買収資金等の名目で支出した資金を当該簿外ファンドに還流させることにより、簿外処理を行った損失(含み損)を連結財務諸表上のれんとして資産計上することなどが行われていたものである。これにより、当社は、連結純資産について、本来は 2,249 億 5,100 万円の純資産であったにもかかわらず、これを 3,448 億 7,100 万円の純資産と記載した有価証券報告書などを開示した。

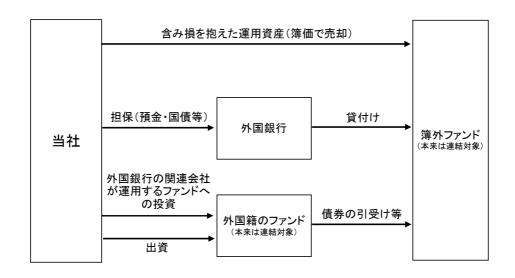
② 発行者である会社

精密機器、東証一部上場

③ 事案の概要

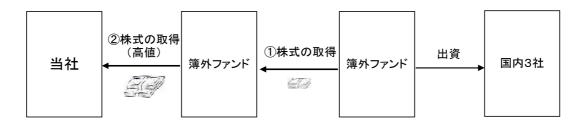
ア 当社は、バブル崩壊以降抱えた有価証券投資・デリバティブ取引等の運用に係る 多額の含み損の損失計上を先送りするため、海外に連結対象外の複数のファンドを 組成し、当社の資産を担保にして簿外ファンドに金融機関から資金調達させるなど した上、含み損を抱える運用資産等を当該簿外ファンドに簿価で買い取らせること により、連結貸借対照表から含み損を抱える資産及び負債を分離させる簿外処理を 行っていた。

しかし、当社は簿外ファンドの意思決定機関を実質的に支配していたことから、本来であれば、簿外ファンドを連結の範囲に含めて含み損を抱える運用資産を資産計上するとともに、当該簿外ファンドに対する出資に係る投資有価証券の連結消去及び簿外ファンドの外部借入れの負債計上等の会計処理を行うべきであった。

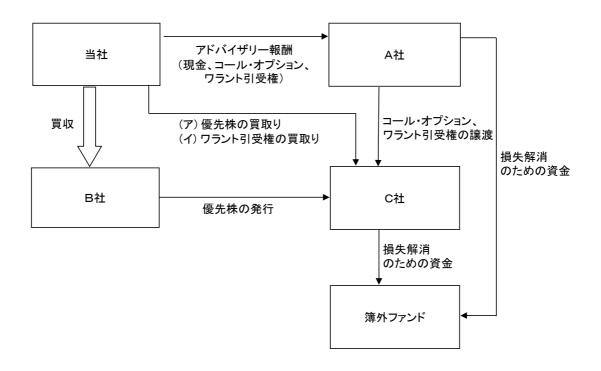


イ また、当社は、以下の手法によって当社の資金を簿外ファンドに還流させること により、簿外ファンドが当社の運用資産を買い取るために要した資金の返済(銀行 借入金の返済、投資ファンドの出資金の償還)を支援していた。

a 簿外ファンドに国内の非公開会社3社の株式を取得させた上で、楽観的な事業計画を策定してこれら3社の企業価値を不当に高く見積り、当社が当該株式を高値で買い取った。



b 海外事業会社(B社)の買収に当たって、以下の図のように、簿外ファンドに資金を還流させる目的で、フィナンシャル・アドバイザー(A社)に買収に伴う成功報酬(現金、コールオプション、ワラント引受権)を過大に支払うとともに、A社の関連会社であるC社に対してコール・オプションを消滅させる代わりにB社の優先株を発行させた上で、当社がC社よりB社優先株及びワラント引受権を高値で買い取った。



上記の国内3社の株式取得、優先株及びワラント引受権の買取りに関連して、当社はのれんを資産計上し、これを規則的に償却し、あるいは減損処理することにより、帳簿上で時間をかけて損失処理していた。

しかし、国内3社の株式については、当該会社の超過収益力を見込んで取得価額が決定されたものでないこと、また、優先株やワラント引受権の買取り代金は、簿 外ファンドに資金を還流させる目的で支払われたものであることから、のれんとし て計上すべきものではなかった。

④ 不正の背景

ア 内部統制の不備、取締役会・監査役会の機能不全

本件は、経営幹部主導により行われたものであるところ、当社では、経営幹部により不正が行われることを想定したリスク管理体制がとられておらず、内部通報制度も適切に構築されていなかった。

また、取締役会や監査役会の監視機能が十分に機能していなかった。

イ 企業風土、意識に問題があったこと

会社トップが長期間にわたって強い権限を有し、会社内部では自由に意見を言えないという企業風土が醸成されており、役員の間でも、コンプライアンス意識が欠如していた。

ウ 人事ローテーションの機能不全

当社は、同一人に長期間にわたって重要な資産運用等の業務を担当させることが可能な体制をとり、かつ、そのような人的運用をしており、公正であるべき人事が歪められていた。

⑤ 法令違反の事実関係

当社は、投資有価証券の過大計上等により旧法第172条の2第1項及び第2項並びに 法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以 下の有価証券報告書等を提出した。

ア 第 X1 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3, 448 億 7, 100 万円	2, 249 億 5, 100 万円

イ 第 X2 期中間期半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3, 724 億 7, 300 万円	2, 489 億 6, 500 万円

ウ 第 X2 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,678億7,600万円	2, 428 億 7, 700 万円

エ 第 X3 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,669 億 4,800 万円	2, 406 億 2, 800 万円

オ 第 X3 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3, 439 億 1, 000 万円	2, 118 億 9, 700 万円

カ 第 X3 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2, 412 億 8, 100 万円	1, 104 億 2, 800 万円

キ 第 X3 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,687億8,400万円	1, 105 億 9, 400 万円

ク 第 X4 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,859億4,100万円	1, 271 億 2, 400 万円

ケ 第 X4 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,042 億 9,800 万円	1, 468 億 2, 100 万円

コ 第 X4 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2, 149 億 5, 200 万円	1, 582 億 5, 100 万円

サ 第 X4 期有価証券報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2, 168 億 9, 100 万円	1, 631 億 4, 200 万円

シ 第 X5 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,859億2,200万円	1,324 億 800 万円

ス 第 X5 期第 2 四半期報告書 (100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,804 億 8,200 万円	1, 282 億 5, 500 万円

セ 第 X5 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,601 億7,300 万円	1,094 億 8,800 万円

ソ 第 X5 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,668 億 3,600 万円	1, 155 億 8, 900 万円

タ 第 X6 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,511 億 4,700 万円	1,017億5,100万円

⑥ 課徴金額

1億9,181万9,994円

【事例 28】棚卸資産の過大計上

① 本事例の特色

本件は、海外の霊園事業を取得するに当たり、当該霊園事業に係る資産を適切に時価評価せず、棚卸資産(開発事業等支出金)を過大に計上するなどしていたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 74 億 5,400 万円であったにもかかわらず、これを 129 億 1,200 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。

なお、本件には国境を超えた取引が存在していたため、実態を把握するため、海外当局からの支援・協力を受け、情報収集にあたった。

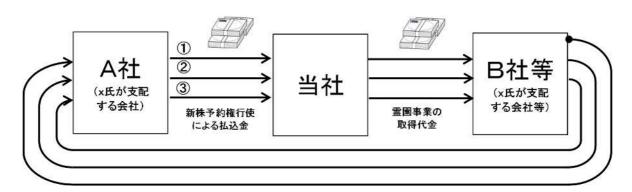
② 発行者である会社

サービス業、東証一部上場

③ 事案の概要

当社は、海外の土地を活用した霊園事業(土地の造成、墓地の建設等の開発を行い、開発を終えた霊園区画を順次販売する事業)を営む会社の株式の 70%を取得し連結子会社化するに当たり、同社の保有していた霊園用地について、当社にとって実現可能性の低い霊園事業の開発計画を前提とした鑑定評価額に基づき、極めて割高な時価で評価した結果、棚卸資産(開発事業等支出金)を過大に計上していた。

なお、当社は、霊園事業取得の代金支払と同時期に、当社取締役会長(X氏)が支配する会社(A社)から新株予約権行使による払込金を受けていたが、同払込金は本霊園事業を取得するためとして当社から流出し、X氏が支配する別の会社(B社等)へ入金され、実質的な払込者であるX氏の下に還流していた。また、新株予約権行使による払込及び霊園事業取得の代金支払は、3回に分けて行われた。



④ 事案の背景

当社の取締役会長(X氏)や代表取締役には、海外企業グループから派遣された者が 就任していた。

当社には、上記企業グループから派遣された役員と英語でコミュニケーションを取り 当社の方針を決定することのできる日本人役員は事実上いない状況にあったことから、 当社の方針は、上記企業グループから派遣されたX氏などが事実上決定し、日本人の役 職員は基本的にはこれを追認するのみという状態が続いていた。

当社は、X氏の提案に従い本件霊園事業を取得したが、本件霊園事業の実質的な所有

者がX氏であるということや、上記資金循環の事実については、当社内で共有されていなかった。

⑤ 不正の原因

ア 取締役・取締役会・監査役の機能不全

当時、本件霊園事業を含めた海外事業については、X氏が方針を決定し、その指示の下、特定の役員が単独で直接担当する体制となっており、他の役職員に十分報告・情報共有されておらず、非常に閉鎖的な状況で対応を進めることが恒常的なやり方となっていた。また、他の役員は、X氏から提案された海外事業案件を適切な検討をせずそのまま受け容れるなど、十分に監視・監督機能を果たすことができなかった。そのために、X氏及び担当役員から、本件霊園事業取得時の資金循環の実態について他の役員に情報共有されず、取締役会において、取得価額の妥当性についても、複数の視点から吟味される機会がないままとなってしまった。

イ 上場会社の経営に関する役職員の認識の甘さ・知識不足

上記資金循環スキームを指示したX氏や、その事実を認識していた担当役員において、その取引の実態に起因して生じ得る資本充実責任の問題や、当該取引の実態を明らかにしないことにより生じ得る投資者への説明責任の問題などが認識されていなかった。

また、他の役職員においては、上記資金循環スキームを認識していなかったとして も、本件霊園事業の取得は会社の規模に照らして高額な投資であり、価値を正確に吟味して厳密に取得価額を検討すべきであったにもかかわらず、鑑定評価額算定の基礎 となる開発事業計画の根拠、資産価値評価や取得金額について十分に検討されなかった。

⑥ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、棚卸資産(開発事業等支出金)の過大計上等により、法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

a 第 X1 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	129 億 1,000 万円	71 億 1, 100 万円

b 第 X1 期第3四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	124 億 4,000 万円	67 億 7, 600 万円

c 第 X1 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	129 億 1, 200 万円	74 億 5, 400 万円

d 第 X2 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	131 億 6, 400 万円	74 億 900 万円

e 第 X2 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	129 億 2, 100 万円	73 億 7, 500 万円

f 第 X2 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	133 億 5, 900 万円	85 億 7, 400 万円

g 第 X2 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	134 億 8, 600 万円	85 億 5, 700 万円

h 第 X3 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	141 億 4, 400 万円	85 億 5, 400 万円

i 第 X3 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	134 億 4,800 万円	83 億 7, 400 万円

j 第 X3 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	134 億 7, 800 万円	82 億 7, 200 万円

k 第 X3 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	118 億 4, 900 万円	80 億 8,000 万円

| 第 X4 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	122 億 6, 300 万円	80 億 8, 400 万円

m 第 X4 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	122 億 7, 000 万円	79 億 8, 800 万円

n 第 X4 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	119 億 8, 700 万円	78 億 8, 200 万円

o 第 X4 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	122 億 8,800 万円	77 億 9, 500 万円

p 第 X5 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	120 億 5, 500 万円	76 億 4,000 万円

q 第 X5 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	120 億 300 万円	75 億 8, 300 万円

r 第 X5 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	127 億 300 万円	79 億 6,000 万円

イ 発行開示書類

- a 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アの b)を組込情報とする有価証券届出書(株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、30,000,000株の株式を7億8,000万円で取得させた。
- b 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アのc及びd)を組 込情報とする有価証券届出書(株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募 集により、54,691,248株の株式を14億2,197万2,448円で取得させた。
- c 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アのg及びh)を組 込情報とする有価証券届出書(新株予約権証券)を提出し、同有価証券届出書 に基づく募集により、7,855個の新株予約権証券を1億9,637万5,000円(新株 予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

同社が行った上記 a~c の行為は、法第 172 条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

⑦ 課徴金額

1億3,791万円

(継続開示書類 計 3,000 万円、発行開示書類 計 1 億 791 万円)

(9) 負債

> 不適正な会計処理の手法

- ① 前受金の過少計上
 - ・ 事業年度末における未実施の授業数に対応する授業料入金額を前受金として処理しなかった。(【事例 29】参照)
- ② 未払金の過少計上
 - ・ 架空のソフトウェア資産を対象としたリース契約を締結して費用の繰り延べを行い、 未払金の過少計上を行った。
- ③ 退職給付引当金の過少計上
 - ・ 退職金制度の大幅な変更の際、退職給付債務等の数理計算業務の委託先に提出する 基礎データの作成を誤った。

【事例29】前受金の過少計上

① 本事例の特色

本件は、学習塾の経営等を行っていた当社が、毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、各事業年度末における未実施の授業数に対応する入金額を前受金として処理することなく、売上を過大に計上するなどしたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は3億700万円であったにもかかわらず、これを6億6,100万円と記載した有価証券報告書などを開示した。

② 発行者である会社

サービス業、東証一部上場

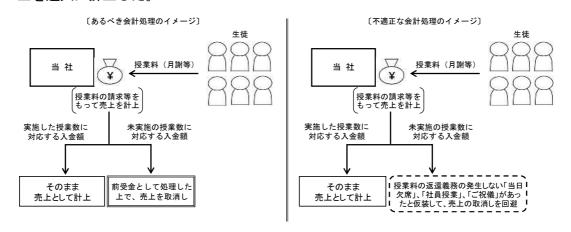
③ 事案の概要

ア 当社は、学習塾の経営及び家庭訪問による学習指導業務等を行っていたところ、毎 月の授業料の請求等をもって計上した売上について、各事業年度末において未実施の 授業数に対応する入金額は、本来、前受金として処理した上で、売上を取り消すべき であった。

しかしながら、当社は、このような場合にも、

- a 前日までに事前連絡のないまま、授業当日に生徒が欠席したこととする(「当 日欠席」)
- b 授業実施の有無が記録されるアルバイト講師に代わって、専任講師や社員が授業を実施したこととする(「社員授業」)
- c 志望校に合格して退会した生徒について未実施の授業数が残っていた場合等には、その生徒の保護者から「納入済みの授業料の返還は不要」との明示又は黙示による了解を得たこととする(「ご祝儀」)

等の処理を行い、授業料の返還義務が発生しなかったものと仮装することにより、売上を過大に計上した。



イ 当社の子会社は、無料で実施した授業や授業料単価を値引きして行った授業について、正規の授業料単価に基づき授業が行われたものとして売上を過大計上した。

④ 不正の背景

ア 業績至上主義の企業風土

売上業績に過度に重きを置く経営方針の下、数値目標の達成・未達成に応じた人事 評価体制がとられたこともあり、「目標を達成するためには不適正な売上計上もやむ を得ない」といった意識が蔓延していた。

イ 管理部門の機能不全

業績至上主義の社内において、契約書類のデータ入力や授業料の入金管理業務を行う管理部門の立場・発言力が弱く、営業部門に対するチェック機能が形骸化しているなど、十分な役割を果たしていなかった。

⑤ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、前受金の過少計上及び売上の過大計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項並びに法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

a 第 X1 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	6億6,100万円	3億700万円
連結純資産額	21 億 400 万円	15 億 4, 600 万円

b 第 X2 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	4億2,200万円	1 億 9, 700 万円
連結純資産額	23 億 2, 900 万円	15 億 4, 700 万円

c 第 X2 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 9, 800 万円	13 億 9,000 万円

d 第 X2 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 7, 100 万円	11 億 4, 400 万円
連結純資産額	26 億 6, 300 万円	18 億 7, 900 万円

e 第 X3 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	21 億 1, 400 万円	14 億 3, 600 万円

f 第 X3 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	4億8,100万円	2億2,200万円
連結純資産額	26 億 2, 500 万円	15 億 8, 200 万円

g 第 X3 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	21 億 5, 200 万円	14 億 4,000 万円

h 第 X3 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 6, 600 万円	8億7,000万円
連結純資産額	28 億 8, 700 万円	16 億 800 万円

i 第 X4 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	19 億 6, 300 万円	9億3,800万円

i 第 X4 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	3億6,400万円	1億500万円
連結純資産額	27 億 3,800 万円	12 億円

k 第 X4 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	23 億 9,600 万円	9億7,800万円

| 第 X4 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	12 億 9, 500 万円	8億3,400万円
連結純資産額	33 億 2, 300 万円	15 億 8, 200 万円

m 第 X5 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	25 億 5, 700 万円	6億7,500万円

n 第 X5 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	5億6,000万円	4, 300 万円
連結純資産額	34 億 3, 400 万円	11 億 7, 600 万円

o 第 X5 期第3四半期報告書(100万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	6億6,500万円	4, 100 万円
連結純資産額	34 億 6, 800 万円	11 億 400 万円

p 第 X5 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	15 億 2, 700 万円	1億5,000万円
連結純資産額	56 億 5, 100 万円	25 億 3, 300 万円

q 第 X6 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は損失)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲ 4 億 7, 900 万円	▲ 8 億 9, 400 万円
連結純資産額	62 億 3, 200 万円	26 億 9, 900 万円

r 第 X6 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は損失)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1 億 8, 400 万円	▲ 7 億 800 万円
連結純資産額	112 億 9, 100 万円	72 億 8, 000 万円

イ 発行開示書類

- a 当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類(アのh及びi)を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、600,000 個の新株予約権証券を 42 億 310 万円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。
- b 当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類(アの I 及び m)を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、623,633 個の新株予約権証券を42億8,101万1,096円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

同社が行った上記 a 及び b の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

⑥ 課徴金額

4億1,477万円

(継続開示書類 計 3,300 万円、発行開示書類 計 3 億 8,177 万円)

(10) 純資産

- > 不適正な会計処理の手法
 - 〇 純資産額の過大計上
 - ・土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する不動産を過大に評価し、純資産額を過大に計上した。(【事例 30】 参照)

【事例30】純資産額の過大計上

① 本事例の特色

本件は、土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する不動産の評価額を過大にし、純資産額を過大に計上するなどしたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 1,800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 3 億 2,500 万円の資産超過と記載した有価証券報告書などを開示した。

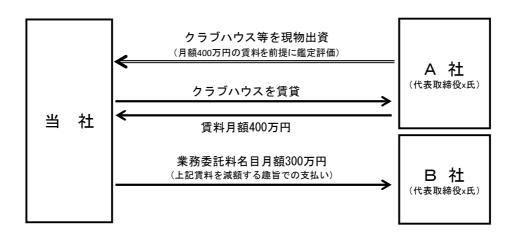
② 発行者である会社

サービス業、東証二部上場

③ 事案の概要

当社は、2期連続の債務超過による上場廃止を回避するため、A社所有のクラブハウス、付属建物及びその敷地を現物出資財産とする第三者割当増資を行った。その際、当社は、現物出資財産を構成する土地・建物の不動産鑑定評価額を水増しすることを企て、A社との間で、現物出資後にクラブハウスを賃料月額 400 万円で当社がA社に賃貸することを内容とする合意書を取り交わし、月額 400 万円の賃料を前提としたクラブハウスの鑑定評価に基づき現物出資を受けた。しかしながら、当社は、A社の代表取締役X氏が別に代表取締役を務めるB社との間で、上記賃料を減額する趣旨で、当社がB社に月額 300 万円を業務委託料名目で支払う旨合意していた。

この結果、当社は、現物出資財産を構成するクラブハウスを過大に評価し、純資産額を過大に計上した。



④ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、投資不動産及び純資産額の過大計上等により旧法第 172 条の 2 第 1 項並びに法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

a 第 X1 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て、▲は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3億2,500万円	▲1,800万円

b 第 X2 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6, 200 万円	▲ 2 億 8, 200 万円

c 第 X2 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲ 1 億 9,800 万円	▲ 5 億 4, 300 万円

d 第 X2 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲ 3 億 1,600 万円	▲6億8,700万円

e 第 X2 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲ 9 億 2,800 万円	▲9億6,300万円
連結純資産額	▲ 2 億 2, 900 万円	▲6億800万円

f 第 X3 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲ 3 億 5, 200 万円	▲ 7 億 4,000 万円

g 第 X3 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲ 2 億 7, 300 万円	▲ 6 億 6, 900 万円

h 第 X3 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期経常損益	▲5,100万円	▲7, 700 万円
連結四半期純損益	▲ 2 億 1, 900 万円	▲ 2 億 4, 500 万円
連結純資産額	▲ 2 億 7, 100 万円	▲ 6 億 7, 500 万円

i 第 X3 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て、▲は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3億3,000万円	▲8, 200 万円

j 第 X4 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1 億 4, 400 万円	▲ 2 億 7, 700 万円

k 第 X4 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6,000万円	▲ 3 億 6, 900 万円

| 第 X4 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	5億3,000万円	9, 100 万円

m 第 X4 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6億8,300万円	2億3,500万円

n 第 X5 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9億8,400万円	5億2,700万円

o 第 X5 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9億6,300万円	4億9,800万円

p 第 X5 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	8億7,600万円	4億 200 万円

q 第 X5 期有価証券報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6億6,400万円	2億4,200万円

r 第 X6 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て)

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	5億6,800万円	1億4,600万円

イ 発行開示書類

a 当社は、現物出資財産を構成する土地・建物の合計価額が、公平性の担保された過程を経て決定された価額であるかのように記載した有価証券届出書(株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、1億1,661万9,100株の株式を29億1,547万7,500円で取得させた。

- b 当社は、平成 20 年 5 月 21 日から平成 21 年 5 月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における連結純資産額が 1,800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 3 億 2,500 万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書(株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、522 万 9,000 株の株式を 8,000 万 3,700 円で取得させた。
- c 当社は、平成 20 年 5 月 21 日から平成 21 年 5 月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における連結純資産額が 1,800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 3 億 2,500 万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書(新株予約権証券)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、192 個の新株予約権証券を 9 億 4,454 万 4,000 円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。
- d 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アのa及びc)を組 込情報とする有価証券届出書(株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募 集により、4,351万8,100株の株式を2億3,499万7,740円で取得させた。
- e 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アのi及びj)を組 込情報とする有価証券届出書(株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募 集により、1,811万2,200株の株式を1億4,670万8,820円で取得させた。
- f 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アのi及びj)を組 込情報とする有価証券届出書(新株予約権証券)を提出し、同有価証券届出書 に基づく募集により、4,125個の新株予約権証券を3億8,964万7,500円(新株 予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。
- g 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アのi及びj)を組 込情報とする有価証券届出書(ストックオプション)を提出し、同有価証券届 出書に基づく募集により、37万5,000個の新株予約権証券を3億4,612万5,000 円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。
- h 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アのi及びl)を組 込情報とする有価証券届出書(株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募 集により、2,493万4,700株の株式を3億8,150万910円で取得させた。
- i 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アのi及びl)を組 込情報とする有価証券届出書(新株予約権証券)を提出し、同有価証券届出書 に基づく募集により、11万3,000個の新株予約権証券を17億4,618万9,000円 (新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

同社が行った上記 a から i の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

⑤ 課徴金額

3億5,329万円

(継続開示書類 計 3,000 万円、発行開示書類 計 3 億 2,329 万円)

(11) 関連当事者取引に係る注記の不記載

> 不適正な開示の手法

- 〇 関連当事者取引に係る注記の不記載
 - ・ 当社の実質的な主要株主であり役員に準ずる者が議決権の過半数を所有している複数の会社が「関連当事者」に該当し、当該会社との取引が当社における売上の過半を占めていた。また、当社は、関連当事者該当性について、蓋然性が高いにもかかわらず、必要な調査を行わず、当該会社との取引の注記を行わなかった。(【事例9】参照)
 - ・当社が当社の取締役(関連当事者に該当)に対して行った多額の送金については、 資金貸借取引であり、会計基準に定められている重要な取引に該当するにもかかわ らず、当該送金を「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わな かった。(【事例31】参照)
 - ・当社の代表取締役であった者が特定の法人の財務上・業務上の意思決定に対して重要な影響力を有していたことから、その特定の法人は当社の関連当事者に該当するにもかかわらず、当社とその特定の法人との取引を「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わなかった。

【事例31】関連当事者取引に係る注記の不記載(東証二部、機械)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、当社と当社の役員との取引を、「関連当事者との取引」(連結財務諸表規 則第 15 条の4の2第1項)として、連結財務諸表に注記をしない有価証券報告書を 提出しました。

これらの開示書類は、記載すべき重要な事項の記載が欠けている開示書類に該当します。

イ 重要な事項の不記載の概要

連結財務諸表提出会社は、当該会社の親会社、役員といった関連当事者との取引を行っている場合には、その重要なものについて連結財務諸表に注記することとされています。

当社は、平成 29 年 1 月及び 4 月に、当社取締役 A 氏 (関連当事者に該当) に対して、多額の送金を行いました。当該送金については、資金貸借取引であり、会計基準に定められている重要な取引に該当することから、当社は、当該送金を「関連当事者との取引」として連結財務諸表に注記しなければならなかったにもかかわらず、注記していませんでした。

② 不正の原因とその是正策

本件不記載の背景・原因と当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア背景・原因

- a 当社社長及び会計責任者は、法令、会計基準等を正しく認識しておらず、適正 な財務報告を行うという認識が不足していたこと
- b 当社の内部統制は機能しておらず、ガバナンス体制は極めて脆弱であったこと

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、このようなことが生じないようにより一層健全な内部統制環境を構築する としています。



関連当事者取引はなぜ注記が必要か?

「関連当事者」とは、上場会社等の親会社、子会社、主要株主、役員等をいい、財務諸表等規則第8条第 17 項、連結財務諸表規則第 15 条の4)、上場会社等が「関連当事者との取引」を行っている場合には、その重要なものについて、「関連当事者」ごとにその内容を注記しなければならないとされています(財務諸表等規則第8条の 10、連結財務諸表規則第 15 条の4の2)。

上場会社等がその関連当事者と取引を行う場合には、その取引は上場会社等と関連当事者が対等な立場で行われているとは限りません。このような場合には、上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼしていることも、また、直接、取引を行っていない場合でも、関連当事者の存在自体が上場会社等の財政状態や経営成績に影響を及ぼしていることもあります(関連当事者の開示に関する会計基準第2項)。このように、関連当事者との取引は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、その開示が求められています。

上場会社の皆様におかれては、こうした関連当事者との取引について注記が求められている理由を十分にご理解いただいた上で、法令及び会計基準等に基づき適切な開示を行っていただく必要があります。

(12) 非財務情報

> 不適正な開示の手法

- ① 現物出資財産の価額についての虚偽記載
 - ・土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、有価証券届出書において、当該現物出資財産を構成する土地・建物の合計価額が、公平性の担保された過程を経て決定された価額であるかのように記載する虚偽記載を行った。(【事例30】参照)

- ② 「コーポレート・ガバナンスの状況」の虚偽記載
 - ・ 有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」において、実態と異なる記載を行った。(【事例 32】参照)
- ③ 役員の報酬等の過少記載
 - ・ 有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」において、開示すべき役員 の報酬等の額を実態よりも過少に記載した。(**【事例 33】参照**)
- ④ 所有株式数の虚偽記載
 - ・ 大株主に係る所有株式数等につき、他人名義で実質的に保有している株式数等を含めず記載した有価証券報告書を提出していた。(【事例 34】参照)
- ⑤ 第三者割当予定先の状況等の虚偽記載
 - ・新株予約権の割当予定先の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物との関係が指摘されるなどの調査結果を得ていたにもかかわらず、有価証券届出書において、上記親会社について反社会的勢力等や違法行為との関わりを示す情報に該当はない旨確認されたかのように記載するなどの虚偽記載を行った。

(【事例 35】参照)

【事例 32】「コーポレート・ガバナンスの状況」の虚偽記載(東証 JASDAQ スタンダード、その他製品)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、有価証券報告書中の「第一部 企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」※において、実態とは異なる記載を行い、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出しました。

※ 現行の有価証券報告書の様式では、「第一部 企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「4 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」に該当します。

イ 虚偽記載の概要

有価証券報告書中の「第一部 企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」には、提出会社の企業統治の体制の概要及び企業統治に関するその他の事項として、内部統制システムの整備状況及びリスク管理体制の整備状況等について記載することとされていましたが、当社は、下記のとおり、実態と異なる記載を行っていました。

【企業統治の体制について】

- ▶ 原則月1回取締役会を開催し、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても 議論し、対策を検討している旨を記載していました。しかし、実際には、取締役会 は年3回しか開催されておらず、さらに、業務執行上の重要な事項の議論・決定は、 形骸化した取締役会では行われておらず、事実上、社長ミーティングで行われていました。
- 監査役(3名)は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行について厳正な監査を行っている旨を記載していました。しかし、実際には、常勤監査役は、出席した重要な会議において取締役の職務執行の適法性について確認していませんでした。また、ある社外監査役は、取締役会に年1回程度出席するのみで、取締役の職務執行の適法性について監査をしておらず、他の社外監査役も、取締役会に年2~3回程度しか出席せず、出席しても、代表取締役に会社の業務に関する質問や法律的なアドバイス等を行うにとどまっており、十分な監査を実施していませんでした。

【内部統制システムの整備状況について】

- ▶ 3事業年度の中期経営計画を策定し、取締役会は、中期経営計画に基づき、毎期事業部ごとの業績目標と予算を設定する旨を記載していましたが、実際には、中期経営計画は策定されていませんでした。
- コンプライアンス担当取締役を任命し、全社のコンプライアンスの取組みを 横断的に統括する監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会 及び監査役に報告する旨を記載していました。しかしながら、実際には、コンプラ イアンス担当取締役は任命されておらず、また、監査室も業務分掌規程上は設置さ

れていましたが、その実体はなく、コンプライアンスに関する取組みや取締役会及 び監査役への報告が行われたことはありませんでした。

▶ 監査役は、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催すると記載していましたが、監査役が監査法人との意見交換会を開催したことはありませんでした。

【リスク管理体制の整備状況について】

> コンプライアンス委員会を設置し、重要な法令違反その他コンプライアンスに反する重要事項が発見された場合には、直ちにコンプライアンス委員会に報告し、取締役会及び監査役に情報を伝達する旨を記載していました。しかし、実際には、重要な法令違反その他コンプライアンスに反する重要事項が発見された場合でも、コンプライアンス委員会が設置されたことはなく、その情報が取締役会に伝達されたこともありませんでした。

【内部監査、監査役監査、会計監査の相互連携について】

▶ 監査役は、会計監査人との連携を図るために、決算期及び必要な都度ミーティングを行い、監査の状況及び業務執行に対して意見交換を行っている旨を記載していたが、実際には、監査役が会計監査人と意見交換をしたことはありませんでした。

② 不正の原因とその是正策

本件の虚偽記載の背景・原因と、当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

代表取締役をはじめとする経営陣は、取締役会や監査役会の開催状況等について虚偽の内容を有価証券報告書に記載することを全く気にしないなど、投資者や利害関係者に対して適正な情報開示を行うという意識が欠如していました。

また、代表取締役等の職務執行を監督すべき取締役会は機能せず、また、監査役監査はほとんど行われていない等、当社のガバナンスは全く機能していませんでした。

さらに、当社は、組織規程、業務分掌規程、取締役会規程、監査役監査規程、内部 監査規程等の社内規程等を策定し、財務報告に係る内部統制報告制度が導入された平 成 20 年には、これに対応するために改定していますが、これらは形ばかりのものに すぎませんでした。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、

- a 代表取締役、取締役及び監査役の刷新
- b 取締役会直下の内部監査室を設置した上で専任の内部監査責任者1名及び兼任 の内部監査担当者2名の配置し、リスクに応じた内部監査計画をもとにした内 部監査の実施
- c 監査役の役割の明確化と適切な監査計画をもとにした監査の実施及び月次での 監査役会開催の徹底
- d 代表取締役及び外部の弁護士等から構成されるコンプライアンス委員会を設置 した上でコンプライアンス意識の醸成に向けた施策等を毎月議論し、役職員に

対する研修を実施 e 社内規程の整備 等の再発防止策を実施しています。

【事例33】役員の報酬等の過少記載(東証一部、輸送機械器具製造業)

① 事案の概要

ア 法令違反の概要

当社は、有価証券報告書中の「第一部 企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」※において、当時の代表取締役会長A氏らに対する役員報酬額について、実態よりも過少に記載しました。これにより、当社は、

- a 重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書を提出したほか、
- b 当該有価証券報告書を参照情報とする発行登録追補書類を提出し、当該発行登録追補書類に基づく募集により社債券を投資者に取得させました。
- ※ 現行の有価証券報告書の様式では、「第一部 企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「4 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(4) 役員の報酬等」に該当します。

イ 虚偽記載の内容

役員の報酬等については、有価証券報告書の「第一部 企業情報」・「第4 提出会社の状況」・「6 コーポレート・ガバナンスの状況等」の「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」(現行は、「(4)役員の報酬等」)において、役員区分ごとの報酬等の総額に加え、連結報酬等の総額が1億円以上である役員ごとの情報(氏名、報酬等の総額、連結報酬等の種類別の額)を記載することとされています。

この「報酬等」については、「報酬、賞与その他のその職務執行の対価として その会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかになったもの」と定められており、実際に支払われたものであるか否かは無関係に、職務執行の対価として認められるものは、報酬等として記載しなければなりません。

当社は、以下のとおり、役員の報酬等に関して、連結報酬等の総額が1億円以上である役員ごとの報酬額について虚偽の記載を行い、また、それらの役員を含む役員区分ごとの報酬等の総額等についても虚偽の記載を行いました。

a 金銭報酬について

当社は、連結報酬等の総額が1億円以上である役員ごとの報酬等の開示が義務付けられた平成22年3月期以降、A氏の金銭報酬について、記載する金額を半分程度に抑えることとし、真実の報酬額のうち、同人に支払済みの金額を記載する一方で、その残余の額を役員報酬とは別名目で支払うこととしました(当該残余の額を、「繰延報酬」という。)。その結果、当社は、平成27年3月期から平成30年3月期までの間、当該繰延報酬の額の開示を行いませんでした。

また、当社は、A氏とは別の当時の代表取締役B氏の金銭報酬について、平成27年3月期から平成29年3月期まで、同人の連結報酬等の総額が1億円以上であったにもかかわらず、記載を行いませんでした。

b 株価連動型インセンティブ受領権金銭報酬(SAR)について

当社の SAR は、取締役への報酬として、株主総会において取締役に付与するもので、あらかじめ決められた行使価額と、取締役が権利を行使した日の前日の株価

との差額を支払う制度です。当社では平成 15 年以降継続して採用されていました。 当社は、SAR に関して、権利付与数確定日の属する事業年度において、SAR の公 正価値(当該事業年度期末時点の株価を用いて算出した額)を報酬等として記載 していたものの、取締役が権利行使時に実際に受け取った支給額と既に開示して いた SAR 公正価値との差額について記載しませんでした。

② 不正の原因とその是正策

本件虚偽記載の背景・原因と、当社の是正に向けた対応は、以下のとおりです。

ア 背景・原因

a 1人の取締役に権限が集中したこと

A氏の活動を不可侵領域とみなす風潮が社内に形成され、さらに、A氏が大株主の取締役会長を兼任したことなどを背景に、同者に権限が集中していました。

b 一部の管理部署がブラックボックス化したこと

A氏は、主要な部署の責任者としての権限を特定の少数の者に集中させ、A氏の報酬等に関与する役職員を限定していました。

c 取締役会の監督機能が有効に機能しなかったこと

A氏の繰延報酬の存在等については、b の限定された役職員のみが知るところであり、他の取締役にはその存在等を知らされていなかったため、取締役会の監督機能は全く機能していませんでした。

イ 是正に向けた当社の対応

当社は、

- a 不正を行った代表取締役2名の解任
- b 代表取締役への他の取締役の報酬配分を決定する権限の付与の停止
- c 当社の取締役会の事前承認を受けない子会社・関連会社からの報酬受取りの禁止
- d 取締役会での活発な議論のためのプレミーティングの実施
- e 取締役及び執行役員への行動規範教育の徹底
- f 会計処理と役員報酬の明細情報の突合等、役員報酬に関する適正な会計処理の ための管理体制の強化
- g 株価連動型インセンティブ受領権の行使による利益を、役員報酬として追加開 示することを含む適正な役員報酬開示のための管理体制の強化
- h 取締役会・エグゼクティブコミッティから経理部への新規会社設立の提案に関する情報提供プロセスの構築
- i 取締役会の構成・機能の強化

等の再発防止策を実施しています。

【事例34】大株主の所有株式数の虚偽記載

① 本事例の特色

本件は、当社が、大株主の所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合を過少に記載した有価証券報告書などを開示するとともに、大株主が、自己の保有株券等の数及び株券等保有割合を過少に記載した大量保有に係る変更報告書(以下「変更報告書」という。)を開示したものである。

② 発行者である会社

不動産業、東証一部・名証一部上場

③ 事案の概要

当社の大株主である当社役員は、新興市場から本則市場への指定換え等の要件である 流動性基準を満たすため、その所有する株式を売却する一方、自ら実質的な株主として 利用できる知人名義の証券口座を用いて自らの資金を提供して当社株式を買い付けるな どして、他人名義による当社株式(以下「名義株」という。)の保有を増加させた。

当社は、当該役員に係る所有株式数等を、名義株を含めずに記載した有価証券報告書等を提出するとともに、当該役員も、自己の保有株券等の数等を、名義株を含めずに記載した変更報告書を複数回提出した。

④ 不正の背景

当社の大株主である当社役員は、名義株の問題について、関係法令等を理解しておらず、当社株式の流通株式比率の増加等の目的を優先させていた。また、他の取締役及び監査役は、本件が発覚する以前において、名義株の問題に係る事実関係を一切認識していなかった。つまり、当社においては、コンプライアンスが不徹底で、内部統制が有効に機能していないという内部管理体制上の問題があった。

⑤ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、大量保有者の所有株式数等を過少に記載することにより、法第 172 条の 4 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書を提出した。

第 X1 期有価証券報告書

	虚偽記載の内容
	大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを
大株主の状況	6,554,000株と記載し、同人の発行済株式総数に対する所有
	株式数の割合が 72. 32%であるところを 69. 29%と記載
20年20年20	大量保有者の所有株式数が 6,840,200 株であるところを
役員の状況 	6, 554, 000 株と記載

イ 発行開示書類

- a 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある上記継続開示書類を組込情報とする有価証券届出書(一般募集)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、2,000,000株の株式を14億1,020万円で取得させた。
- b 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある上記継続開示書類を組込情報とする有価証券届出書(その他の者に対する割当)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、300,000株の株式を2億1,153万円で取得させた。

同社が行った上記 a~b の行為は、法第 172 条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

ウ 大量保有に係る変更報告書

大量保有者(大株主である当社役員)は、当社が発行する株券について、保有株券等の数等を過少に記載することにより、法第172条の8に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の変更報告書を提出したものである。

a 変更報告書 No. Y1

虚偽記載 保有株券等の数が 18,329 株であるところを 17,900 株と記載し、株の内容 券等保有割合が 77.94%であるところを 75.70%と記載

b 変更報告書 No. Y2

虚偽記載 保有株券等の数が 3,481,500 株であるところを 3,350,000 株と記載の内容 し、株券等保有割合が 74.04%であるところを 70.83%と記載

c 変更報告書 No. Y3

虚偽記載 保有株券等の数が 3,419,200 株であるところを 3,277,000 株と記載の内容 し、株券等保有割合が 72.72%であるところを 69.29%と記載

d 変更報告書 No. Y4

虚偽記載 保有株券等の数が 13,540,200 株であるところを 12,946,800 株と記の内容 載し、株券等保有割合が 72.00%であるところを 68.44%と記載

⑥ 課徴金額

ア 発行者

7.896 万円

(継続開示書類 計 600 万円、発行開示書類 計 7,296 万円)

イ 大量保有者

41 万円

【事例35】第三者割当予定先の状況等に係る虚偽記載

① 本事例の特色

本件は、新株予約権の割当予定先の実態欄において虚偽の記載がある発行開示書類を 提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させるなどしたものであ り、有価証券届出書の記述部分の虚偽記載について勧告を行った事例である。

なお、割当予定先の実態欄については、平成 21 年 12 月 11 日公布・施行された「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」において、第三者割当の開示の充実等を目的として有価証券届出書へ記載することとされた事項に関するものである。

② 発行者である会社

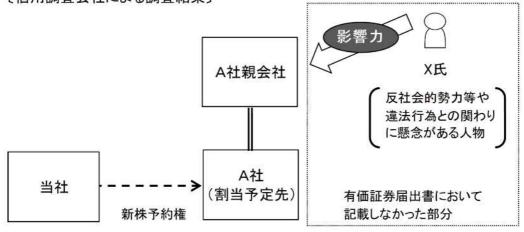
その他製品、名証セントレックス上場

③ 事案の概要

ア 新株予約権の割当予定先の状況に係る虚偽記載

当社は、有価証券届出書の第一部【証券情報】第3【第三者割当の場合の特記事項】 1【割当予定先の状況】「(6)割当予定先の実態」の欄において、割当予定先であるA社について、信用調査会社から、A社の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物(X氏)との関係が指摘され、A社が増資引受先として適格な相手方ということができないことを示す情報を得ていたにもかかわらず、その事実を記載することなく、当該欄に調査結果として「当該割当予定先の主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。」と記載し、あたかもA社の上記親会社が反社会的勢力等や違法行為と何らの関係も有していないことが確認されたかのように記載した。

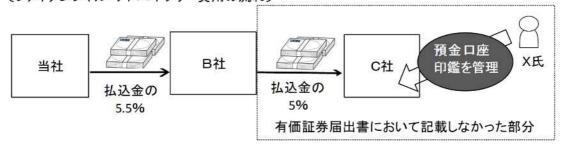
〔信用調査会社による調査結果〕



イ 新規発行による手取金の使途欄に係る虚偽記載

当社は、有価証券届出書の第一部【証券情報】第1【募集要項】2【新規発行による手取金の使途】「(1)【新規発行による手取金の額】」の欄の「発行諸費用の概算額」に掲記された「(注)3.」において、割当予定先の新株予約権の行使に際して払い込まれた金額の5.5%相当額(消費税別)のファイナンシャル・アドバイザリー費用のうち、同払込金額の5%相当額(消費税別)は、B社を通じて、上記X氏が預金口座や会社印を管理、利用することができる立場にあったC社に支払うことを企図していたが、その事実を記載することなく、「本件新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の5.5%(消費税別)がB社に対するアドバイザリー費用となっております。」と記載した。

[ファイナンシャル・アドバイザリー費用の流れ]



ウ 貸倒引当金繰入額の過少計上

当社は、衛星放送送信事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして、新株予約権の割当先(A社)のグループ会社ないしその実質的経営者等に資金を流出させていた。このため、当社は、A社のグループ会社ないしその実質的経営者に対する仮払金を計上するとともに、同流出資金は既に費消され、A社のグループ会社ないしその実質的経営者は返済資金に窮していたことなどから、貸倒引当金繰入額を計上すべきであった。

また、当社は、インターネット広告事業にかかる提携先に対する長期貸付金等を計上していたが、貸付資金の多くは同提携先から流出していたほか、同提携先は脆弱な財務内容であり、当該長期貸付金等の返済には当該広告事業による収益を充当することとしていたものの、返済に見合う収益をあげる目途が立っていなかったこと等から、上記長期貸付金等の回収可能性は低いと判断され、貸倒引当金繰入額を計上すべきであった。

④ 事案の背景

当社は、多額の損失計上により債務超過に陥り、資金調達を行う強い必要性に迫られており、また、調達資金を原資とした新規事業による収益力強化を目指していた。

代表取締役をはじめとする旧来の経営陣には、厳しい環境下での資金調達に関するノウハウがなく、資金調達及び新規事業は、新たに取締役となった特定の役員らに委ねられていた。

⑤ 不正の原因

ア 資金調達を優先した開示体制の欠如

当社は、資金調達を行う強い必要性に迫られていたことから、資金調達が優先され、 とりわけ上記③事案の概要ア、イの虚偽記載については、代表取締役等の認識と異な る記述が黙認ないし放置されるなど、社内の管理体制が全く機能しておらず、開示体 制が欠如していた。

イ 法令等遵守意識の欠如及び取締役らによる牽制機能の不全

衛星放送送信事業の譲受のための預託金の支払については、当社の内部規定ないし 実務運用に従えば、取締役会決議を行う必要があるにもかかわらず、同決議を経ることなく支払がなされていた。また、インターネット広告事業にかかる提携先に対する 長期貸付金等についても、正規の社内手続を経ていなかった。

資金調達及び新規事業は、支店において特定の役員らが担当していたところ、同役員らに法令等遵守意識が欠如していたのみならず、資金調達に成功した同役員らによる新規事業業務に対して、同役員らに任せきりになり、本社が地理的に離れていたこともあり、本社代表取締役らによる監視・監督の役割・責任が果たされていなかった。

⑥ 法令違反の事実関係

ア 継続開示書類

当社は、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、法第 172 条の 4 第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の四半期報告書を提出した。

a 第 X1 期第 1 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲ 1 億 7,000 万円	▲ 2 億 4, 900 万円
連結純資産額	▲ 2 億 6, 900 万円	▲ 3 億 4,800 万円

b 第 X1 期第 2 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲ 4 億 2, 400 万円	▲ 5 億 1,900 万円
連結純資産額	▲ 4 億 2,600 万円	▲ 5 億 2, 100 万円

c 第 X1 期第 3 四半期報告書(100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過)

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲ 6 億 4, 600 万円	▲ 7 億 5, 400 万円
連結純資産額	▲ 5 億 3,800 万円	▲ 6 億 4, 600 万円

イ 発行開示書類

a 当社は、上記③事案の概要ア、イのとおり重要な事項につき虚偽の記載のある 有価証券届出書(新株予約権証券)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集 により、29,500個の新株予約権証券を5億353万5,500円(新株予約権の行使 に際して払い込むべき金額を含む。) で取得させた。

- b 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アの c) を組込情報とする有価証券届出書(株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、50,360,000株の株式を8億1,583万2,000円で取得させた。
- c 当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類(アの c)を組込情報とする有価証券届出書(新株予約権証券)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、44,532個の新株予約権証券を7億6,149万7,200円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

同社が行った上記 a~c の行為は、法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

⑦ 課徴金額

9.962万円

(継続開示書類 計600万円、発行開示書類 計9,362万円)

(参考:関係法令等)

平成21年12月11日公布・施行の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」において、第三者割当に係る開示の充実等を目的として、第三者割当の方法により株券等の募集等を行う場合には、有価証券届出書に追加の記載が求められることとされた。改正の趣旨、改正内容は次のようなものである。

第三者割当は、取締役会限りで行われる機動的な資金調達として、また、事業提携のように会社の事業戦略に伴う資本引受けとして、資金調達の方法の有力な候補になり得ると考えられる。他方で、一部に十分な情報開示がなされないまま、実態が明らかでない海外のファンドに大量に株式を割り当てたものの最終的に発行会社に資金が入らなかったり既存株主の議決権の極端な希釈化をもたらすなど、投資者保護の観点から大きな問題を生じ得る第三者割当が見受けられ、発行市場における不適正なファイナンスが、株価操縦や有価証券報告書等の虚偽記載などの流通市場における不正事件につながっている場合があるとの指摘がなされていた。

投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす情報を適切に開示することが法定開示の基本原則であるところ、こういった第三者割当をめぐる状況を踏まえれば、割当予定先の実態や大規模な第三者割当を行うことについての発行会社の考え方等も投資判断に重要な影響を及ぼす情報であると考えられる。そこで、有価証券届出書の「証券情報」に「第三者割当の場合の特記事項」欄を新設する等、発行会社による積極的な開示を求めることとされた。

この中には、発行会社が積極的に調査確認を行う必要のある開示項目も含まれており、発行会社の立場からは第三者割当に関する会社の判断の基礎となった事実や当該判断の過程及び内容の一部を投資者に対して具体的に開示するものとされる。

割当予定先の実態については、市場の公正性を担保する観点から、「暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体」を「特定団体等」と定義し割当予定先が特定団体等に該当するか否か、及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを発行会社において確認

し、確認した結果及び確認方法を具体的に記載するものとされている(企業開示府令第二号様式「記載上の注意」(23-3)g)。確認すべき範囲としては、当該割当予定先のみならず、当該割当予定先の親会社、主たる出資者、子会社、役員等についても確認する必要があるとされ、割当予定先と特定団体等との関係については、特定団体等がこれらの関係者の経営に関与する関係にあるか等について確認する必要があり、確認した結果については、個別具体的な状況を踏まえ、適切に記載する必要があるとされる(「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)』等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」NO.13)。

2 開示書類の不提出に係る個別事例

【事例36】訂正届出書の不提出(東証二部、小売業)

> 事案の概要

① 法令違反の概要

当社は、平成26年1月14日、関東財務局長に、有価証券届出書(新株予約権証券の募集(第三者割当))を提出した。その後、当該届出の効力が生ずる平成26年1月30日²の前に、当該有価証券届出書に「記載すべき重要な事項の変更」があったため、当社は、金融商品取引法第7条第1項の規定³により当該有価証券届出書の訂正届出書を提出しなければならなかったにもかかわらず提出せず、新株予約権証券を投資者に取得させたものである。

② 記載すべき重要な事項の変更

当社が平成 26 年 1 月 14 日に提出した有価証券届出書(以下「本件有価証券届出書」という。)における「記載すべき重要な事項の変更」は、ア〜ウのとおりであると認められる。

ア 新株予約権の割当予定先の変更

当社は、平成 26 年 1 月 14 日に本件有価証券届出書を提出し、新株予約権証券 (以下「本件新株予約権」という。)の募集(第三者割当)を行うこととしてい た。本件有価証券届出書には、本件新株予約権の割当予定先としてB社と記載さ れていた。

その後、平成26年1月25日に、B社とA(当社の創業者)との間で、次のa~cの内容を含む投資協議書が締結された。

- a B社は本件新株予約権をAに代わり保有する名義上の保有者であり、Aが本 件新株予約権の実際の権利者となること
- b B社が本件新株予約権の取得代金(約900万円)を立替払いした後、AがB 社に当該取得代金相当額を返済すること
- c Aは、取得した本件新株予約権の行使時期を決定するものとし、その際、本件新株予約権の行使代金をB社の口座に入金すること

-

 $^{^2}$ 届出の効力は、原則、内閣総理大臣が当該届出を受理した日から 15 日を経過した日に生ずることになるが(法 8 条 1 項)、当該届出が組込方式の有価証券届出書(企業開示府令第二号の二様式)の提出で行われた場合には、概ね 7 日を経過した日に生ずるよう取り扱われている(法 8 条 3 項、企業内容等開示ガイドライン 8 -2 ①③)。しかしながら、本事案のように大規模な第三者割当(「監視委コラム「充実した第三者割当に関する情報」」参照)に該当する場合には、組込方式の有価証券届出書であっても、その効力は、原則どおり、届出日(平成 26 年 1 月 14 日)から 15 日を経過した日(平成 26 年 1 月 30 日)に生ずることになる(企業内容等開示ガイドライン 8 -2 ④)

 $^{^3}$ その効力が生ずることとなる日前において、有価証券届出書に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要がある事情(有価証券届出書提出時に記載することができなかった重要な事実を記載することができる状態になったこと、当該有価証券届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと等)があるときは、届出者は訂正届出書を提出しなければならない(法 7 条 1 項、企業開示府令 11 条)。

当該投資協議書の締結後、上記 b の通り、A はB社に対して本件新株予約権の取得代金相当額(約900万円)を返済し、上記 c の通り、最終的に、A はA が取得した本件新株予約権分の行使代金をB社に返済していること等を踏まえれば、上記 a の通り、A が本件新株予約権の実際の権利者となったと認められる。つまり、平成26年1月25日の当該投資協議書の締結により、本件新株予約権の割当予定先はB社からA に変更されたものと認められる。

なお、一般的に、第三者割当の割当先に関する情報は、投資者にとって重要な情報であり、特に本件については、当該有価証券届出書に記載されたB社を割当先とする「割当先の選定理由」4を踏まえれば、割当予定先がB社からAに変更されたことは投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、当該割当先の変更は、「記載すべき重要な事項の変更」に該当するものと考えられる。

イ 株券等の保有方針の変更

本件有価証券届出書において、割当予定先をB社と記載するとともに、「株券等の保有方針」として、本件新株予約権の行使により取得する株式について「少なくとも2年以上の中長期にわたる期間」保有する旨が記載されていた。

しかしながら、上記アのとおり、本件新株予約権の割当先となったAは、債務 返済に窮している中、実際に本件新株予約権の取得・行使により得た当社株式の 大半を売り抜いていたこと等から、本件新株予約権の行使により取得する当社株 式を短期的に高値で売り抜ける意図を有していたものと考えられる。

従って、上記アのとおり、平成26年1月25日に投資協議書が締結され、本件新株予約権の割当予定先が日社からAに変更されたことに伴い、本件新株予約権に係る割当先における保有方針についても、Aの保有方針に変更しなければならないものと認められる。

なお、本件の株式等の保有方針の変更は、既存株主とともに投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、「記載すべき重要な事項の変更」に該当するものと考えられる。

ウ 総議決権数に対する所有権議決権数の割合の変更

本件有価証券届出書の「第三者割当後の大株主の状況」において、Aの割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は「29.58%」と記載されていた。

「第三者割当後の大株主の状況」については、他人名義で所有している株式数を含めた実質所有による割合を記載しなければならないため5、Aの割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は「29.58%」から「42.79%」に変更しなければならないものと考えられる。このように、Aの所有議決権割合は総議決権の3分の1を上回ることになるため、当該所有議決権割合の変更は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものと考えられることから、「記載すべき重要な事項の変更」に該当するものと考えられる。

⁵ 企業開示府令第二号の二様式「記載上の注意」において準用する第二号様式「記載上の注意」(23-7)・(45) b。

^{4 「}割当先の選定理由」として、収益再構築を行いたい当社の意向とともに、B社の親会社がゲーム事業の事業展開を計画しており、当該親会社と当社との関係強化を図りたいと考えている旨等が記載されている。



充実した第三者割当に関する情報

第三者割当は、企業の資金調達の有力な手段の一つですが、近年、既存株主の株式の大幅な支配比率の希釈化や支配権の移動を伴うような大規模な第三者割当増資が行われる例や、割当先が不透明な第三者割当増資が行われる例が頻繁に見られた⁶ことから、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護する観点から、第三者割当に係る発行開示における開示情報の充実が図られました。

具体的には、平成 21 年の企業開示府令の改正⁷において、有価証券届出書及び発行登録追補書類の「証券情報」に「第三者割当の場合の特記事項」欄が新設され、①割当予定先の状況(概要、発行者との関係、選定理由、割当予定数、保有方針、払込み資金の状況等)、②発行条件等に関する事項、③大規模な第三者割当を行う理由・既存株主への影響についての取締役会の判断の内容等の記載が求められることになりました。

「大規模な第三者割当」とは?

例えば、次の場合に該当する第三者割当が「大規模な第三者割割当」とされています(企業開示府令「記載上の注意」(23-6))。

- a 第三者割当により割り当てられる株式に係る議決権の数(=「割当議決権数」)(当該第三者割当と並行して行われる第三者割当や6月以内に行われた第三者割当がある場合には、これらによって割り当てられ、又は割り当てられた株式に係る議決権の数(=「加算議決権数」)を含みます。)を発行者の総株主の議決権の数から加算議決権数を控除した数で除した数が 0.25 以上となる場合
- b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主(発行者の親会社又は発行者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主(自己が所有する議決権数とその二親等以内の親族等が所有する議決権数との合計数が発行者の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える者)となる者が生じる場合

また、令和3年 10 月には、「企業内容等開示ガイドライン」を改正し、第三者割当に係る有価証券届出書について、重点的に行う審査対象(例えば、割当予定先の周知性(低い場合に対象となる))や、審査要領(例えば、割当予定先等への実態確認の手続の明確化)をより一層明確化しました。

-

⁶ 金融審議会 金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告 ~上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて~」(平成21年6月17日)から引用。

^{7 「}連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 21 年内閣府令第 73 号)(平成 21 年 12 月 11 日施行)による。

【事例37】発行開示書類(有価証券届出書)の不提出

> 事案の概要

内閣総理大臣への届出(有価証券届出書の提出)が免除されるストックオプションの付与(新株予約権証券の募集)の要件を満たさないにもかかわらず、使用人でない者を使用人と偽り、その要件を満たしているかのように偽装し、届出を行うことなくストックオプションの付与を行った事例。

- ・ 運転資金などを調達するため、使用人のみを相手方としたストックオプションの付与(新株予約権証券の募集)として、内閣総理大臣に届出(有価証券届出書の提出)をせずに、
 - (1) 使用人とする4名に対して、10,000 個の新株予約権証券を 332,000,000 円 (新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。) で
 - (2) 使用人とする9名に対して、4,975 個の新株予約権証券を 166,165,000 円 (新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で

それぞれ取得させたが、いずれについても、付与した相手方のうち少なくとも1 名は雇用の実態がなく、使用人として認められなかった。

したがって、これら2回のストックオプションの付与は、当社の使用人のみを相手方としたストックオプションの付与には該当せず、内閣総理大臣に届出を行う必要があったにもかかわらず、当社は届出を行わずストックオプションの付与 (無届出募集)を行った。

・ 本事例は、ストックオプションに関する届出免除の特例を利用した無届出募集 として課徴金納付命令勧告を行った初めての事例である。

3 検査による自発的訂正

証券監視委では、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促しています。

また、有価証券届出書等の提出を要する有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書等が提出されていないにもかかわらず、当該有価証券の募集又は売出しを行っている者に対し、財務局等から、当該行為を取り止めるよう警告書が発出された事案についても、金融庁の関係部局と連携しつつ対応しています。

自発的訂正等が行われた最近の事案及び開示検査の際に証券監視委から指摘を行った 事項の概要をご紹介します。

【事例 38】 A社(東証二部、製造業(その他製品))

(1) 事案の概要

当社は、過去の不正会計を受けて再発防止策を実施したにもかかわらず、非現実的な 業績目標を達成するため、複数の営業担当者が注文書等の証憑について偽造や改ざん等 を行い、売上の前倒し計上等の不適正な会計処理を行った。

検査の結果、不適正な会計処理による影響額は必ずしも多額でないこと等から、課徴 金納付命令勧告は行わなかったが、当社は、第三者委員会による調査を行った上で、有 価証券報告書等の訂正報告書を提出した。

当社の主要な事業本部等に属する営業担当者が、グループや個人の業績目標を達成するために行った不適正な会計処理は、以下のとおりである。

① 売上の前倒計上

- ア 複数の作業や工事が伴う一連の取引における売上の前倒計上 複数の作業や工事等が伴う一連の取引において、営業担当者は、
 - a 全ての工事等の完了後に取引先から受領する「完了証明書」について、一部の工事等が完了した時点で、取引先の担当者に依頼して、一連の取引全体が完了したものとして作成してもらう、または、営業担当者が偽造することにより、一連の取引全体の売上を計上した。
 - b 「注文書」について、複数の工事等が記載されたものを作成すべきところ、 工事単位ごとに分割した形で、取引先の担当者に依頼して作成してもらう、ま たは、営業担当者が偽造して、バックオフィスに工事単位ごとの別個の取引と してシステム登録をさせた上で、一部の工事等が完了した時点で、当該一部の 工事等に係る売上を計上した。

上記 a 及び b の売上計上時点では、全ての工事等が完了しておらず、取引先への 請求書の発送はできないため、営業担当者は、バックオフィスが作成して確認を 依頼してきた請求書について、回答を保留して発送を遅らせていた。

イ 作業や工事を伴わない製品販売における売上の前倒計上

営業担当者は、今期中に予定していた出荷が取引先の都合で翌期となった製品について、製品の出荷等を行っている当社子会社の担当者に対し、独自に手配した倉庫への出荷先の変更を口頭で依頼して出荷させ、出荷の事実をシステム登録させることにより、今期中に売上計上し、翌期になってから、独自に手配した運送業者を用い、当該倉庫から出庫して本来の取引先に納入していた。

② 売上の架空計上

営業担当者が、実際の受注額を超える額の「注文書」及び「完了報告書」を偽造する、または、成約していない内談の段階で「注文書」及び「完了報告書」を偽造することにより、売上を架空計上した。いずれの場合も、架空計上した翌期に値引処理をする、または、同一の取引先からの翌期以降の受注に係る「注文書」の受注額を減額する偽造をし、当該減額部分に係る回収金を架空計上分の回収金として充当した。

③ 原価の付替え

営業担当者は、請求書に記載された工事名について、翌期以降に完了する工事の名称に改ざんした上でバックオフィスに処理させることにより、売上原価として計上すべき外注費を仕掛品として資産計上した。

(2) 不正の原因とその是正策

本件の不適正な会計処理の背景・原因と、当社の是正に向けた対応は、以下のとおりである。

① 背景・原因

ア コンプライアンス意識の欠如

以前の不正を受け再発防止策を実施したが、経営者において、営業を過度に重視し、当社が上場企業であるという認識に基づいたコンプライアンス経営に取り組む意識が不十分であり、会社全体にコンプライアンスを徹底する土壌や雰囲気が形成されていない。

イ ガバナンスが機能していなかったこと

前社長は、長期にわたり代表取締役社長の職にあり、また、当社の筆頭株主であったことなどから、社内で大きな権力を持っていたため、取締役会は相互牽制機能を有さず、取締役は担当する部署以外の不適正な会計処理に気付くことができなかった。

ウ 業績目標数値の非現実性

経営会議において、売上の減少に歯止めをかけるため、十分な検討を行わないまま、各事業部の業績目標数値の上方修正を行っていた。

エ 内部統制上の不備

証憑の原本確認等の不徹底、外注業務等における牽制機能の不備及び内部監査 の不備等の内部統制上の不備があった。

② 是正に向けた当社の対応

ア 外部の有識者で構成されるガバナンス改善委員会を新たに設置し、第三者の視点 を踏まえつつ、再発防止に向けた体制整備、コンプライアンスを推進

- イ 取締役会での業務執行の監督機能を強化するため、「経営会議」を廃止し、執行 役員、事業部長等から構成される「執行役員会議」を新設し、経営の意思決定・ 監督機能と業務執行機能を分離
- ウ 業績目標設定時に、それらの数字の裏付けとなる資料について事業本部と新設の 経営企画室との間で検証を行い、その状況を取締役会に報告する等により客観性 を持たせる。また、その後の進捗管理について、執行役員会議において継続的な モニタリングによる客観的な評価を行い、その状況を取締役会に報告することに より、非現実的な数値目標が営業担当者に課されることを防止
- エ 牽制機能や内部監査等に関する内部統制上の不備を改善

【事例 39】B社(東証ジャスダック、機械)

⇒ 当社は、上場を目指して業績向上を図る中、当初の売上目標の達成のため、海外の現地当局による入札手続が未だ実施されていない公共工事案件について、先行して水処理装置の製造・設置を行った上、適用することができない工事進行基準によって売上を計上した。

検査の結果、過大計上した金額は必ずしも重要な虚偽記載と認められ得るほど 多額ではなかったこと等を踏まえ、課徴金納付命令勧告は行っていないが、当社 に対し、中立的な第三者による調査の実施を慫慂した。

⇒ 当社は、社内調査委員会を設置し、その調査結果に基づいて有価証券報告書等の訂正報告書を提出した。

【事例 40】 C社(非上場、サービス業)

C社は、平成26年9月、有価証券届出書を提出しないまま有価証券の募集を 行う行為を止めるよう、関東財務局より文書による警告を受けた。

C社は、運転資金を調達するため、知人や既存株主から紹介された者等に対して、複数回に渡り当社の自己株式を処分しており、そのうちの1回が、届出を必要とする有価証券の募集であった。

▶ C社は、有価証券届出書等を提出する必要性を認めながらも、作成・提出の目 処が立たない状態であったが、開示検査を行ったところ、平成 27 年 6 月、有価 証券届出書等を提出した。

4 内部統制の実態

証券監視委では、開示検査を実施し、内部統制の不備が認められた場合には、開示規制違反を未然に防止する観点から、経営陣とその是正策・改善策等について議論を行うこととしています。

内部統制について、内部統制が有効でないとする内部統制報告書を提出した会社の内部統制の改善状況を確認した事案、重要な虚偽記載等までは認められなかったものの、財務諸表等の適正性の確保の観点から、内部統制上の問題点が認められた事案をご紹介します。

▶ 財務報告に係る内部統制に不備がある旨を記載した内部統制報告書を提出した事案

【事例 41】 A社(東証一部、サービス業)

(1) 事案の概要

当社は、当社の財務報告に係る内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断したことから、財務報告に係る内部統制は有効でない旨の内部統制報告書を提出した。

このため、当社の財務報告に係る内部統制の不備の内容やその後の改善状況について確認を行った結果、内部統制の不備による不適正な会計処理等は多く認められたものの、有価証券報告書等において重要な事項の虚偽記載等は認められなかった。

【不備の内容】

- カード未収入金等の勘定残高を照合する手続が定められていなかった。
- ② 経理部門に必要な能力を有する人材を確保、配置しておらず、教育も不足していた。
- ③ 内部監査人の退職後、適切な能力を有する内部監査人を配置できなかった。
- ④ 会計監査人及び内部監査での指摘事項に対する適切な対応が取られなかった。

【改善策の内容】

当社は、内部統制の不備の是正に向け、以下のように対応することとした。

- ① カード未収入金等の勘定残高を照合する手続が定められていなかったことを解消するため、クレジットカード会社と店舗のデータを自動で照合するシステムの構築を行っている。また、経理部門のスキル向上及び会計監査等への対応が適時に行われるよう、現任会計監査人の協力の下、部長以下の職員とも意識的に連携を図るようにして、改善を図っている。
- ② 経理部門への必要な人材の確保及び内部監査人を期末までに配置できなかったことを解消するため、経理部門及び内部統制担当の職員を採用している。
- ③ 現任監査法人の指導を受けるとともに、経営コンサルタントにも内部統制評価の 文書化に係る委託を始めたほか、公認会計士資格保有者のコンサルタントとも委託 契約を結び、財務報告の作成業務の支援を受けている。

(2) 背景 · 原因

全国展開・海外展開を図る業容拡大局面にある中、経理部門への必要な人材の確保や 適切な能力を有する内部監査人の配置に注力しなかった等、適正な情報開示に向けた意 識の欠如が背景にあると考えられる。

▶ 新規上場審査時の内部統制不備が認められた事案

【事例 42】B社(東証マザーズ、建設業)

・ 当社について、上場審査通過のために高く設定した太陽光発電事業の販売目標達成に向け、売上の前倒し計上を行った疑いが認められたことから、検査を実施した。 検査の結果、重要な虚偽記載等は認められなかったが、当社では、取引証憑類に係る適切な内部管理体制が構築されておらず、証憑類がないにもかかわらず売上を計上するといったことが容認されていた。また、当社の取締役会及び監査役会は、経理処理等を含め業務執行に対する監督機能を十分に果たしていなかった。

こうした状況の中、当社は、金融商品取引所や主幹事証券会社による上場審査等では、実態と離れた業務フローについて説明していた。

- ・ 証券監視委は、上場審査会社や上場会社の内部管理体制等の把握に当たっては、 その実態を十分に把握する必要がある旨、金融商品取引所等の各関係機関に対して 問題提起を行った。
- ⇒ 新規参入事業に係る意思決定のプロセスに問題点が認められた事案

【事例 43】 C社(東証ジャスダック、情報・通信業)

・ 当社について、新規参入した地熱発電事業に関し、土地及び建設仮勘定等を減損 せず、固定資産を過大に計上した疑いが認められたことから、検査を実施した。

検査の結果、重要な虚偽記載等は認められなかったが、①地熱発電事業に関する 意思決定プロセスの適切性や、②同事業に係る財務諸表等の適正な判断の妥当性等 について、内部統制上の問題点が認められた。

当社の内部統制について、2度の社内調査が実施されたが、いずれの社内調査においても内部統制上の問題点は十分に検討されておらず、必要な改善策が策定・実行されていなかった。また、当社の会計監査人である監査法人については、財務諸表等の適正性を確保する観点から、必ずしも適正とは言えない対応が認められた。

証券監視委としては、公認会計士・監査審査会に当該監査法人の対応等に関する 情報を提供しつつ、当社について引き続き注視している。

5 再発防止策の履行状況把握

証券監視委では、過去に開示規制違反に関して課徴金納付命令勧告を行った上場会社 等に対して、当該上場会社等の再発防止策の履行状況を把握するためのヒアリングを行 う他、必要に応じて、フォワードルッキングな市場監視による問題の未然予防・拡大防 止のための検査も実施しています。

証券監視委では、引き続き各社の再発防止策の履行状況について、注視してまいります。

【事例44】 A社(東証一部、サービス業)

- 過去に、架空売上計上等の不正会計に関して証券監視委が課徴金納付命令勧告を 行ったA社は、再発防止策として、例えば、
 - (1) 組織改革によるコンプライアンス遵守体制の整備
 - (2) 社内制度の改革

等を行うこととしていた。

上記(1)に関して、A社は、社外取締役・社外監査役の導入、内部監査室の機能強化、管理部門担当役員の新設等を行うとともに、これらを実質的に機能させるべく、各種運用(情報共有、各種連携等)を試みていました。

上記(2)に関して、当社は、売上至上主義の企業風土を見直すため、人事制度を変更して営業実績以外の取組みを人事評価に組み込むこととした他、内部通報が実質的に機能するよう内部通報制度等を見直しました。

6 特定関与行為に係る個別事例

証券監視委では、重要な虚偽記載等のある開示書類の提出等を容易にすべき行為又は 唆す行為(以下「特定関与行為」という。)についての検査も行っています。

具体的には、上場会社等による虚偽記載について、外部協力者の加担が認められた場合、課徴金の対象となるものであり、特定関与行為を行った者(外部協力者)に対し、手数料、報酬その他対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額を課徴金として課されることになります(法 172 条の 12)。

下記事案は、検査の結果、特定関与行為とは認められませんでしたが、参考となる事 案であるためご紹介します。

証券監視委では、引き続きこのような事案について、注視してまいります。

※証券監視委は、令和5年8月に特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告を行いました (「Ⅱ 最近の開示検査の実績とその内容」の「4 その他」参照 (P11))。

【事例 45】特定関与行為(東証一部、広告制作業)

> 事案の概要

当社は、A社に対する勧告事案における架空循環取引の商流に加わっていたことから、 特定関与行為が疑われた。

① 当社における特定関与行為の認識について

A社は、A社の連結子会社がB社から仕入れて当社に販売した取引は架空取引であったとして、本件取引の売上及び売上原価を取消すなどの訂正処理を行っている。

本件取引は、架空取引を仮装するための行為の一部を形成するため、当社において、 架空取引であることやその架空取引がA社の虚偽開示書類の作成に必要なものである ことを「知りながら」本件取引を行っていれば、特定関与行為に該当する。

しかしながら、取引担当者やその上司で決裁権を有していた者が、これらを「知りながら」本件取引を行ったとは認められなかった。

② 利得等について

本件取引については、売上総利益が赤字となっており、本件取引から当社は利益を得たことも認められない。さらに、取引担当者が本件取引により、当社に対する支払とは別に報酬等を受領した事実も確認できなかった。

V 審判手続の状況及び個別事例

> 審判手続の概要

金融商品取引法では、課徴金の納付を命ずる処分という行政処分の事前手続として 審判手続が定められています(法第6章の2第2節)。

この手続は、平成17年4月に新たに導入された課徴金制度の運用に慎重を期する 観点から、処分前に慎重な手続を経るべく定められたものであります(「課徴金制度 と民事賠償責任」社団法人金融財政事情研究会)。

具体的には、金融庁設置法第20条第1項により、証券監視委から課徴金納付命令勧告を受けた内閣総理大臣(内閣総理大臣から、権限の委任を受けた金融庁長官(法第194条の7第1項))は、法第178条1項各号に掲げる事実があると認められる場合には、当該事実に係る事件について審判手続開始決定をしなければならなりません(法第178条柱書き)。

この決定は文書によって行われ(法第 179 条第 1 項)、審判手続開始の決定に係る 決定書(以下「審判手続開始決定書」という。)には、審判の期日及び場所、課徴金 に係る法第 178 条第 2 項各号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算 の基礎を記載すべきとされています(法第 179 条第 2 項)。

そして、課徴金の納付を命じようとする者(以下「被審人」という。)に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより審判手続は開始するところ(法第179条第3項)、被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、法第178条第1項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことは要しないとされています(法第183条第2項)。

> 審判手続の状況

平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降、開示規制違反に係る審判期日が開かれた事案の件数は、以下のとおりです。

【開示規制違反に係る審判期日が開かれた事案の推移】

年度	H18 ~ H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
審判 件数	8	0	1	0	0	0	9
(参考) 勧告件数	101	10	6	10	5	7	139

- ※ 年度とは当年4月から翌年3月をいう。
- ※ 各年度の審判件数は、審判手続開始決定日をベースとしている。
- ※ 勧告件数は審判手続開始の決定をした件数と同数。
- ※ 審判期日が開かれる前に審判手続の打切りが決定された事案(平成 23 年度)については、件数に含めていない。

> 審判手続の個別事例

【審判事例1】

【新株予約権証券の募集を行った相手方の使用人該当性の可否】

(平成 28 年度(判)第 47 号金融商品取引法違反審判事件・決定日:平成 30 年 4 月 23 日)

<審判事件概要>

本件は、以下の2点につき法違反が認められたことから、課徴金納付命令の勧告を行った事案である。

被審人は、法定の除外事由がないのに、内閣総理大臣への届出を行わずに、以下の とおり新株予約権証券の募集を行い、新株予約権証券を取得させた。

- 1 被審人役職員(企業開示府令第2第2項各号に掲げる会社の役職員を含む。以下「被審人使用人等」という。)ではないAを含む4名に対して新株予約権証券の募集を行い、平成25年12月19日、これらの者に1万個の新株予約権証券を3億3,200万円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。
- 2 被審人使用人等ではないAを含む9名に対して新株予約権証券の募集を行い、 平成27年9月28日、これらの者に4,975個の新株予約権証券を1億6,616万 5,000円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。 これらの行為について、被審人は、内閣総理大臣への届出を要しない使用人を 相手方とする新株予約権証券の募集としていたものの、それぞれの新株予約権証 券の募集について、少なくともAについて被審人の使用人としての実態が認めら れず、当該行為は、被審人使用人等以外の者に対して新株予約権証券の募集を行 ったものと認められ、被審人は、届出が必要であったにもかかわらず、届出を行 っていなかった。

<争点>

新株予約権証券の募集を行った相手であるAについて、施行令2条の 12 にいう「使用人」にあたるか否か。

<争点に対する被審人の主張>

被審人は、前記<審判事件概要>の違反事実について、募集の相手方であるAは、平成25年12月19日に割り当てられた新株予約権(以下「第6回ストックオプション」という。)及び平成27年9月28日に割り当てられた新株予約権(以下6回及び第10回の新株予約権を「本件各ストックオプション」ともいう。)について、いずれの割当ての時点においても被審人に雇用されていた実態があり、被審人との間で雇用契約も締結していたから、募集の際に届出が不要である被審人の「使用人」(施行令第2条の12)に該当し、Aを含む新株予約権を取得した全ての者が被審人使用人等であるから内閣総理大臣への届出は必要でなかった。

<決定概要>

- 1 Aの客観的な活動状況について
 - (1) AがC社の代表者として契約締結等重要な行為を行っていること

ア 業務提携契約の締結

被審人の役員であるB及びAは、被審人、C社及びD社における、再生医療に関する商品の製造及び販売についての業務提携契約において、C社が独自に行う業務が存在することを前提とした上で、その業務内容として、再生因子を使った再生医療に関する商品を販売するのに必要な情報を被審人に提供することを想定していたと認められる。

そして、Aは、本件業務提携においてD社と被審人との間を取り持ち、商品を卸すことにより利益を得ようと考えていた旨述べているところ、以下のとおり、再生医療に関する複数の商品の取引にC社が関与していたことが認められ、かかる取引については、C社を介在させてC社が利益を得る目的で、AがC社の代表者として、C社の業務として行ったものと認められる。

イ 被審人も当事者となっている複数の取引への関与

R社との間の再生因子を使った再生医療に関する商品に係る取引は、Aが、C社の業務として行ったものと認められること、また、T社との間の再生因子を用いた化粧品に係る取引は、Aが、C社の業務として行ったものと認められることから、Aは、本件業務提携契約締結後、C社の利益のために、C社の代表者として、被審人も当事者となる複数の取引に関与していたと認められる。

ウ本件業務提携解消後におけるAの活動状況

本件業務提携は平成 26 年 12 月頃解消されたと認められるが、解消後も、 U社とのコンサルティング契約等、AがC社の代表者として、被審人も当事者 に含む契約を締結する等、C社の業務として行っていたと認められる。

- (2) 本件期間に被審人の使用人としてのAの成果物がほとんど見当たらないこと 本件期間において、Aは、C社の代表者として、C社の利益のために契約締結 等重要な行為を行っているが、他方で、本件期間において、被審人の使用人としてのAの成果物は、ほとんど見当たらない。
- (3) 被審人とAの間で時給の合意が認められないこと及びストックオプションが労務提供の対価として付与されたとは評価できないこと

雇用契約では、一般的に、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることが要件と解されるところ、Aに対しては、報酬としてストックオプションが付与されているものの、BがAと合意したなどと述べている時給については、Aに対し全く支払われていない。また、雇用を開始したと主張する平成25年12月の時点において、Aとの間で時給を2,000円とする合意があった旨のBの供述は、直ちには信用できず、被審人とAとの間で時給の合意があったとは認められない。さらに、第6回ストックオプションは、Aの雇用契約期間開始日とされる平成25年12月14日からわずか6日後に割り当てられたものであることからしても、真実、労務提供の対価として付与されたとは直ちに認め難く、むしろ、被審人は、Aに対し、行使可能期間が事実

上極めて短期間に限定されたストックオプションを、本件業務提携に関する事業 資金を調達することを主たる目的で付与したものと認められ、第6回ストックオ プションを、Aらの労務提供の対価として付与したものと評価することはできな い。

2 小括

以上の事実は、雇用の合意の不存在を推認させ、Aが被審人から指揮命令を受け被審人のために活動する立場になかったこと、ひいてはAが被審人の使用人でなかったことを推認させるものである。

かかる事実に加え、本件期間において、Aの行為が、被審人の会社内における指揮命令系統に沿って行われたことを裏付ける客観的、具体的な証拠はなく、Bが行った業務上の指示等に対してAに拒否の自由がなかったなどの事情を裏付ける証拠もない。

さらに、Aが被審人に雇用されているとの認識がなかったことを一貫して述べていることからすれば、雇用契約書の存在にかかわらず、被審人とAとの間に雇用等の労働契約に係る意思の合致があったとは認められないから、Aは被審人の使用人であったとは認められない。

3 結論

本件各ストックオプションをAが取得するまでのいずれの時点においても、Aが被審人使用人等であるとは認められず、本件各ストックオプションは、被審人使用人等以外の第三者に対して募集を行ったものと認められる。

被審人使用人等以外の第三者に対して募集を行う場合には、内閣総理大臣への届出が必要であるところ、被審人は届出をしていない。

よって、被審人には違反事実記載のとおりの違反行為が認められる。

以上は、平成30年4月23日付で決定された、平成28年度(判)第47号金融商品取引 法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2018/01.pdf

<決定後の経緯>

平成30年5月23日、被審人は、取消訴訟を提起した。

令和2年1月14日、東京地方裁判所は、被審人において、Aが「使用人」に該当することにつき主張立証責任を負うものと解すべきである。そして、被審人とAとの間で雇用契約又は委任契約が成立していたとは認められず、他にAが被審人の使用人に該当することにつき主張立証はないから、被審人が本件各ストックオプションを募集した際、Aが被審人の使用人であったとは認められないとして、被審人の請求を全部棄却する旨の判決を言い渡した。

被審人は控訴を提起したが控訴棄却の判決。これを不服として、上告及び上告受理申立てをしたが、令和3年7月8日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

【審判事例2】

【関連当事者との取引における「重要な事項」の不記載への該当性】 (令和元年度(判)第15号金融商品取引法違反審判事件・決定日:令和2年6月11日)

<審判事件概要>

被審人は、当時、被審人の代表取締役であったAが、医療法人社団B会(以下「B会」という。)の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有していたことから、B会との重要な取引について、「関連当事者との取引」に関する注記事項として連結財務諸表に記載しなければならなかったにもかかわらず、当該注記事項を記載せず、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出したため、課徴金納付命令を勧告した事案である。

<争点>

被審人とB会との間の取引を「関連当事者との取引」として記載しなかったことが「重要な事項」の不記載(記載すべき重要な事項の記載が欠けていること)に当たるか否か。

<争点に対する被審人の主張>

被審人とB会との間の取引が「関連当事者との取引」に当たることは争わないが、「重要な事項」(法第172条の2第1項、第172条の4第1項)に当たることは争う。

く決定要旨>

1 「重要な事項」の意義

法の趣旨に鑑みれば、法第172条の2第1項及び第172条の4第1項の「重要な事項」とは、一般的には、投資者の投資判断に影響を与えるような基本的事項、すなわち、その事項について真実の記載がなされれば投資者の投資判断が変わるような事項をいうと解される。

- 2 「関連当事者との取引」の注記が「重要な事項」に該当し得ること
 - (1) 開示対象となる「関連当事者との取引」は会計基準において「重要な取引」に限られていること

会社と関連当事者との取引は、その全てが開示対象とはされておらず、「重要な取引」(関連当事者の開示に関する会計基準(企業会計基準第 11 号)(以下「会計基準」という。)第6項)のみが開示の対象とされている。

そうすると、開示対象となる関連当事者との取引は、そもそも重要な取引なのであるから、多くの場合、当該取引は投資者の投資判断の際に重視され得るものと考えられ、当該取引の記載の有無及び記載の真実性は投資者の投資判断に影響を及ぼすこととなる。

(2) 「関連当事者との取引」の注記が要求された経緯・趣旨からも関連当事者との取引が投資者の投資判断の際に重視され得るものと考えられること

- ① 関連当事者との取引を開示する趣旨は、会社と関連当事者との取引や関連当事者の存在が、会社の財政状態や経営成績等に影響を及ぼす可能性があることから、これらを開示することにより、財務諸表利用者が、会社の財政状態や経営成績に及ぼす影響について適切に把握できるようにすることにある。そして、投資者は投資判断をするに当たり、一般的に、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす事項を重視すると考えられる。したがって、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者との取引は、投資者の投資判断に影響がある事項と評価し得る。
- ② なお、第三者との取引と同等な条件(一般的な取引条件)であっても、一般的な取引条件に該当するかどうかの判断が難しい場合もあり、恣意的な判断が介入する余地があると考えられるため、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引を除き、一般的な取引条件であっても開示は省略できないとされており、開示対象であるかに当たっては、恣意的な判断を入れる余地がほとんどない。また、開示対象であるか否かについては、基準となる金額等も明示されている。

そうすると、関連当事者との取引の注記の要否についての判断基準は、客観性、明確性が確保されているため信頼性が高いといえるから、投資者も関連当事者との取引の注記には高い信頼を置いているものと考えられる。加えて、関連当事者との取引が監査対象とされ、国際基準との比較検討等を経て会計基準として整備されたという経緯も認められる。これらの事情を併せ考えると、関連当事者との取引は、適切に記載されるべき要請が高く、投資者の投資判断に影響を与えるものであると認められる。

- (3) 以上のとおり、開示対象となる「関連当事者との取引」の範囲、「関連当事者との取引」の開示が要求された経緯・趣旨からすれば、「関連当事者との取引」は、多くの場合、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼし、投資者の投資判断の際に重視され得る事項であるから、その記載の有無及び記載の真実性は投資者の投資判断に影響を及ぼすものであると考えられる。
- 3 本件における被審人とB会との取引についての検討

上記2のとおり、一般的に、関連当事者との取引は、当該取引が開示対象となる場合には、投資者の投資判断に影響があり、投資者の投資判断が変わり得る事項と言い得るものである。

そして、以下に述べるとおり、本件における被審人とB会との取引の規模等を具体的に検討しても、被審人とB会との取引は、投資者の投資判断が変わり得る事項であると認められる。

- (1) 被審人とB会との取引が会計基準上の開示対象となる「重要な取引」に該当すること
 - ① B会は、役員及び個人主要株主等のグループ(財務諸表作成会社の役員・個人主要株主等のグループ)(関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第13号)(以下「適用指針」という。)

第 13 項(4)) に当たり、「重要な取引」であるか否かは、関連当事者が個人の場合の基準(適用指針第 16 項)によって判断されることとなる。

② 関連当事者が個人の場合の基準(適用指針第16項)によれば、関連当事者との取引が連結損益計算書項目及び連結貸借対照表項目等のいずれに係る取引についても、1,000万円を超える取引については、全て開示対象になるとされている。

本件についてみると、被審人とB会との取引は、売掛金として仕訳されている科目のみでも3億円以上(第12期~第14期)であって、基準の30倍を超えている。

したがって、被審人とB会との取引は、開示対象となる「重要な取引」 に該当する。

- (2) 被審人とB会との取引の売上高に占める割合が大きく、同取引が投資者の判断 に重要な影響を及ぼす可能性のある事項であること
 - ① 被審人の第13期の売上高に占める被審人とB会との取引による売上高は25パーセント以上であり、第12期及び第14期でも、約27.5パーセント及び約33.2パーセントである。

このように、被審人とB会との取引は、売上高に占める割合が高く、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことは明らかである。

したがって、被審人とB会との具体的な取引状況からも、被審人とB会との取引は、投資者の投資判断に影響を及ぼす事項であると認められる。

- ② 加えて、被審人自身が、第12期の有価証券報告書の第一部第2の「4事業等のリスク」欄に、被審人とB会との取引が売上高に占める割合が大きいことについて記載したということは、被審人自身、B会との取引が、「投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」であり、「投資への判断上、重要と考えられるもの」と認識していたことを端的に示している。(第13期及び第14期にも同様の記載がある。)
- (3) 貸倒引当金が計上されその金額も大きいこと

被審人は、第13期において売掛金に対する貸倒引当金繰入額及び貸倒引当金として1億1,172万5,000円を、第14期において売掛金に対する貸倒引当金として3,970万6,000円を、それぞれ計上している。

貸倒引当金の対象となる金銭債権は、必ずしも全てが回収困難な債権ではなく、一般債権も含まれるものであることを考慮しても、第13期におけるB会との取引における売掛金に対する貸倒引当金は1億円を超えており、第13期及び第14期における連結貸借対照表上の貸倒引当金に占める割合も高いものと認められる。

被審人自身も「現状の依存度は高い」とするB会との取引において、多額の貸倒引当金を計上していたという事実は、被審人とB会との取引が、被審人の財政 状態や経営成績に影響を及ぼすものであったことを裏付けている。

よって、被審人とB会との取引は、投資者の投資判断に影響を及ぼすものと認められる。

(4) 以上のとおり、被審人とB会との取引は会計基準上の開示対象となる「重要な取引」に当たる。そして、被審人とB会との取引の規模等の具体的内容を見ても、開示対象となる基準の30倍を超える取引を行っており、売上高でも4分の1以上を占め、貸倒引当金についても大きな割合を占めていたから、同取引が投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項であるといえる。

そうすると、被審人とB会との取引は、被審人の財政状態や経営成績に影響を及ぼすものであって、投資者の投資判断が変わり得る事項であると認められる。

4 まとめ

上記1から3までによれば、一般的に、会計基準上の開示対象となる関連当事者との取引は、投資者の投資判断が変わり得る事項といい得るものであるところ、被審人とB会との取引は、その規模等を具体的に検討しても、投資者の投資判断が変わり得る事項であると認められる。

よって、本件において被審人がB会との間の取引を「関連当事者との取引」として 記載しなかったことは、「重要な事項」の不記載に当たる。

※第 12~14 期は次の通り。

- ·第12期(平成27年1月1日~同年12月31日)
- ·第13期(平成28年1月1日~同年12月31日)
- ·第14期(平成29年1月1日~同年12月31日)

以上は、令和2年6月11日付で決定された、令和元年度(判)第15号金融商品取引法 違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2020/3.pdf

(参考条文)

第百七十二条の二 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類を提出した発行者が、当該発行開示書類に基づく募集又は売出し(当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。)により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合 当該取得させた有価証券の発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券であるときは、当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額その他これに準ずるものとして内閣府令で定める額を含む。)の百分の二・二五(当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の四・五)

二 (略)

2~6 (略)

【審判事例3】

【第三者割当予定先の状況等の虚偽記載】

(平成 27 年度(判)第 13 号金融商品取引法違反審判事件・決定日:平成 29 年 2 月 3 日)

<審判事件概要>

本件は、以下の2点につき金融商品取引法違反が認められたことから、課徴金納付 命令の勧告を行った事案である。

1 被審人は、衛星放送送信事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして、新株 予約権の割当先(A社)のグループ会社ないしその実質的経営者等に資金を流出さ せていた。このため、被審人は、A社のグループ会社ないしその実質的経営者に対 する仮払金を計上するとともに、同流出資金は既に費消され、A社のグループ会社 ないしその実質的経営者は返済資金に窮していたことなどから、貸倒引当金繰入額 を計上すべきであったが、計上しなかった。

また、被審人は、インターネット広告事業にかかる提携先に対する長期貸付金等を計上していたが、貸付資金の多くは同提携先から流出していたほか、同提携先は脆弱な財務内容であり、当該長期貸付金等の返済には当該広告事業による収益を充当することとしていたものの、返済に見合う収益をあげる目途が立っていなかったこと等から、上記長期貸付金等の回収可能性は低いと判断され、貸倒引当金繰入額を計上すべきであったが、計上しなかった。

以上より、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書 (以下、これらを併せて「本件各報告書」という。)を提出するとともに、本件各 報告書を組込情報とする2通の有価証券届出書を提出し、これに基づく募集により 株式及び新株予約権証券を取得させた。

2 被審人は、有価証券届出書の第一部【証券情報】第3【第三者割当の場合の特記 事項】1【割当予定先の状況】「(6)割当予定先の実態」の欄において、割当予 定先であるA社について、信用調査会社から、A社の親会社に反社会的勢力等や違 法行為との関わりに懸念がある人物(X)との関係が指摘され、A社が増資引受先 として適格な相手方ということができないことを示す情報を得ていたにもかかわら ず、その事実を記載することなく、当該欄に調査結果として「当該割当予定先の主 要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでし た。」と記載し、あたかもA社の上記親会社が反社会的勢力等や違法行為と何らの 関係も有していないことが確認されたかのように記載した。

また、被審人は、有価証券届出書の第一部【証券情報】第1【募集要項】2【新規発行による手取金の使途】「(1)【新規発行による手取金の額】」の欄の「発行諸費用の概算額」に掲記された「(注)3.」において、割当予定先の新株予約権の行使に際して払い込まれた金額の5.5%相当額(消費税別)のファイナンシャル・アドバイザリー費用のうち、同払込金額の5%相当額(消費税別)は、B社を通じて、上記Xが預金口座や会社印を管理、利用することができる立場にあったC社に支払うことを企図していたが、その事実を記載することなく、「本件新株予約

権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の 5.5% (消費税別) がB社に対する アドバイザリー費用となっております。」と記載した。

以上より、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、これに 基づく募集により新株予約権証券を取得させた。

く争点>

各違反事実の対象とされた各四半期報告書(以下「本件各四半期報告書」という。) 及び各有価証券届出書(以下審判事件概要(2)に係る有価証券届出書を「本件有価証券届出書」といい、審判事件概要(1)に係る有価証券届出書と併せて「本件各有価証券届出書」という。)について、いずれも「重要な事項につき虚偽の記載」があることを争っており、具体的には、以下の点を争っている。

1 本件各四半期報告書及び第3四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書について

審判事件概要(1)記載の適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかったこと (以下「争点(1)」という。)

2 本件有価証券届出書について

審判事件概要(2)において引用されている各記載に虚偽があったこと(以下「争点②」という。)

<争点に対する被審人の主張>

1 争点①について

第1四半期、第2四半期及び第3四半期のいずれにおいても貸倒引当金繰入額を 計上しなかった会計処理は適正である。

2 争点②について

調査報告書によれば、A社及びA社の親会社自身は反社会的勢力との関係について「<該当なし>」とされていることから、新株予約権の割当予定先につき、「反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。」と記載することも、虚偽ではない。

く決定概要>

1 争点①について

ア 貸倒懸念債権に該当するか

被審人及び被審人の連結子会社(以下「被審人ら」という。)は、設立されたばかりで資本金 800 万円であるD社が携わる農業支援関連事業に関し、多額の金員を支出した。

それにもかかわらず、各支出において、支出の根拠となる個別の合意成立を示す 契約書等は後に債務弁済契約(以下「本件債務弁済契約」という。)が締結される まで作成されていなかったものであり、支出の性質を裏付けるやりとりや、多額に わたる支出金の使途が具体的に確認された形跡も見当たらない。そうすると、本件債務弁済契約が締結されるまでの間、被審人らの各支出の性質はあいまいとされ、D社による弁済の要否すら明確にされていなかったばかりか、支出の合理性を裏付けるに足りる確認すらなされていなかったというほかない。かえって、後に本件債務弁済契約で弁済の対象とされた 3,000 万円が当初は費用として計上され、また、支出の実態のないものまでソフトウェア仮勘定の名目で資産に計上されていたことからすれば、被審人において、一部の支出金が返還されないことを容認していたことすらうかがえる。

一方で、被審人らは、遅くとも同年7月中旬頃になって、D社に対し、それまで 農業支援関連事業に支出した資金の使途の状況につき情報提供を求めたことから、 D社が、第1四半期の時点から、支出を受けた資金を使途不明のまま費消していた ことを推認できることからすれば、D社において、上記支出金の返済が困難であっ たことも指摘できる。

さらに、本件債務弁済契約により定められた弁済条件では、弁済の確定期限や最低額等は定められておらず、被審人らがD社に支払う業務報酬の一部を反対債権として相殺することで弁済することができる旨が定められるなど回収方法が不安定なものである上、F社との間の紹介店斡旋契約に基づいて被審人らが受け取る紹介手数料収入だけが弁済の原資とされており、第2四半期中には同契約による手数料収入の実績はなく、第3四半期に手数料収入の実績はあったものの、本件債務弁済契約で定めた利息分にも到底及ばない金額であったことも考慮すると、具体的な回収の見込みがあったとはいえず、将来その見込みがあったと認めるに足りる事情もうかがわれないことにも照らすと、本件債務弁済契約の対象となった貸付金について、同契約により、具体的な回収の見込みがあったとは評価できない。

そうすると、各四半期における支出に係る債権は、貸付金として回収の見込みがある弁済条件が定められていたものとはいえず、さらには債務者において従前から支出金を使途不明のまま費消しており、支出金を返済することが困難な状態にあったものであって、客観的に見て、少なくとも、債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高いものと評価すべきであり、貸倒懸念債権に該当する。

イ 貸倒引当金繰入額について

D社において、第1四半期の時点から支出金の返済が困難な状態にあったことは 上記アで認定したとおりである。なお、第1四半期から第3四半期を通じて、各支 出について担保や保証が存在したことを認めるに足りる証拠はない。

上記アでも認定したように、被審人は、支出時点でなすべき確認等を怠っていた ものであり、支出金の返還を根拠づけるに足りる合意等もなく不合理な支出をして いたというべきであって、これにより支出金の返還が見込まれない相手に資金を支 出したものと評価せざるを得ない。

そうすると、上記のような支出金を債権として資産計上する判断をする場合には、 被審人において、全額について貸倒のおそれがあったと見積もることができたとい うべきである。

したがって、貸倒見積高は債権全額とすべきである。

2 争点②について

ア 新株予約権の割当予定先に係る記載について

信用調査会社による調査報告書の記載中には、割当予定先であったA社の完全親会社であるI社の代表取締役であったYについて、逮捕歴があり反社的懸念を要するXの影響下にあることなどが指摘され、「増資引受先として適格な相手方と言うことはできない」と明示されている。

それにもかかわらず、本件有価証券届出書には、割当予定先に係る調査結果として、「割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。」と記載されたものであるから、本件有価証券届出書には事実と異なる虚偽の記載があったものと認められる。

イ 新規発行による手取金の使途に係る記載について

形式的には、被審人とB社、B社とC社の間でそれぞれ契約が締結されているものの、両契約においては、新株予約権の行使額の 5.5%とされたアドバイザリー手数料のうち、その大半を占める5%をC社が最終的に受領することが合意されており、また、B社は、アドバイザリー契約締結時点で被審人との取引関係はあったものの、C社ないしA社の親会社G社との取引はなく、被審人をG社に紹介した者やXとの関わりも無く、XがC社において同社の預金口座の一部や会社印を利用することができる立場にあったこと等を併せ考えると、G社ないしXとの交渉に係る実際のアドバイザリー業務を担う立場もC社であることが合意されていたというべきであり、B社は、形式的に介在しているだけであったというほかない。

以上によれば、実質的には、アドバイザリー契約締結時点で、被審人とB社及び C社との間で、被審人からC社に本件アドバイザリー費用の大半を支払うことが合 意されており、そのことが被審人において企図されていたとみるのが相当である。

一方で、本件有価証券届出書の記載では、手取金の使途に係るアドバイザリー費用については、ファイナンシャル・アドバイザーの業務量に関連するものとして特定されており、その支払先として表示すべき相手は、まずはC社であったといわざるを得ない。

それにもかかわらず、本件有価証券届出書には、アドバイザリー費用の支払先が B社のみであってC社ではないかのような記載がされており、アドバイザリー費用 とされた新株予約権の行使額の 5.5%全てがB社に支払われるかのように記載され た本件有価証券届出書には、事実と異なる虚偽の記載があったと認められる。

以上は、平成29年2月3日付で決定された、平成27年度(判)第13号金融商品取引法 違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2016/39.pdf

【審判事例4】

【販売斡旋手数料の売上計上の可否(役務提供及び対価の実態の有無)が争われた事案】 (平成24年度(判)第41号金融商品取引法違反審判事件・決定日:平成26年8月28日)

<審判事件概要>

本件は、風力発電開発事業を営む被審人が、風力発電機メーカー2社との間で、被審人が手掛ける風力発電開発事業につき風力発電機販売斡旋契約(以下「各販売斡旋契約」という。)を締結し、建設会社への風力発電機の販売を斡旋するなどしたとして、販売斡旋手数料を売上計上したことについて、売上計上に必要な各販売斡旋契約に基づく役務提供及び対価の実態がなく、販売斡旋手数料を売上計上できないにもかかわらず、被審人がこれを売上計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したため、課徴金納付命令を勧告した事案である。

被審人は、下記「争点に対する被審人の主張」欄のとおり、売上計上に必要な役務 提供及び対価の実態があると主張して、争った。

く争点>

被審人が販売斡旋手数料を売上計上した、風力発電開発事業5案件(以下「本件5 案件」という。)に係る販売斡旋取引において役務提供及び対価の実態がなかったと 認められるか。

<争点に対する被審人の主張>

被審人は、風況観測等の各種調査等の準備行為をした上、風力発電機メーカーに対して風力発電所建設工事を行う建設会社を紹介し、風力発電機の販売を斡旋するとともに、各案件の立地場所の風況データ等、風力発電機の製造等に参考となる情報を提供しており、各販売斡旋契約に基づく役務提供には実態があった。

各販売斡旋契約においては、被審人が販売斡旋を行う対価として手数料を受け取る 旨合意されており、その販売斡旋に実態がある以上、対価に実態がないとはいえない。

く決定概要>

- 1 役務提供の実態がなかったと認められるか否かについて
 - ア 販売斡旋契約及びその後の売上計上に至った経緯

被審人は、自社開発案件(被審人の完全子会社(以下「発電所子会社」という。)が事業主体となる風力発電による売電事業のことをいう。以下同じ。)に関し、従来、直接販売方式(被審人が風力発電機メーカーから風力発電機を購入し、他社に販売する事業のことをいう。以下同じ。なお、自社開発案件においては、建設会社が被審人から風力発電機を購入し、発電所子会社の風力発電所に設置していた。)を採用し、風力発電機の売買代金を売上計上していたところ、監査法人から、その販売利益を連結会計上消去すべきであるとの指導を受け、当該利益に相当する利益を直接販売方式によらない方法により計上する必要があった。

また、被審人は、各販売斡旋契約上、販売斡旋手数料の発生条件を、風力発電機売買契約の締結前である、建設会社から風力発電機メーカーに対する内示書等の発

行時で足りるとしていた上、建設会社から風力発電機の発注を約束するものではない旨を明示されながら発行を受けた書面を根拠に販売斡旋手数料を売上計上するなどしていた。

以上、各販売斡旋契約が締結され、その後の売上計上に至る経緯に鑑みると、被審人は、各販売斡旋契約の契約内容自体を実現する必要性があったものではなく、専ら、被審人が直接販売方式により計上していた利益相当額を、連結会計上も消去されない方法により計上することを目的として同各契約を成立させたことが認められる。

イ 被審人の業務内容との関係

被審人は、自社開発案件においては、各案件の事業主体となる発電所子会社を設立し、同社に風力発電機を使用させ、売電事業を行わせることとしていたところ、その準備行為として、自ら集積した風況データ等に基づいて事業計画を具体化させており、その後も自らの事業の一環として、風力発電機メーカーや建設会社に働きかけ、風力発電機の選定や工事の請負候補等について検討を行う必要があった。

上記事情に照らせば、各販売斡旋契約に係る役務の内容として被審人が主張する 各行為は、自社開発案件における売電事業を実現する上で、被審人にとって行うこ とが必要不可欠な、被審人の事業内容そのものであったというべきである。

また、自社開発案件の事業主体は各発電所子会社であったが、各種準備行為の段階においても、事業計画が具体化した後においても、各発電所子会社が設立されていない場合が多いことなどからすると、上記各行為は、各発電所子会社の設立前後を問わず、被審人自らの業務内容であったと認められる。

ウ 風力発電機メーカーにとっての必要性

a 風力発電機の決定権限について

自社開発案件における風力発電機の購入に係る実質的な決定権限は、被審人が有しており、風力発電機の直接の購入者である建設会社は、風力発電機を使用する発注元の意向と異なる風力発電機を購入することはできず、風力発電機の購入に係る決定権限を有していなかった。したがって、被審人が風力発電機メーカーに対し建設会社の紹介等を行うことは、風力発電機メーカーが販売という目的を達成する上では、必要性の認められない行為であったといわざるを得ず、それを販売斡旋と評価することはできない。

b 風力発電機メーカーの認識等について

風力発電機メーカーは、被審人の自社開発案件に関しては、販売斡旋手数料を実質的に負担することはないとの認識を有したり、自社の販売する風力発電機を採用してもらうためには、同契約を締結することが前提となっている旨伝えられたりしたことにより、同契約の締結に至っており、同契約に係る役務の内容自体に、対価に見合う価値や意義を見出していたとは考えがたい。

また、被審人代表者自身、販売斡旋の内容として見積書に掲げられた個々の項目に係る内訳金額には根拠も意味もなかった旨自認する。

エー小括

以上の各販売斡旋契約及びその後の売上計上に至った経緯、被審人の業務内容 との関係並びに風力発電機メーカーにとっての必要性を総合すると、被審人は、 自社開発案件において、直接販売方式により計上していた利益相当額を売上計上 するという自己の会計上の便宜を図る目的で、専ら自らの事業のために行っていた、風力発電機メーカーにとっては必要性の認められない行為を、各販売斡旋契約に係る役務提供であると称しているにすぎず、本件5案件に係る被審人の行為に同契約に基づく役務提供としての実態はなかったものと認められる。

2 対価の実態がなかったと認められるか否かについて

販売斡旋手数料は、発電所子会社から、順次、建設会社及び風力発電機メーカーを経て被審人に支払われる金銭であるところ、建設会社及び風力発電機メーカーは、いずれも販売斡旋手数料分の代金を受領しない限り、建設会社は風力発電機メーカーに対し、風力発電機メーカーは被審人に対し、それぞれ販売斡旋手数料相当額を支払う必要はないこととされていたと認められる。また、本件5案件の関係者は、いずれも販売斡旋手数料の内実の詳細について関心を持っていなかった。そして、各販売斡旋契約は、風力発電機メーカーにとっては必要性がなく、販売斡旋手数料を自社の利益の中から負担するのであれば、決して締結されないような契約であった。

これらを総合すると、風力発電機メーカーは、被審人に対し、実質的には販売斡旋手 数料を負担していなかったというべきであり、また、販売斡旋手数料は内実を伴ってい なかったと認められるから、各販売斡旋契約に基づく役務提供について、対価の実態は なかったというべきである。

3 以上のことから、本件5案件に係る被審人の行為に、各販売斡旋契約に基づく役務提供としての実態はなく、また、同各契約に基づく対価の実態もなかったものと認められる。

以上は、平成 26 年 8 月 28 日付で決定された、平成 24 年度(判)第 41 号金融商品取引 法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2014/27.pdf

<事案の特色>

本件においては、被審人と風力発電機メーカーとの間で各販売斡旋契約が締結され、 当該契約上販売斡旋手数料の発生条件とされた建設会社から風力発電機メーカーに対す る風力発電機購入の内示書等が現に発行され、かつ、風力発電機メーカーが被審人に対 して実際に販売斡旋手数料の一部を支払っているなど、一見、販売斡旋手数料を売上計 上することに問題がないかのような外形が存在していた。

しかしながら、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品の販売等又は役務の給付によって実現したものに限る」(企業会計原則第二・三B本文)とされ、収益の認識は実現主義によることが示されている。また、実現主義の下での収益認識要件としては「財貨の移転又は役務提供の完了」とそれに対する「対価の成立」が要件とされており、役務の提供及びその対価に実態がない取引については、売上計上することが許されない。

この点、本件においては、①専ら被審人の会計上の便宜のために各販売斡旋契約が締結されたことや、被審人が売上計上の根拠とする内示書が、風力発電機メーカーに対する発注を約束する書面ではないことを建設会社と被審人との間で約束していたこととい

った、販売斡旋契約及びその後の売上計上に至った経緯、②被審人が役務提供と主張する行為は、自社開発案件において被審人の事業に不可欠な準備行為に過ぎないこと、③ 風力発電機メーカーは、被審人が役務提供と主張する行為に必要性を見出していなかったこと等の事実に照らせば、被審人が役務提供と主張する行為は、自社開発案件において専ら自らのために行っていた、風力発電機メーカーにとって必要のない行為であって、役務提供の実態はないと言わざるを得ない。

また、発電所子会社が建設会社に、その建設会社が風力発電機メーカーに、販売斡旋 手数料分の代金を順次支払うことによって初めて、風力発電機メーカーが被審人に対し て販売斡旋手数料を支払うこととされているなど、実質的には風力発電機メーカーが販 売斡旋手数料を負担しない仕組みが構築されていること等の事実に照らせば、対価の実 態もないと言わざるを得ない。

このように、本件は、形式的には売上計上要件を充足しているかに見える取引につき、 経緯、背景事情、目的、行為の性質及び取引全体のスキーム等の事実関係を詳細に分析 し、取引の経済的実質に着目した結果、売上計上に必要な役務提供や対価の実態がない ことが判明した点に特色がある。

<決定後の経緯>

被審人は、金融庁長官による課徴金納付命令決定に対し、平成26年9月26日、取消 訴訟を提起し、役務提供及び対価の実態が存在するため課徴金納付命令決定が違法であ る旨主張した。

平成28年2月26日、東京地方裁判所において、役務提供及び対価のいずれにも実態がなく課徴金納付命令決定は適法であるとして、被審人の請求を全部棄却する旨の一審判決が言い渡された(判決確定)。

【審判事例5】

【課徴金の要件としての経済的利得や故意過失の必要性】

(平成 23 年度(判)第 25 号金融商品取引法違反審判事件・決定日:平成 24 年 10 月 22 日)

<争点>

- 1 法 172 条の 2 第 1 項は、発行開示書類に虚偽の記載があることでそれがなかったときより多くの出資を得られるような場合以外の場合にも適用されるか。
- 2 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すために、発行者に具体的な経済的利得の あることが必要か。
- 3 法 172 条の 2 第 1 項の「重要な事項」はどのように解釈するのか。
- 4 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すために、発行開示書類の虚偽の記載と有価証券を取得させることとの間に因果関係のあることが必要か。
- 5 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すために、発行者に虚偽の記載についての 故意又はそれに類する責任要素(以下「故意過失等の責任要素」という。)のあるこ とが必要か。

<決定概要>

- 1 課徴金制度の下では、その趣旨・目的のため、違反者が現に経済的利得を得たか否かという個別的事情とは無関係に、所定の方式により機械的に算定される額の課徴金を課すこととされており、法 172 条の 2 第 1 項も、このことを前提としている。したがって、法 172 条の 2 第 1 項は、発行開示書類の虚偽の記載があることでそれがなかったときより多くの出資を得られるような場合以外の場合にも適用されるものである。
- 2 法 172 条の 2 第 1 項は、その文言上、課徴金の納付を命ずる要件として、虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者が実際に経済的利得を得たことを要求していない。
- 3 法 172 条の2第1項の「重要な事項」とは、投資者一般を基準として、投資者の投資判断に影響を与えるような基本的事項、すなわち、その事実について真実の記載がなされれば投資判断が変わるような事項をいうものと解するのが相当である。
- 4 法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すための要件として、発行開示書類の虚 偽の記載と有価証券を取得させることとの間に因果関係のあることは、文理上も実質 的にも、必要でない。
- 5 課徴金を課すための要件として、明文の定めもなしに、故意過失等の責任要素が一般的に要求されているとは解されず、法 172 条の 2 第 1 項に基づいて課徴金を課すための要件としても、明文の定めがない以上、発行者に虚偽の記載についての故意過失等の責任要素のあることは、必要でない。

以上は、平成 24 年 10 月 22 日付で決定された、平成 23 年度(判)第 25 号金融商品取引法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2012/23-25.pdf

※ 本件については、平成24年11月20日、被審人は、取消訴訟を提起した。

平成26年2月14日、東京地方裁判所は、原告(被審人)の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成26年6月26日、東京高等裁判所は、法第172条の2第1項に基づき課徴金を課すに当たり、発行者において具体的な経済的利得があること及び経済的利得が生じる一般的、抽象的な可能性があることは要件とされていないと解するのが相当であり、また、法第172条の2第1項の「重要な事項」とは、発行者から直接取得勧誘を受ける不特定の相手方のみならず、その相手方から譲渡を受ける可能性がある投資者一般を基準として、投資者の投資判断に影響を与えるような事項をいうものと解すべきであること、さらに、発行開示書類の虚偽記載と有価証券を取得させることとの間の因果関係は不要であると解すべきであること、そして、課徴金条項に基づく課徴金は、虚偽記載につき発行者に故意又は過失のあることは不要であると解すべきとして、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、控訴人は上告及び上告受理申立てをした。

平成27年1月22日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

【審判事例6】

【虚偽記載のある有価証券届出書により新株予約権証券を取得させた場合の課徴金額】 (平成22年度(判)第8号金融商品取引法違反審判事件・決定日:平成22年12月9日)

<争点>

- 1 新株予約権が行使されることなく消滅し、かつ、発行者が得た発行対価全額が取得者 へ交付された場合、法第172条の2第1項第1号の規定による課徴金が課されるか。
- 2 法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号にいう「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」 とはいかなる金額を指すか。

<決定概要>

- 1 法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による課徴金の額は、重要な事項に虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点で確定し、その後、新株予約権が行使されることなく消滅し、発行者が得た新株予約権証券の発行対価全額が取得者に交付されたとしても、同号の規定が適用されることに変わりはなく、同号の規定による課徴金が課されるというべきである。
- 2 「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」は、発行者が重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点における新株予約権の行使価額を基準に計算して得られた金額と解すべきである。

以上は、平成 22 年 12 月 9 日付で決定された、平成 22 年度(判) 第 8 号金融商品取引 法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2010/31.pdf

※ 本件については、平成22年12月24日、被審人は、取消訴訟を提起した。 平成24年6月29日、東京地方裁判所は、原告(被審人)の請求を棄却する旨の判 決を言い渡し、原告は控訴した。

平成25年3月28日、東京高等裁判所は、有価証券届出書の虚偽記載に係る新株予約証券部分の課徴金額の算定について、新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額(当初行使価額)は一義的に確定すること、また、法第172条の2第1項第1号について、課徴金の額を判断する基準時は有価証券を取得させた時点であり、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とは当該新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額(当初行使価額)であると解すべきなどとして、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、控訴人は上告及び上告受理申立てをした。

平成27年1月22日、最高裁判所において上告棄却決定及び上告不受理決定がなされ、判決が確定した。

【審判事例7】

【虚偽記載(資産の架空計上)の有無】

(平成 22 年度(判)第 29 号金融商品取引法違反審判事件・決定日:平成 23 年 10 月 3 日)

<審判事件概要>

本件は、被審人が、実際には納入されていないコンテンツ配信システムの開発(以下「本件システム開発」という。)に係る棚卸資産及び GSM モジュール(携帯電話用部品)の検査装置の開発(以下「本件検査装置開発」という。)に係る工具器具備品を資産として計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書(以下これらを併せて「本件各報告書」という。)を提出するとともに、本件各報告書を組込情報とする2通の有価証券届出書(以下「本件各届出書」という。)を提出し、これに基づく募集により株式及び新株予約権証券を取得させたことから、課徴金納付命令の勧告を行った事案である。

被審人は、「争点に対する被審人の主張」欄記載のとおり、株式会社Aに対して発注した、本件システム開発及び本件検査装置開発に係る各取引の前渡金として計上すべきであった金額を、誤ってそれぞれ棚卸資産及び工具器具備品として計上してしまったにすぎず、重要な事項につき虚偽の記載があるとはいえないと主張して争った。

決定では、本件システム開発及び本件検査装置開発はいずれも存在せず、本件各報告書には、実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が架空の資産として計上されたものと認定の上、当該架空計上に係る金額及び割合が相当大きいことに照らし、本件各報告書及び本件各届出書は、いずれも重要な事項につき虚偽記載があると判断された。

<争点>

本件各報告書及び本件各届出書に、重要な事項につき虚偽の記載があるか

<争点に対する被審人の主張>

本件各報告書には、本件システム開発及び本件検査装置開発に係る各取引の前渡金として計上すべきものを、棚卸資産及び工具器具備品として計上した誤りがあるが、 資産計上したことに誤りはないから、本件各報告書及び本件各届出書に重要な事項に つき虚偽の記載があるとはいえない。

すなわち、被審人は、株式会社Aに対し、株式会社Bと行っていたディジタル TV 共同開発事業(以下「本件 TV 共同開発」という。)の一環として、本件システム開発を発注し、この前渡金の支払に充てるため、株式会社Aに対して手形を振り出した。被審人が資産計上していた棚卸資産は、この開発の前渡金として計上すべきであったものである。

また、被審人は、海外メーカーから株式会社Aを介して GSM モジュールを仕入れた際、株式会社Aに対し、本件検査装置開発を発注し、この前渡金等の支払に充てるため、株式会社Aに対して手形を振り出した。被審人が資産計上していた工具器具備品は、この開発の前渡金として計上すべきであったものである。

<決定概要>

1 本件システム開発の存否について

本件システム開発については、そもそも被審人と株式会社Aとの間の契約書等が存在しない上、被審人内部で本件システム開発についての検討がなされるであろう経営会議の出席者らがその存在を認識しておらず、稟議書等並びに役員会及び経営会議の議事録等も一切存在していない。また、本件システム開発が本件 TV 共同開発の一環であるとの被審人の主張によれば、株式会社Bと株式会社Aとの間で何らかの協議がなされてしかるべきであるのに、両者間には、このような協議はおろか、取引関係すらない。さらに、株式会社Aには、本件システム開発についての業務に係る資料等が全く存在していない上、本件システム開発の成果らしきものが全く納入されていないのに、被審人は、株式会社Aに対し、本件システム開発の精算を求めていない。そして、本件システム開発が実際に存在していたのであれば、そのとおり会計処理をすれば済むはずであるのに、株式会社Bから購入していた製品を株式会社Aからも仕入れたという真実と異なる書類も複数作成されていることからすると、本件システム開発が存在していたとは認められない。

2 本件検査装置開発の存否について

被審人の役員であるC氏は、審判廷において、本件検査装置開発については、継続の予定であった GSM モジュールの取引に必要なものであり、その発注を当時被審人の役員であったE氏に指示していた旨陳述する。また、株式会社Aの役員であるD氏は、審判廷において、被審人から、GSM モジュールの検査装置の開発の委託を受けたが、GSM モジュールの納品を急がされたことから、検査しないまま納品し、本件検査装置開発に対応する部分の代金は、GSM モジュールの代金が上記検査装置の開発費用と一括で決まっていたため、利益として受け取った旨陳述する。

しかし、E氏は、証券監視委の調査及び社内調査委員会の事情聴取に対し、C氏から、株式会社AからのGSMモジュールの仕入額に一定額を上乗せして支払うよう指示を受けており、本件検査装置開発に係るものとされる各書類のうち、検査装置一式に係る記載は虚偽である旨の、C氏及びD氏の上記各陳述に反する供述をしている。

そこで、前記各陳述の信用性を検討すると、C氏は、証券監視委の調査に対しては、株式会社Aとの間で決済未了であった取引の差額の帳尻を合わせるため、過大な取引金額を決めてE氏に伝えた旨供述している。また、C氏は、社内調査委員会の事情聴取に対し、GSM モジュールの金額より余分に株式会社Aに支払をするよう指示をしたが、それ以上の具体的指示はしていない旨供述している。このように、C氏は、E氏の上記供述に符合することを述べながら、審判廷では自らの上記各供述と異なる陳述をしているのに、このように供述を変遷させたことにつき、合理的な理由もうかがわれない。

また、C氏の前記陳述からすると、株式会社Aは、GSM モジュールを納品した後も、検査装置の開発を継続しているはずで、これを行わないのであれば、被審人との間で、その精算をするはずである。しかし、株式会社Aは、上記検査装置の開発に着手すらしていない上、その精算もしていない。D氏は、この理由につき、前記陳述をしているものの、何の開発もしていないのに、高額の利益を収受できる理由として首肯し難い上、その陳述自体、本来符号するはずのC氏の前記陳述とも矛盾している。

他方、E氏の前記供述は、C氏の従前の上記各供述と符号する上、その供述内容に 沿った各書類も存在している。

そうすると、C氏及びD氏の審判廷における各陳述は、いずれも採用することができず、かえって、E氏の前記供述こそが、信用できる。

以上の次第で、被審人の主張に係る本件検査装置開発は、他にこれを認めるに足りる証拠もない以上、これが存在していたとは認められない。

3 まとめ

このように、被審人の主張に係る本件システム開発及び本件検査装置開発は、いずれも存在していたとは認められない一方、本件各報告書には、実際には納入されていない棚卸資産及び工具器具備品が架空の資産として計上されている。

そして、これらの架空計上にかかる金額及び割合が相当大きいことに照らせば、本件各報告書及びこれらを組込情報とする本件各届出書は、いずれも重要な事項につき 虚偽の記載があるものと認められる。

以上は、平成23年10月3日付で決定された、平成22年度(判)第29号金融商品取引 法違反審判事件の決定の概要をまとめたものである。

決定要旨全体版は、金融庁ウェブサイトを参照されたい。

https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/05/2011/19.pdf

VI 参考資料

(表1)課徴金納付命令勧告の内訳 (単位:件)

(我工) 陈成亚州门市门的日沙门旅 (丰区:门)						1 /			
	年度		H18 ~ H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
	虚偽記載の勧	告件数	96	10	6	10	5	7	134
	発行開示	書類等	6	1	0	0	0	0	7
		うち個人	5	0	0	0	0	0	5
	継続開示書類		45	6	3	6	4	4	68
	両方の書類		44	3	3	4	1	3	58
	大量保有・変更報告書		1	0	0	0	0	0	1
		うち個人	1	0	0	0	0	0	1
	不提出の勧	告件数	4	0	0	0	0	0	4
	発行開示書類		3	0	0	0	0	0	3
	継続開示書類		1	0	0	0	0	0	1
	公開買付に係る	勧告件数	1	0	0	0	0	0	1

[※] 年度とは当年4月から翌年3月をいう(表1から表5において同じ)

(表2) 課徴金納付命令勧告の金額(年度別)

年度	課徴金額	年度	課徴金額
H18	6億3,333万円	H27	78 億 12 万円
H19	6, 684 万 9, 997 円	H28	4億2,578万円
H20	19 億 1, 390 万 9, 997 円	H29	1, 200 万円
H21	7億1,147万9,998円	H30	3億9,343万円
H22	18 億 7, 981 万 9, 994 円	R1	27 億 4, 695 万 5, 000 円
H23	5億6,925万円	R2	27 億 4, 685 万 4, 996 円
H24	7億2,174万9,994円	R3	3億9,719万9,997円
H25	10 億 4, 836 万 9, 999 円	R4	3億7,719万円
H26	6億 464 万円	合計	230 億 4, 892 万 9, 972 円

^{※ 1} 課徴金額は勧告時点のもの。

² 平成 21 年度に個人に対して行われた 1 件 (課徴金額 1 億 2,073 万円) については、課徴金納付命令 勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

(表3) 違反行為者(発行者である会社)の市場別分類

(単位:社)

年度	R4	計※2
東証計	6	6 (128)
プライム	4	4
スタンダード	2	2
グロース	0	0
名証計	0	0 (9)
プレミア	0	0
メイン	0	0
ネクスト	0	0
札証計	1	1 (6)
札証(本則)	1	1 (4)
アンビシャス(新興)	0	0 (2)
福証(本則)	0	0 (2)
年度別計	7	7 (145)

※ 1 令和4年4月、東証及び名証において、以下のとおり市場区分の見直しが行われたことから、当該見直しを踏まえ、違反行為者の市場別分類を新たに集計している。

(見直し後の市場区分)

・東証:プライム市場、スタンダード市場、グロース市場

名証:プレミア市場、メイン市場、ネクスト市場

- 2 括弧書きの数値は、平成 18 年度から令和 4 年度までの合計値(令和 3 年度以前の数値は次表参 昭)
- 3 複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない場合がある。

(参考) 令和3年度以前(東証・名証における市場区分の見直し前)の 違反行為者(発行者である会社)の市場別分類

(単位:社)

(単位・社						上/		
	年度	H18 ~ H28	H29	Н30	R1	R2	R3	計
	東証計	89	2	10	6	10	5	122
	東証1部(本則)	30	0	5	2	4	2	43
	(うち旧大証1部)	7	0	0	0	0	0	7
	東証2部(本則)	11	0	3	0	2	1	17
	(うち旧大証2部)	4	0	0	0	0	0	4
	マザーズ(新興)	18	0	0	0	0	1	19
	ジャスダック(新興)	30	2	2	4	4	1	43
	名証計	9	0	0	0	0	0	9
	名証1部(本則)	6	0	0	0	0	0	6
	セントレックス(新興)	3	0	0	0	0	0	3
	札証計	5	0	0	0	0	0	5
	札証 (本則)	3	0	0	0	0	0	3
	アンビシャス(新興)	2	0	0	0	0	0	2
	福証(本則)	2	0	0	0	0	0	2
	本則市場計	52	0	8	2	6	3	71
	新興市場計	53	2	2	4	4	2	67
	年度別計	105	2	10	6	10	5	138

- ※ 1 複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。
 - 2 平成 25 年 7 月 16 日、東証と大証の現物市場が統合された。なお、平成 25 年 7 月 15 日以前に勧告を行った違反行為者について、東証 1 部と大証 1 部に上場していた場合には「東証 1 部」の欄に 2 件、「うち旧大証 1 部」の欄に 1 件と表示している(東証 2 部と大証 2 部に上場していた場合も同様)。

(表4) 違反行為者(発行者である会社)の業種別分類 (単位:社)

					٠, ١	- <u> </u>	1工/
年度	H18 ~ H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
情報・通信業	21	1	1	1	1	2	27
サービス業	17	0	1	2	2	2	24
卸売業	13	4	0	2	0	0	19
建設業	8	1	0	0	0	1	10
電気機器	7	0	0	2	0	0	9
小売業	5	1	0	0	1	0	7
機械	4	0	0	1	0	0	5
不動産業	4	0	1	1	0	0	6
食料品	2	0	0	1	0	0	3
倉庫・運輸関連業	2	0	0	0	0	0	2
その他製品	2	0	1	0	0	1	4
水産・農林業	1	0	0	0	0	0	1
非鉄金属	1	1	0	0	0	0	2
金属製品	0	1	0	0	0	0	1
輸送用機器	1	0	1	0	0	0	2
精密機器	1	0	0	0	0	0	1
証券・商品先物取引業	1	1	0	0	1	0	3
その他金融業	2	0	1	0	0	1	4
年度別計	92	10	6	10	5	7	130

[※] 業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

(表5) 主な不正会計等の内容 (単位:件)

年 度	R1	R2	R3	R4	計
売上の過大計上/前倒し計上	2	8	3	7	20
売上原価の過少計上	1	3	1	2	7
引当金の過少計上	2	0	0	1	3
その他費用の過少計上	0	2	1	1	4
営業外費用の過少計上	0	1	0	0	1
利益の前倒し計上	0	1	0	0	1
損失の不計上/先送り	1	1	3	0	5
子会社の連結除外	0	1	0	0	1
資産の過大計上	0	1	1	1	3
関連当事者取引に係る	1	1	0	0	2
注記の不記載	'	'	U	U	2
非財務情報の虚偽記載	2	0	0	1	3
年度別計	9	19	9	13	50

[※] 複数の虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

情報提供窓口からのご案内

☆是非ともお寄せください!

- 粉飾決算(架空売上・架空利益の計上等)
- 投資者保護上の問題(著しい高利回りを明示する金融商品等)
- 市場における不正取引(インサイダー取引、相場操縦等)

粉飾決算

投資詐欺

金融商品の 不適切な勧誘 インサイダー 取 引

相場操縦

風説の流布



証券取引等監視委員会 情報提供窓口

インターネット: https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

電話: 0570-00-3581(ナビダイヤル)

(一部の IP 電話等からは03-3581-9909)

※受付時間 平日:午前8時45分~午後5時

FAX(高齢者、障がい者専用):03-3506-6699

※「証券取引等監視委員会情報提供窓口」と明記して下さい。

証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館